

建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、行政、建設企業、公共及び民間の発注者その他建設業に関わる者が一体となって、建設業における建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の普及・活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建設業退職金共済（以下、建退共）の普及等に向けた取組を進める上での課題、取組方針等を協議するとともに、関係者の取組状況の定期的な情報共有を図ることにより、建設業における処遇改善の取組を総合的かつ継続的に推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 CCUS の活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保並びに建退共の普及の取組を進める上での課題に関する意見の交換
- 二 その他、CCUS の活用を通じた処遇改善の取組を進める上での課題に関する意見の交換
- 三 CCUS の活用を通じた処遇改善に関する取組方針についての協議・確認
- 四 CCUS の活用を通じた処遇改善の推進に向けた周知及び啓発
- 五 関係者の取組状況の情報共有及び意見の交換
- 六 その他前条の目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 学識経験者
 - 二 建設業者団体
 - 三 建設工事の発注者で構成する団体
 - 四 建設業に関係する団体（第二号及び第三号に掲げるものを除く）
 - 五 厚生労働省
 - 六 国土交通省
 - 七 日本年金機構
 - 八 その他協議会が必要と認める者
- 2 前項第二号に掲げる構成員は、社会保険加入促進計画を作成し、協議会に提出する。
- 3 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長の承認を得て構成員とな

る。

(会長)

第5条 協議会に会長及び副会長5人以内を置く。

- 2 会長は、学識経験者の中から互選によって選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、運営を統括する。
- 4 会長は、副会長を指名し、副会長のうち1名を会長代行に指名することができる。
- 5 会長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(副会長)

第6条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

- 2 副会長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(協議会の招集)

第7条 協議会の招集は、会長が行う。

- 2 協議会は、年1回以上開催する。

(ワーキンググループ)

第8条 協議会の円滑な運営に資するため、協議会にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、第4条第1項に掲げる構成員のうち、会長が指定した者により組織する。
- 3 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、前項に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 ワーキンググループに関して必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務は、国土交通省不動産・建設経済局建設振興課が行う。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

- 2 本協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、第4条第1項第1号に掲げる者を除き行わない。

附 則

この規約は、平成24年5月29日より施行する。(平成29年5月8、平成30年6月21日、令和3年3月19日、令和3年12月20日、令和7年6月12日一部改訂)

建設キャリアアップシステムの活用を通じて、社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建退共の適正履行の確保をはじめとした技能者の更なる処遇改善を推進するため、「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」を設置。※「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」を発展的改組

構成団体等（合計 106 団体）

学識経験者

蟹澤 宏剛 芝浦工業大建築学部教授 ◎

建設業団体(82団体)

(一財) 中小建設業住宅センター
(一社) 建設産業専門団体連合会 ○
(一社) 建築開口部協会
(一社) 住宅生産団体連合会
(一社) 消防施設工事協会
(一社) 情報通信エンジニアリング協会
(一社) 全国基礎工事業団体連合会
(一社) 全国クレーン建設業協会
(一社) 全国建行協
(一社) 全国建設業協会 ○
(一社) 東京建設業協会
(一社) 全国建設産業団体連合会
(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会
(一社) 全国建設室内工事業協会
(一社) 全国タイル業協会
(一社) 全国ダクト工業団体連合会
(一社) 全国中小建設業協会
(一社) 全国中小建設工事業団体連合会
(一社) 全国鐵構工業協会
(一社) 全国道路標識・標示業協会
(一社) 全国特定法面保護協会
(一社) 全国防水工事業協会
(一社) 全日本瓦工事業連盟
(一社) 鉄骨建設業協会
(一社) 日本アンカー協会
(一社) 日本ウェルポイント協会
(一社) 日本ウレタン断熱協会
(一社) 日本運動施設建設業協会
(一社) 日本海上起重技術協会
(一社) 日本型枠工事業協会
(一社) 日本機械土工協会
(一社) 日本基礎建設協会

(一社) 日本橋梁建設協会
(一社) 日本金属屋根協会
(一社) 日本空調衛生工事業協会
(一社) 日本グラウト協会
(一社) 日本計装工業会
(一社) 日本建設業経営協会
(一社) 日本建設業連合会 ○
(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会
(一社) 日本建設組合連合
(一社) 日本建築板金協会
(一社) 日本在来工法住宅協会
(一社) 日本左官業組合連合会
(一社) 日本サッシ協会
(一社) 日本シャッター・ドア協会
(一社) 日本潜水協会
(一社) 日本造園組合連合会
(一社) 日本造園建設業協会
(一社) 日本タイル煉瓦工事業会
(一社) 日本電設工業協会
(一社) 日本道路建設業協会
(一社) 日本塗装工業会
(一社) 日本葦工業連合会
(一社) 日本トンネル専門工事業協会
(一社) 日本内燃力発電設備協会
(一社) 日本配管工事業団体連合会
(一社) 日本保温保冷工業協会
(一社) 日本屋外広告業団体連合会
(一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
(一社) ビルディング・オートメーション協会
(一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会
(一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会
(一社) フローリング協会
(一社) マンション計画修繕施工協会

(公財) 建設業適正取引推進機構
(公社) 全国解体工事業団体連合会
(公社) 全国鉄筋工事業協会
(公社) 日本エクステリア建設業協会
全国圧接業協同組合連合会
全国板硝子工事協同組合連合会
全国管工事業協同組合連合会
全国建設業協同組合連合会
全国建設労働組合総連合 ○
全国建具組合連合会
全国ポンプ・圧送船協会
全国マスチック事業協同組合連合会
全日本板金工業組合連合会
ダイヤモンド工事業協同組合
日本外壁仕上業協同組合連合会
日本建設インテリア事業協同組合連合会
日本室内装飾事業協同組合連合会

建設業関係団体(8団体)

(一財) 建設業振興基金
建設業労働災害防止協会
(公財) 建設業福祉共済団
(公社) 全国ビルメンテナンス協会
全国社会保険労務士会連合会
独立行政法人勤労者退職金共済機構
日本行政書士会連合会
日本建設産業職員労働組合協議会

国土交通省

大臣官房会計課
大臣官房技術調査課
大臣官房官庁営繕部計画課
不動産・建設経済局建設業課
不動産・建設経済局建設振興課(事務局)

発注者団体(16団体)

(一社) 全国住宅産業協会
(一社) 日本ガス協会
(一社) 日本経済団体連合会
(一社) 日本建築士事務所協会連合会
(一社) 日本自動車工業会
(一社) 日本電機工業会
(一社) 日本民営鉄道協会
(一社) 不動産協会
(一社) 不動産流通経営協会
(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会
(公社) 全日本不動産協会
(公社) 日本建築家協会
(公社) 日本建築士会連合会
(公社) 日本建築積算協会
電気事業連合会
日本商工会議所

オブザーバー(地方関係団体)

全国市長会
全国知事会
全国町村会

行政関係機関

厚生労働省
労働基準局労働保険徴収課
職業安定局雇用保険課
職業安定局雇用開発企画課建設・港湾対策室
雇用環境・均等局勤労者生活課
保険局保険課全国健康保険協会管理室
年金局事業管理課
日本年金機構 厚生年金保険部
◎: 会長 ○: 副会長(4)

「労務費に関する基準」に係る取組状況

1. 「労務費に関する基準」について

2. これまでに実施した取組について

(1) 全面施行に併せた対応

- ガイドライン類の整備
- 労務費に関する基準値の公表
- 改正法による新たなルールの周知

(2) 実効性確保策に係る進捗

- 労務費等を内訳明示した見積書の作成促進
- 建設技能者を大切にする企業の自主宣言の創設
- 建設Gメンによる調査の取組
- 「みらいエコ住宅2026事業」における担い手確保に向けた取組推進の要件
- CCUSレベル別年収の改定
- コミットメント条項の導入
- 労務費ダンピング調査

3. 今後の取組方針について

(1) 今後のフォローアップ

(2) 実効性確保策（賃金情報提供制度の構築・悪質な事業者や事例の「見える化」）

4. ロードマップについて

1.「労務費に関する基準」について

技能者の処遇改善に向けた新たなルールの導入

第三次・担い手3法の制定（R6.6公布、R7.12全面施行）

- 建設業者に対し、労働者の知識、技能等の評価に基づき賃金支払い等を行うことを努力義務化（建設業法25条の27）。
- 中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成（同法34条）し、請負契約における適正な労務費の水準を明確化。
- 併せて、基準を著しく下回る見積り・契約締結を禁止（同法20条、19条の3）し、違反した業者は指導・監督（同法28条）、発注者は勧告・公表（同法20条）の対象。



これらの措置により、公共工事・民間工事を問わず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において、適正な労務費を確保。そのうえで、「CCUSレベル別年収」を活用し、現場の技能者に、経験・技能に応じた適切な水準の賃金が支払われるようにする。

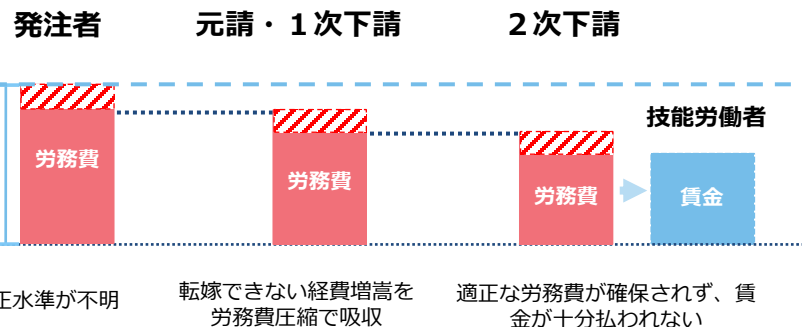
現状

目指す姿

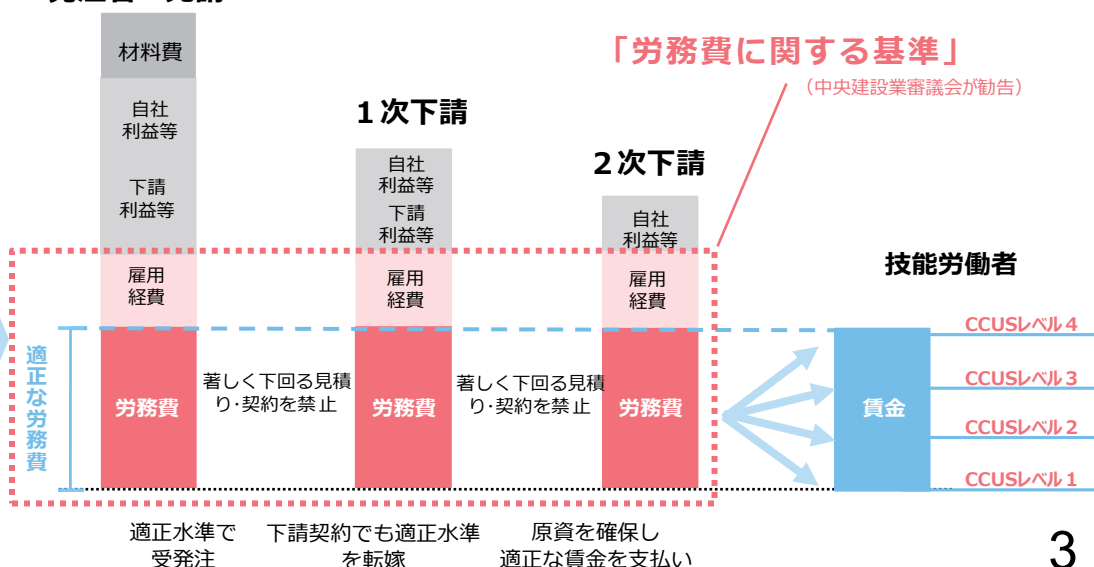
R7.12実施

労務費確保のイメージ

建設工事請負契約に係る特有の課題



発注者・元請



- 「労務費に関する基準」は、技能者の処遇改善により建設業を持続可能なものとするため、「通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」を示すことにより、適正な労務費（賃金の原資）が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請-下請間、下請間の全ての取引段階の請負契約において確保され、技能者に適正な賃金が支払われることを目指すものである。

「労務費に関する基準」の位置づけ

- 公共工事・民間工事を問わず、契約当事者間での価格交渉時に参照できる、「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費」（＝適正な労務費）の相場観として作成。
- 個別の契約において確保されるべき労務費は個々の現場ごとに異なるため、受注者は見積り時（公共工事であれば入札時）に、本基準の考え方に沿って適正に労務費等を見積り、価格交渉・決定することが必要。
- 本基準の考え方に比して、著しく低い労務費等による受注者からの見積り、注文者からの見積り変更依頼、総価での原価割れ契約について、行政が指導・監督を行う際の参考指標としても活用。

「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」の考え方

- 技能者の賃金水準について、まずは早急に公共工事設計労務単価水準並とし、他産業並以上への処遇改善を実現することを目指す。
- この水準の賃金支払いに必要な原資を、公共工事・民間工事を通じて確保するため、「適正な労務費」を公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準とする。
(高い技能を持つ技能者が施工する必要がある場合等においては、受注者側が労務単価を割り増して見積り、価格交渉により必要な労務費を確保。)

通常必要と認められる労務費

＝ 適正な労務費

$$= \text{設計労務単価} \times \text{労働時間}$$

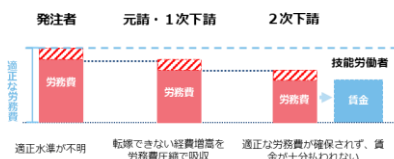
$$= \text{設計労務単価} \times \text{歩掛} \times \text{数量}$$

- ◆ 労務単価については、設計労務単価を下回る水準を設定しないこと、歩掛については、当該工事の施工条件・作業内容等に照らして、受注者として責任を持って施工できる水準を計算して設定することが必要。
- ◆ 個々の請負契約における適正な労務費確保の円滑化のため、別途、国土交通省が、職種分野別に、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の、本基準を踏まえた適正な労務費の具体値を、「労務単価×歩掛」の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。

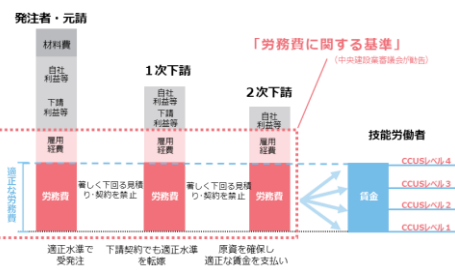
労務費確保のイメージ

現状

建設工事請負契約に係る特有の課題



目指す姿



労務費に関する基準を踏まえた「基準値」の公表

- 価格交渉における、本基準に沿った適正な労務費の確保をより円滑に進めるため、国土交通省において、**職種分野別に、本基準を踏まえた適正な労務費の具体値を、トンあたり、平米あたり等の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。**
- 基準値は、専門工事業団体・元請建設業団体・国土交通省から成る「職種別意見交換会」等を経て決定。
- 基準値は、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の値とし、個別の請負契約においては、**受注者が現場ごとに本基準値を踏まえて労務費等を適正に見積もること、また、注文者がそれを尊重することが必要。**

※基準値の定めのない職種分野においても、本基準の基本的考え方に沿った「適正な労務費」を確保する必要性に変わりはない。

基準値のフォーマット

※建築工事の原則パターン

		対象工事		「労務費の基準値」の前提となる標準的な規格・仕様	
工事の種類		●●工事			
標準的な規格・仕様		□□□			
条件	××の種類	×××			
	△△の種類	△△△			
労務費の基準値(例)		1,754(円/m ²)(例)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 ×設計労務単価 (円/m ²)	日当たり作業量 (参考値) (m ² /人・日) 16.67 m ² /人・日 =1÷0.06 人・日/m ²
	●●工	0.05	30,000	1,500.00	
	■作業員	0.01	25,400	254.00	
	合計			1,754.00	
					算出根拠 (内訳)
					日当たり作業量 (参考値) ※施工単位当たり 歩掛の合計の逆数

設計労務単価：令和〇年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による
労務歩掛：◇◇◇◇による
(内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示した)
「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】
□□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業

【条件】
・条件は以下の通り。
××の種類：×××
△△の種類：△△△
◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】
・主な作業内容としては、上記条件における□□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
……（例えば、作業に当たっての制約要件（作業場所の広さ等）など【条件】を補足する内容を記載することを想定）を基本とする

なお、上記条件と異なる場合には、個々の建設工事の実態に即して、適切な補正を行う必要がある。

算出に使用した設計労務単価と歩掛の詳細

見積・価格交渉等の場面における留意点
(職種別意見交換会において検討し、その結果を反映した内容を記載)

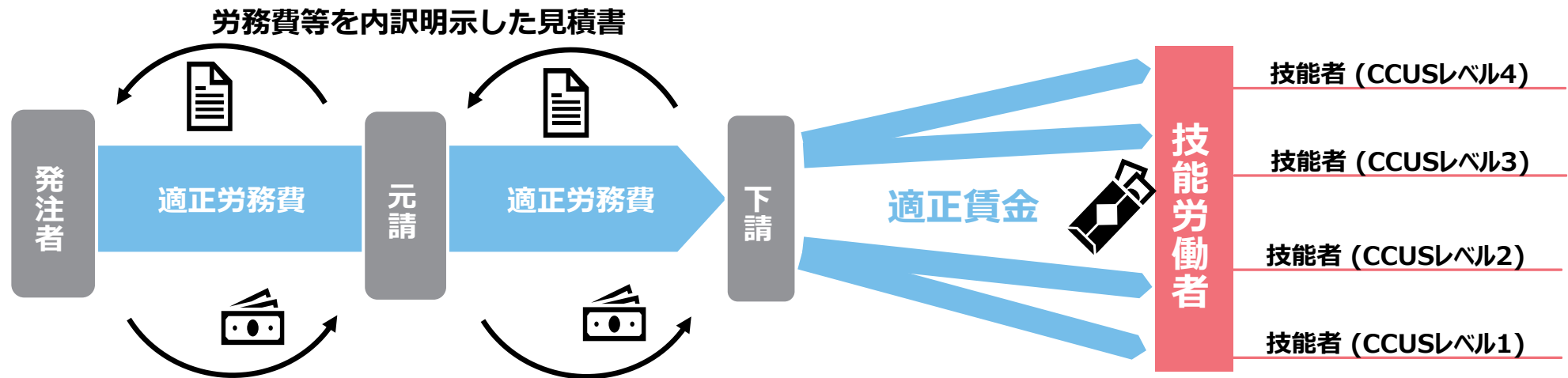
基準値の例

職種分野	基準値	適用条件等
鉄筋工事 (建築)	71,472円/t	代表的な歩掛の作業内容： 建築構造物等の鉄筋の工場加工 及び現場組立、コンクリート打設時 における合番 条件： RCラーメン構造、階高3.5～4.0m 程度、形状単純 等
型枠工事 (建築)	5,291円/m ²	代表的な歩掛の作業内容： 建築構造物等の合板型枠の加工 及び組立、コンクリート打設時の合 番、型枠点検及び保守、型枠の取 外し 条件： 普通合板型枠、ラーメン構造・地上 軸部、階高3.5～4.0m程度 等

※職種分野別に代表的な基準値（東京都の例）を例示
※基準値は個別の請負契約においてそのまま適用できるものではなく、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、具体的な作業内容や施工条件等を踏まえ、基準値を補正して労務費を算出する必要がある。

上記を含め、22職種分野133工種（作業）において基準値を設定済み。（全29許可業種中19業種に対応）

- 「労務費に関する基準」により、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて適正な労務費（賃金の原資）を確保するとともに、「CCUSレベル別年収」による、個々の技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払いを目指す。



労務費等を内訳明示した
見積の商慣行化

国・団体による様式例の提供等
を通じ見積書における労務費等
の内訳明示の商慣行化

技能者を大切にする
企業の自主宣言制度

適切に技能者を処遇する
優良事業者を見える化・
優先選定する仕組みを導入

コミットメント制度
の導入

請負契約の注文者が、受注者
の適正な労務費・賃金支払い
を確認する仕組みを導入

CCUSレベル別年収
の支払い

技能者の技能・経験に応じた
設計労務単価水準の賃金として
CCUSレベル別年収を推進

令和8年度『労務費に関する基準』に係る取組

- 全面施行後、最初の年度であり、労務費に関する基準の定着・徹底のための取組を強力に推進していく。
 - ① まずは、労務費等を内訳明示した見積書の商習慣化、「職人いきいき宣言」の拡大、コミットメント制度の普及促進、CCUSレベル別年収や労務費の基準値の普及促進を行う。
 - ② 加えて、新規に実施するフォローアップ調査を講じるほか、建設Gメンによる調査等を通じた法令遵守に向けた対応を実施。
- これにより、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて適正な労務費（賃金の原資）を確保するとともに、「CCUSレベル別年収」による、個々の技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払いを実現する。

実効性確保策の
継続・推進

労務費等を内訳明示した見積書の商慣行化

- 書き方ガイドの活用、事業者による見積書作成や団体による「標準見積書」の作成の促進。

技能者を大切にする企業の自主宣言制度

- R8.7.1より経営事項審査の加点項目となることも踏まえ、宣言企業の拡大に向け周知徹底を図る。

コミットメント制度の導入

- 標準約款等の周知普及などにより、活用促進を図る。

CCUSレベル別年収の支払い

- 活用に向けた更新・周知を行う。
- 加えて、「賃金情報提供システム※」の試行運用を実施、本格導入に向けた検討を行う。
※CCUSレベル別年収（標準値）を下回る場合について重点的に確認。

新規的な取組

F U 調査



- ✓ 新たな商習慣がどの程度定着しているか、労務費の行き渡りボトルネックはどこか、CCUSレベル別年収（目標値）が払われているかについて、フォローアップ調査を実施。
- ✓ まずは一部の業種・工事を対象に調査を実施し、次年度以降の取組継続、必要な措置について検討を進めていく。

法令遵守の対応

取引適正化

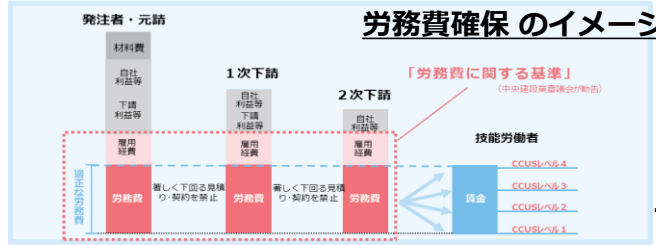


- ✓ 1月に公表した取引事例集について、周知徹底を図りつつ、建設Gメンによる取引実態の調査を本格的に実施し、当該調査において確認された法違反のおそれのあるケースを踏まえ、事例集について充実を図っていく。
- ✓ 中小企業庁や厚生労働省等の関係省庁の連携の継続や、情報共有等のあり方について検討を進める。

官民連携で
実効性を確保



➤ これらの取組の継続・推進に加え、あらゆる機会を捉えてサプライチェーン全体での制度理解に向けた周知徹底を図り、官民連携による実効性確保策の推進を図っていく。



2. これまでに実施した取組について

(1) 全面施行に併せた対応

- 改正建設業法の「労務費に関する基準」に関連する規定等の施行と併せて、その円滑な運用に向け、以下のガイドライン類を新規作成又は改正した。
- これらの活用により、建設Gメンや許可行政庁による調査・監督等の実効性を確保し、向上を目指す。

新規作成

- 「労務費に関する基準の運用方針」 (令和7年12月公表) (p.9)
- 「建設工事の見積書様式例 徹底 書き方ガイド (運用編)」 (令和8年3月公表) (p.14)
- 「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」
(令和7年12月公表) (p.23)

改 正

- 「元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン」 (令和8年1月改定)
- 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」 (令和8年1月改定)
- 「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」 (令和7年12月改定)
- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」 (令和7年12月改定)

「労務費に関する基準」の運用方針について

- 労務費に関する基準の勧告とあわせ、国土交通省において、本基準に基づく価格交渉時の留意点等の詳細を整理した「『労務費に関する基準』の運用方針」を提示。
- 本基準において位置づけられた適正な労務費が請負契約において適切に確保されるよう、労務費等を内訳明示した見積書の提出・尊重等の、「基準」「運用方針」等に沿った新たな商習慣の定着を図る。

運用方針の構成

○「労務費に関する基準」に基づく取引について、計71の運用方針を提示

① 基準に関する基本的な考え方・取扱い（方針1～15）

- ・・・「通常必要と認められる労務費（基準値）」と異なる額での見積りの取扱いについて
- ・・・精算を行うことに係る考え方について 等

② 受注者の対応（方針16～24）

- ・・・受注者が、再下請負先からあらかじめ見積りを取らずに、注文者に対して見積書を提出する場合の取扱いについて 等

③ 注文者の対応（方針25～35）

- ・・・注文者側から様式を指定して見積りを求める場合について 等

④ 発注者-元請（総合工事業者）間の見積り・契約における対応（方針36～56）

- ・・・民間発注者として、どのように建設工事の予算を決めるべきか
- ・・・発注者は見積期間をどのように確保すべきか
- ・・・元請（総合工事業者）が発注者に提出する見積書についても、労務費の内訳明示をしなければならないのか。等

⑤ コミットメント制度における取扱い（方針57～71）

- ・・・コミットメント制度のメリットについて 等

○専門工事業者向けに労務費・必要経費等を内訳明示した見積書の様式例（詳細版・簡易版）及びその記載要領（「書き方ガイド」）を提示

⇒見積書様式例については、各専門工事職種の取引の事情に応じ、専門工事業団体においてアレンジして活用可能




↓運用方針はコチラのページから↓



「労務費に関する基準」ポータルサイト

- 令和6年11月以降、これまでに計25の職種別意見交換会を実施。
- 職種別意見交換会では、各業界の実情に応じた「労務費の基準値」の示し方や、これに当たっての留意点、実効性確保の具体策について議論。
- **令和8年3月までに、22職種分野133工種(作業)について、「労務費の基準値」を公表。**(建設業許可業種全29業種中19業種の何らかの作業に対応)
- 引き続き調整中の職種から検討を進めつつ、その他の職種についても業界団体からの意向を踏まえて順次対応。

開催した職種別意見交換会と構成員※1		※1記載順は、職種は開催順・団体名は五十音順 ※2引き続き調整中の基準値を含む		凡例	○ : 公表済み(R8年3月時点)
(全職種共通)建設産業専門団体連合会、全国建設業協会、 全国中小建設業協会、日本建設業連合会		板金・ 屋根ふき	○	全日本瓦工事業連盟、日本金属屋根協会、 日本建築板金協会	
型枠	○ 日本型枠工事業協会	解体	○	全国解体工事業団体連合会	
鉄筋	○ 全国圧接業協同組合連合会、全国鉄筋工事業協会	鉄骨		鉄骨建設業協会	
住宅分野	○ 住宅生産団体連合会、全国建設労働組合総連合、 全国工務店協会、全国住宅産業地域活性化協議会	トンネル		日本推進技術協会、日本トンネル専門工事業協会	
左官	○ 日本左官業組合連合会	防水	○	全国防水工事業協会	
電工	○ 全日本電気工事業工業組合連合会、日本電設工業協会	潜かん	○	日本圧気技術協会	
計装	○ 日本計装工業会	さく岩	○	日本発破・破碎協会	
塗装	○ 日本塗装工業会	切断穿孔	○	ダイヤモンド工事業協同組合	
内装	○ 全国建設室内工事業協会、全日本畳事業協同組合、 日本建設インテリア事業協同組合連合会、 日本室内装飾事業協同組合連合会、日本畳産業協会	タイル・ サッシ・ ガラス※2	○	建築開口部協会、全国板硝子工事協同組合連合会、 全国板硝子商工協同組合連合会、全国タイル業協会、 日本サッシ協会、日本タイル煉瓦工事工業会	
空調衛生	○ 全国管工事業協同組合連合会、全国ダクト工業団体連合会、 日本空調衛生工事業協会、日本配管工事業団体連合会 日本保温保冷工業協会、日本冷凍空調設備工業連合会	エクステリア	○	日本エクステリア建設業協会	
とび・土工	○ 全国圧入協会、全国基礎工事業団体連合会、 全国クレーン建設業協会、全国コンクリート圧送事業団体連合会、 全国特定法面保護協会、日本アンカー協会、日本ウェルポイント協会、 日本機械土工協会、日本基礎建設協会、日本グラウト協会、 日本建設あと施工アンカー協会、日本建設躯体工事業団体連合会、 日本鳶工業連合会	橋梁	○	日本橋梁建設協会、日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会、 プレストレスト・コンクリート建設業協会、 プレストレスト・コンクリート工事業協会	
		警備	○	全国警備業協会	
		造園	○	日本造園組合連合会、日本造園建設業協会	
		上下水道	○	全国管工事業協同組合連合会、日本管路更生工法品質確保協会	
		土間		日本左官業組合連合会、日本土間業組合連合会	

- 「労務費に関する基準」や、これを踏まえた商慣行の定着に向けて、**専用のポータルサイトや説明会等**を通じて制度の周知を図る。

■ 労務費に関する基準ポータルサイトを開設



詳細はコチラ



■ 改正建設業法説明会を実施



開催実績

夏:全国10ブロックで開催(対面・オンライン併用10回)
冬:全国10ブロックで開催(対面10回、オンライン3回)
累計約1万2千人が聴講。

主な参加者

建設業団体、建設業者、民間発注者、公共発注者 等

アーカイブ動画も公開中



「労務費に関する基準」の周知について②

■ 改正建設業法等に係る施行通知の発出

- 改正建設業法の施行にあわせ、改正法の概要、労務費に関する基準の概要、改正法の施行を踏まえ「専門工事業者」「総合工事業者」「公共発注者」「民間発注者」「発注者支援業務を担う者」それぞれにおいて取り組むべき事項、関係資料等を整理した施行通知を発出。
- ポータルサイトに掲載するとともに、建設業団体123者、国・地方公団体・特殊法人等の全ての公共発注者、民間発注者団体47者等に対して送付し、傘下の者に対する周知を依頼。

■ 新制度を周知するリーフレットの作成



○新制度の要点をまとめたリーフレットを

- ①元請建設業者と発注者との価格交渉用
- ②下請建設業者が上位注文者との価格交渉用の2種類作成し、ポータルサイトに掲載。

○このほか、経団連・日商を通じ、広く民間発注者に周知

経団連：企業・団体会員1,726者（企業会員 1,574 団体会員 152）に対して、メールでの周知

日商：全国515商工会議所に対しメールにて周知するとともに、日商HPにおいて掲載

「労務費に関する基準」に係る周知について（国土交通省）

<https://www.jcci.or.jp/news/news/2026/0226134614.html>

■ 建設業関係のインフルエンサーとタイアップした動画の公開



- 「建設インフルエンサー」の「石男くんチャンネル」とタイアップし、視聴者から事前に寄せられた質問に回答する形の動画を2本公開。

2. これまでに実施した取組について

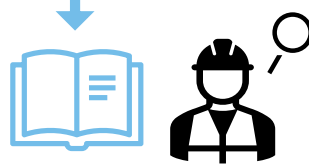
(2) 実効性確保策に係る進捗

- 労務費等を内訳明示した見積書の作成・交渉シミュレーションをする**モデル事業**を実施
- これにより把握された課題について、**対応策をQ A形式で「書き方ガイド（運用編）」**としてとりまとめ
- 同様の課題に直面した際に、**事業者を補助する資料**として活用を想定

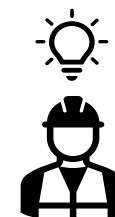
モデル事業（R7.10~12）： 事業者において、専門工事業団体等が作成した**新様式にて見積書を作成**し、請負上位者との**交渉のシミュレーション**を実施



見積書作成・交渉



「書き方ガイド（運用編）」
の参照

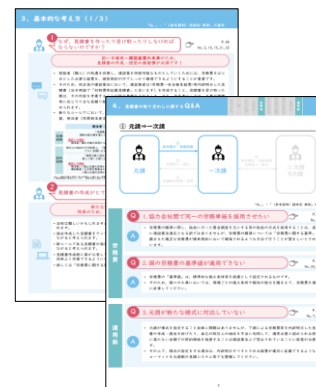


労務費等を内訳明示した
見積書の作成・価格交渉の
円滑化

見積書	
品名	
数量	
単価	
金額	
消費税	
合計	
（A）労務費等内訳（円）	
（B）材料費等内訳（円）	
（C）その他（円）	
（D）合計（円）	
（E）消費税（円）	
（F）合計（円）	
（G）消費税（円）	
（H）合計（円）	
（I）消費税（円）	
（J）合計（円）	
（K）消費税（円）	
（L）合計（円）	
（M）消費税（円）	
（N）合計（円）	
（O）消費税（円）	
（P）合計（円）	
（Q）消費税（円）	
（R）合計（円）	
（S）消費税（円）	
（T）合計（円）	
（U）消費税（円）	
（V）合計（円）	
（W）消費税（円）	
（X）合計（円）	
（Y）消費税（円）	
（Z）合計（円）	

建設工事の見積書様式例
徹底 書き方ガイド
(運用編)

令和8年3月
国土交通省不動産・建設経済局

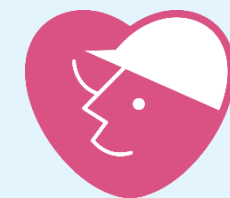


新たな商習慣の定着

労務費等を内訳明示した見積書
に係る課題・疑問が発生

建設技能者を大切にする企業の自主宣言(「職人いきいき宣言」)について

- 「建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた3か年計画」(R6.7)において、**改正建設業法に基づく取組とCCUSを活用した取組を一体**として、技能者の処遇改善を図る方向性を示した。
- この方向性に沿って、**処遇改善に取り組む企業が評価**され、サプライチェーン全体で処遇改善に取り組むようになるための枠組みとして、「**建設技能者を大切にする企業の自主宣言**」が創設。



■ 参加の流れ

- 1. 立場選択** : ①元請事業者、②下請事業者、③発注者
- 2. 項目検討** : 必須項目、任意項目について対応検討
- 3. 申請** : 1. 2. を以て国交省に申請
- 4. 公表** : 国交省HPに掲載

■ 効果

宣言企業は、

- ・国交省HPで公開される
- ・シンボルマークの使用が可能となる
- ・経営事項審査における加点等のインセンティブ



- ✓ **就業者に選ばれ**、安定的な事業活動の実現
- ✓ サプライチェーンの中で**適切に評価**される

■ 宣言項目

	元請事業者	下請事業者	発注者
必須	労務費確保・賃金支払い等のための取組	技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等	
	CCUSの活用	全ての現場において、技能者の就業履歴蓄積の環境整備・促進に取り組むこと 等	雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと
	宣言企業との取引優先	取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。	
任意	その他	例) ・事務作業/現場作業におけるICT化を推進すること ・外国人就労者の就労環境の向上に取り組むこと 等	

- **宣言状況 (2026年5月末現在) 計 : 3,448社**

経営事項審査の改正について

■ 『建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度』の宣言の有無（新設）

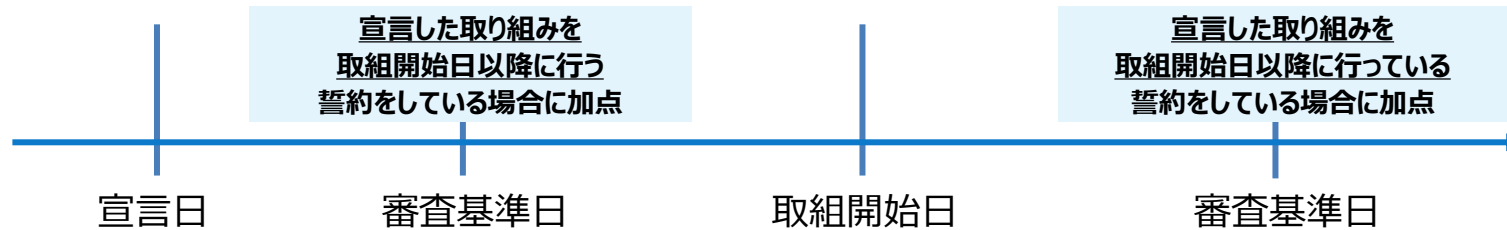
- 第三次・担い手3法の全面施行を受け、労務費確保等のための取組とCCUSの活用について積極的に推進することにより技能者を大切にする企業を評価する項目を設定するため、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言状況の評価することとした。
- あわせて、「W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分を見直しを行うこととした。

【加点措置の要件】

- ・ 審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されていること

【誓約内容】

- ・ 自主宣言制度において宣言した取り組みについて、取組開始日以降行う又は行っている旨の誓約



審査項目		改正前	改正後
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	民間工事を含む全ての建設工事	15点	10点
	全ての公共工事	10点	5点
「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言の有無		—	5点 (新設)

改正建設業法の全面施行を受けて講じた措置

建設業法令遵守ガイドラインの改訂

改正建設業法において新たに規定された各種規制事項について、元請下請間および発注者受注者の各法令遵守ガイドラインを改訂。

主な改訂内容

- ◆ 通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るおそれとなる見積りのやりとり
- ◆ 書面契約の取り交わしの再徹底等
- ◆ 受注者による通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期の禁止
- ◆ 受注者による通常必要と認められる原価に満たない金額の請負契約の禁止
- ◆ 請負契約における賃金・労務費の適正な支払いに係るコミットメント条項
- ◆ 取適法改正に伴う所要の改正

通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集

建設Gメンによる調査において、通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれとなるような、不適正な見積りのやりとりによる取引行為を類型化し、「取引事例集」として公表。

不適正な取引行為類型

- | | |
|----------------|------------------|
| ① 単価を見直さない据え置き | ④ 相見積等を基にした指値 |
| ② 一律一定比率等の減額 | ⑤ 取引関係維持等を意図した減額 |
| ③ 予算額を前提とした指値 | ⑥ 工事条件を考慮しない価格設定 |

「駆け込みホットライン」の情報収集フォームの開設

「駆け込みホットライン」は、これまでは電話による情報提供の方法が中心であり、通報内容のやり取りをするために要する時間や通話費用など通報者への負担となっていた。

今般の情報収集フォームの開設により、通報対象となる違反事項をリストから選択できるようにする等の工夫により、通報に要する時間を短縮する改善が図られ、違反情報の提供を行いやすい環境を整えた。



建設Gメンと関係省庁の連携強化

中小企業庁との連携（取引Gメンとの情報連携）



中小企業庁による「価格交渉促進月間フォローアップ調査」の結果公表について、「発注者リスト(※)」に掲載された建設業者に対する調査の端緒として活用する。また、取引Gメンとの情報共有等の連携の在り方について検討を進める。

※「発注者リスト」とは、当該調査において10社以上の中小受託事業者から主要な取引先として挙げられた事業者について、取引先との価格交渉、価格転嫁等の状況に関する評価結果を中小企業庁が公表したものの。

厚生労働省との連携



建設Gメンが法令違反の疑いがある建設業者に対して調査を行う際、必要に応じて労働基準監督署の同行を求める等の取り組みを引き続き実施するとともに、情報共有等の連携の在り方について検討を進める。

※引き続き各都道府県労働局が主催する建設業関係労働時間削減推進協議会などの機会を活用し、全面施行された改正建設業法及び労務費に関する基準の周知を行うなど、法令遵守の啓発活動における連携を継続する。

- 建設Gメンが駆け込みホットラインや下請取引等実態調査などの端緒情報をもとに、技能者の処遇に影響を及ぼすおそれがある不適正な取引に関して、具体的な情報が得られた事案を中心に、事実関係の確認等のために **1,311件・1,145事業者に対して調査等を実施**、うち不正行為やそのおそれが確認された**763事業者に対して指導、助言等を実施**。
- 建設Gメンによる建設工事の請負契約に関する状況等の調査を通じ、技能者の処遇に影響を及ぼすような不適正な取引のおそれに対する指導等を行った主な内訳として、見積内訳明示・条件提示不備等：635件、契約書記載不備等：514件、価格転嫁（金額変更に関する定め等の不備等）：190件などが挙げられる。

1.調査件数等の内訳

端緒情報：駆け込みホットライン等 3,558件
下請取引等実態調査（※） 612件

※ 下請取引等実態調査の結果のうち、技能者の処遇に影響を及ぼすおそれのあるような不適正な取引に関する具体的な情報について、事実確認のための調査対象として抽出

事実関係の確認・調査：1,311件（1,145事業者）

└ 端緒情報の確認のための調査（報告徴収・立入検査含む）

└ 発注者：34社 元請：674社 下請：437社

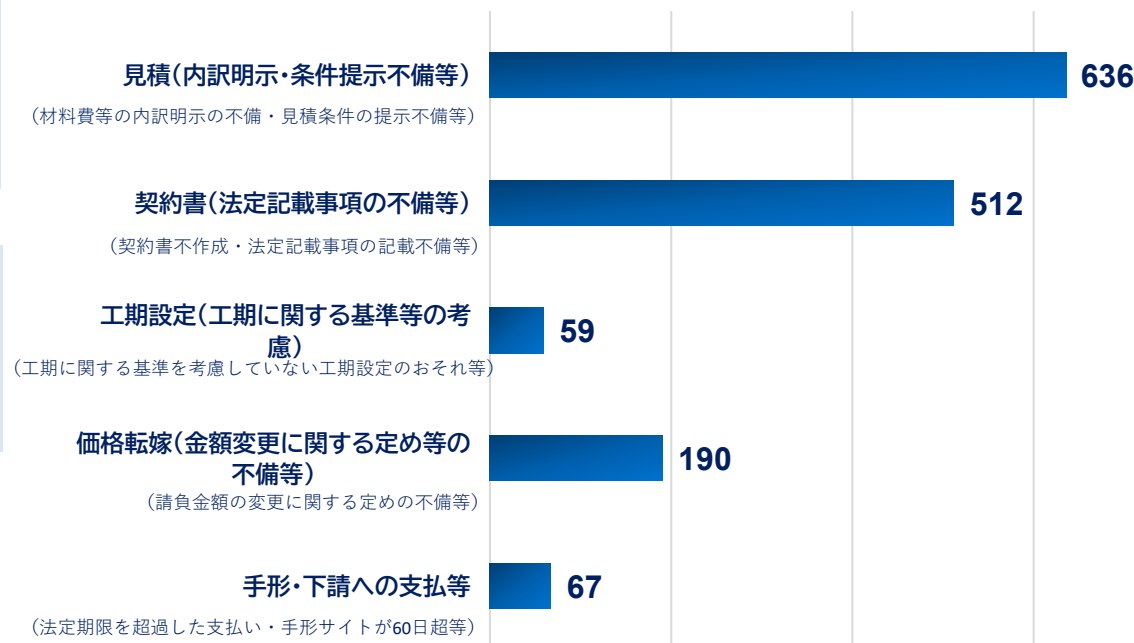
指導・助言等：763事業者

└ 不適正取引又はそのおそれが確認された社に対して実施

└ 元請：467社 下請：296社

2.主な指導等の内訳

※ 1社において複数事項で指導していることがあるため、業者数と一致しない。



※ 指導件数には、法未施行の規定に係る指導を含む

「みらいエコ住宅2026事業」における担い手確保に向けた取組推進の表明

- 大工就業者数の減少・高齢化等の現状を踏まえ、住宅分野についても**建設技能者の技能・経験に応じた処遇改善**を進め、①若い世代がキャリアパスの見通しをもてる環境づくりや、②技能者を育成する企業に人が集まる業界への成長を促すことで、**持続可能な住宅生産の体制づくり**を図ることが必要。
- このため、多数の住宅事業者の参加が見込まれる「みらいエコ住宅2026事業」※において、**施工に携わる元請事業者の登録要件**として、「**担い手確保に向けた取組推進の表明**」を求めている。

※ 省エネ住宅の新築や、既存住宅の省エネリフォームに対する支援事業 [R7年度補正予算等：2,500億円]

※ R6年度補正予算等で実施した同様の事業「子育てグリーン住宅支援事業」の登録事業者数は約7.7万件

項目	選択肢
1. 今後の取組の姿勢（宣言）	
○「就労・育成環境の改善」及び「技能者の技能や経験に応じた処遇の確保」に取り組む	（宣言） ※必須
2. 現状と今後の取組予定（報告） ※回答内容は交付可否に無関係	
（1）就労・育成環境の改善	
①就労環境の改善（正規雇用、週休二日、退職金など）	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし
②育成環境の改善（自社の訓練プログラム、職業訓練校、団体共同研修など）	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし
③一人親方に対する「働き方自己診断チェックリスト」の活用推進	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし
④女性技能者への配慮（快適トイレ、更衣室の設置など）	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし
⑤その他【自由記載】	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし
（2）技能者の技能や経験に応じた処遇の確保	
①就業履歴の蓄積（建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用など）	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし
②就業履歴・資格を踏まえた処遇（レベルを考慮した給与設定、CCUSレベル別年収の適用など）	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし
③「労務費に関する基準」を踏まえた下請けに対する適正な労務費の支払い	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし
④「職人いきいき宣言※」への参加	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし
⑤資格取得に対する助成	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし
⑥その他【自由記載】	実施中/実施済・実施予定・実施予定なし

※処遇改善に積極的に取り組む事業者が、その旨を内外に宣言する制度。宣言企業はシンボルマークの使用が可能となり、国土交通省サイトでも公表。

CCUSレベル別年収の概要（令和8年4月改定）

- 建設キャリアアップシステム（CCUS）の能力評価に応じた**賃金の実態**を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を職種別、ブロック別に算出。
- レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、**若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業**を目指す。
- **目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認**する。

ブロック別（全分野）（年収）

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

	レベル1（単位：万円） （標準値～目標値）	レベル2（単位：万円） （標準値～目標値）	レベル3（単位：万円） （標準値～目標値）	レベル4（単位：万円） （標準値～目標値）
全 国	395～535以上	444～599以上	472～664以上	572～754以上
北 海 道	363～492以上	408～551以上	434～611以上	526～694以上
東 北	417～565以上	469～632以上	498～701以上	604～797以上
関 東	418～567以上	470～635以上	500～704以上	606～800以上
北 陸	407～552以上	458～618以上	487～686以上	590～779以上
中 部	416～565以上	468～632以上	498～701以上	603～796以上
近 畿	386～524以上	435～587以上	462～651以上	560～739以上
中 国	337～457以上	379～512以上	403～568以上	489～645以上
四 国	362～491以上	408～550以上	433～610以上	525～693以上
九 州・沖 縄	383～519以上	431～581以上	458～644以上	555～732以上
参考①特殊作業員	416～563以上	468～631以上	490～692以上	603～792以上
参考②普通作業員	350～473以上	393～530以上	412～581以上	506～665以上

＜算出条件＞ ・ CCUSレベル別年収は、公共事業労務費調査（令和7年10月調査）の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
 ・ 労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）
 ・ 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成

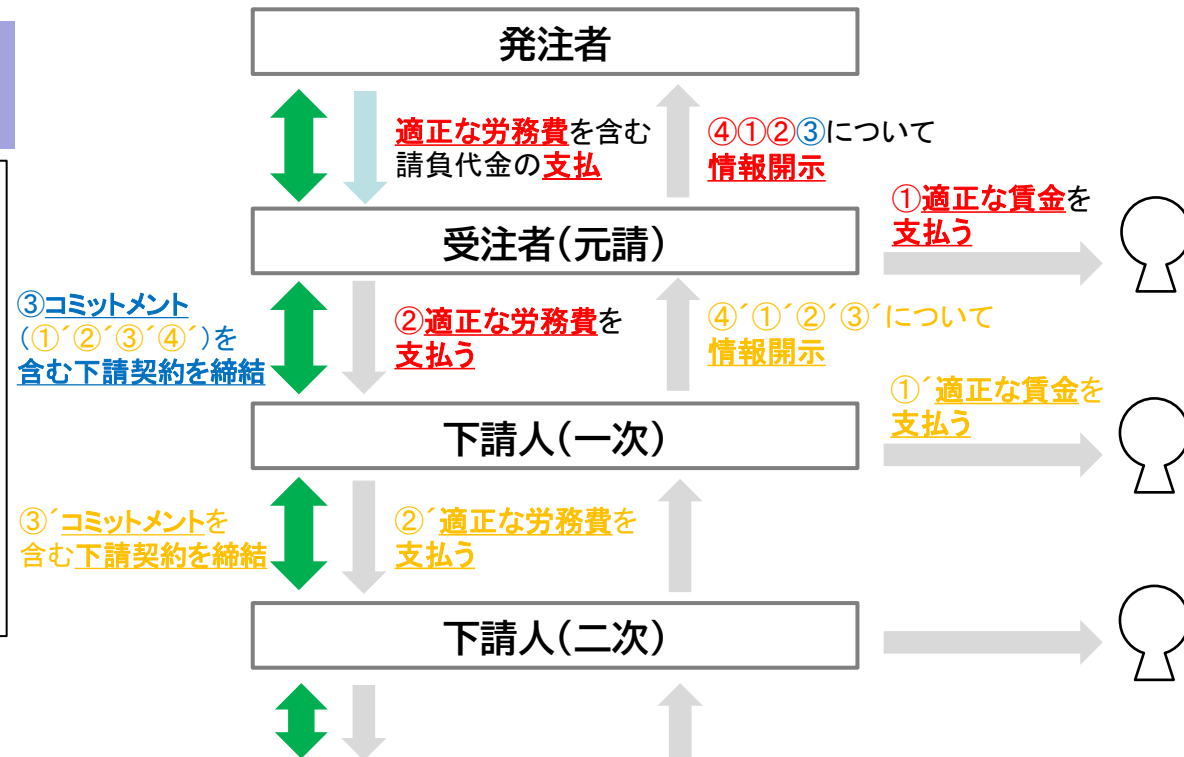
コミットメント条項について

- 「労務費に関する基準」に基づき、個々の取引において適正な労務費が支払われ、技能者を雇用する事業者まで行き渡ることが重要
- 行政による監督指導を補完する仕組みとして、契約当事者間において、労務費や賃金の支払いについて約束し、確認することを可能とするのが「コミットメント条項」である

契約に盛り込む事項 (受注者がコミットメントする(約束する)内容)

- ① **適正な賃金**を雇用する**技能者に支払う**
- ② **適正な労務費**を下請**事業者**に支払う
- ③ **下請事業者との間で、コミットメント条項を含む下請契約を締結する** ※(A)導入の場合
- ④ ①②③について、**注文者の求めに対して、関係書類(注)を提出する(情報開示する)**

注:①については誓約書、
②及び③については契約書の写し等



・全ての標準約款(公共・民間(甲・乙)・下請)に、「選択条項」として追加(契約当事者の任意で導入)

・コミットメント条項を導入する場合、以下の(A)(B)のパターンから選択

(A) ①②に加え、③を約する(下請契約においてもコミットメント条項の導入を約する)

(B) ①②のみを約する (下請契約においては個別に導入を判断する)

・労務費の行き渡り確保の観点からは(A)を基本としつつ、(B)も選択可能とすることで、できるところからの活用を推奨

民間(七会)連合協定工事請負契約約款の改正(コミットメント条項の追加)

- 建設工事標準請負契約約款の改正（令和 7 年12月12日中央建設業審議会勧告）を受け、同日、民間（七会）連合協定工事請負契約約款が改正
- 同約款においては、標準約款における コミットメント条項（B） を選択的条項ではなく既定の条項として追加

民間（七会）連合協定工事請負契約約款（抄）

第4条の2 適正な労務費の確保等

(1) 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

(2) 発注者は、本条（1）の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

(3) 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- a. 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。
- b. 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を下請負人に支払うものとする。

(4) 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定め、次に掲げる書面の提出を請求することができる。

- a. 本条（3） a の賃金を支払った旨の誓約書
- b. 受注者と下請負人との間の契約書の本条（3） b の支払に関する部分の写し等

(5) 受注者は、本条（4）の規定による請求があったときは、同項各号に掲げる書面を提出するものとする。

（参考）民間建設工事標準請負契約約款（甲）（抄）

（適正な労務費の確保等）

第四条の二（B） 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。
- 二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

- 一 前項第一号の支払に関する書面
- 二 前項第二号の支払に関する書面

[注] 第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

[注] 第四条の二は（A）又は（B）を使用し、使用しない場合は削除する。

- 建設業の担い手を確保するためには、現場で働く技能労働者の処遇改善が不可欠であり、適正な労務費の確保・行き渡りを図るべく、令和6年6月に第三次・担い手3法が改正された。
- 公共工事においては、令和7年12月12日に完全施行された、入契法第12条及び第13条の規定により、公共工事の入札時に応札者は、労務費等が明示された入札金額の内訳を提出し、公共発注者は提出された書類内容の確認等必要な措置を講じなければならない。
- 公共発注者は入札金額の内訳の記載内容を確認することになるが、労務費等の適正性を調査する方法の1つが「労務費ダンピング調査」である。
- 「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けのガイドライン」は、「労務費ダンピング調査」の対象となる内容の概説や、使用する入札金額の内訳の事例及び具体的な実施方法について留意点をまとめた内容である。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律

(入札金額の内訳の提出) ※改正部分(赤下線)

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳(材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。)を記載した書類を提出しなければならない。

(各省各庁の長等の責務) ※改正無し

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

2 各省各庁の長等は、公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならない。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則(令和六年国土交通省省令第百五号)

(適正な施工を確保するために不可欠な経費) 規定(赤下線)

第一条 一 法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)

二 安全衛生経費(平成二八年法律第百十一号)第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)

三 建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金

- 現行、公共工事の入札時に応募者は入札金額の内訳の提出が義務付けられている。
- 入札金額の内訳の取扱いや実施方法について、今回の法改正の完全施行により、内訳には、材料費、労務費及び適正な施工に不可欠な経費(※)を記載する内容に変更された。(入契法第12条)
※材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費を明示
- 内訳書の様式(例)については、令和7年11月18日に通知を地方公共団体等宛に送付

目次

1. はじめに..... 1

2. 公共工事における入札金額の内訳の提出..... 3

2-1 内訳書に記載すべき内容4

2-2 内訳書の様式 (例)12

3. 「労務費ダンピング調査」の実施..... 21

3-1 背景21

3-2 実施方法22

3-3 「一定水準」の設定方法30

3-4 理由の確認31

3-5 建設Gメン通報35

3-6 調査例38

4. Q&A..... 48

4-1 労務費ダンピング調査の概要について48

4-2 労務費ダンピング調査の方法について49

4-3 労務費ダンピング調査での理由の確認や建設Gメンへの通報について51

4-4 労務費の基準について52

5. 参考資料等..... 54

5-1 公共工事設計労務単価54

5-2 標準的な労務構成割合の算出方法62

5-3 その他の係数.....65

【現行の入札金額の内訳の例】

工 事 費 内 訳 書		
工 事 名	〇〇事業 (〇〇) 道路改良工事	
工 種 等	金 額 (円)	
道路改良		A
土工		a
法面工		b
擁壁工		c
雑工		d
直接工事費		A (a+b+c+d)
共通仮設費計		B
現場管理費		C
一般管理費等		D
工事価格		A + B + C + D

【新たな入札金額の内訳のイメージ例】

工 事 費 内 訳 書		
工事名	〇〇事業 (〇〇) 道路改良工事	
工 種 等	金 額 (円)	
道路改良		A
土工		a
法面工		b
擁壁工		c
雑工		d
直接工事費		A (a+b+c+d)
うち材料費		
うち労務費		
共通仮設費		B
現場管理費		C
うち法定福利費の事業主負担額 (※1)		
うち建退共制度の掛金		
一般管理費等		D
工事価格		A + B + C + D
うち安全衛生経費 (※2)		

※1 雑雇用の場合、「工事原価のうち法定福利費の事業主負担額」
※2 「工事原価のうち安全衛生経費」

※土木工事、建築工事、小規模工事 (土木・建築)の様式例をガイドラインに掲載

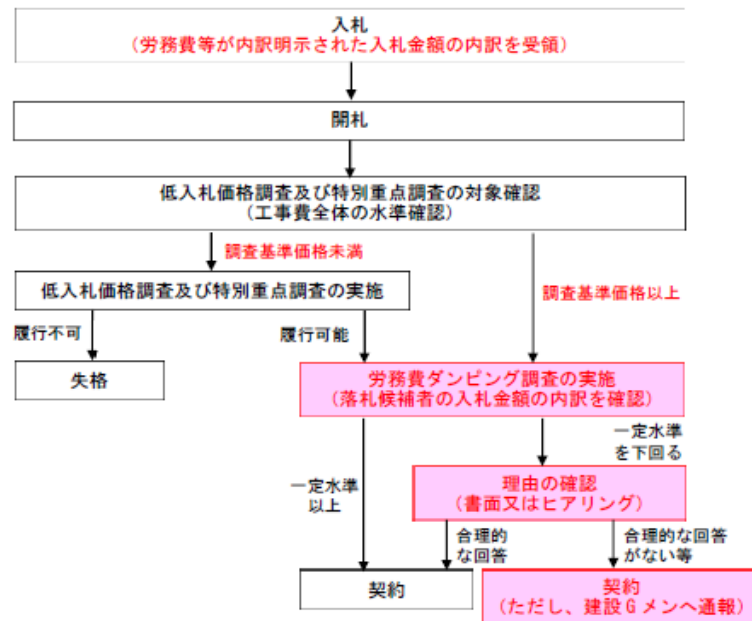
工 事 費 内 訳 書						
工事名	〇〇〇〇〇〇工事					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	
道路改良		式	1			
道路土工		式	1			
擁壁工		式	1			
掘削	m3		10,000			
...						
直接工事費		式	1			
うち材料費		式	1			
うち労務費		式	1			
共通仮設費		式	1			
共通仮設費 (率計上)		式	1			
総工事費		式	1			
現場管理費		式	1			
うち法定福利費の事業主負担額		式	1			
うち建退共制度の掛金		式	1			
工事価格		式	1			
うち安全衛生経費		式	1			
一般管理費等		式	1			
工事価格		式	1			
消費税負担額		式	1			
工事費計		式	1			

注) 本内訳書は、第1回の入札に際し提出を求めるものである。
注2) 表注が提示する本工事の数量給付費の工種、種別、細別に対応して単位、数量、金額を記入するものとする。

労務費ダンピング調査の実施

- 入札金額の内訳に記載されている直接工事費が「一定水準」以上か、確認を行い「一定水準」を下回る場合には対面又は書面等にてその理由の確認を行う。
- 「一定水準」は、直接工事費(官積算額)に係数(※)を乗じて設定する。(※ 係数は中央公契連モデルで使用されている97%を基本とする。)

労務費ダンピング調査の一例
(低入札価格調査制度の場合)
※最低制限価格制度も同様フローあり



低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に該当しない場合

- 低入等で原則適用額が高いことにより同制度の対象工事数が少ない団体など、ダンピング対策の実施が十分でない団体もある。
- 各公共発注者は、低入等を行う対象工事の拡大(原則適用額の引き下げ)等、適切に取り組みを求めるが、実務上直ちに対象工事の拡大が困難とも想定される。



よって、少なくとも実施すべき労務費(直接工事費)部分の確認方法として、低入及び最低制限に該当しない場合は、予定価格以下、かつ最低の価格で申し込みをした者が落札候補者となるため、この落札候補者を対象として、「労務費ダンピング調査」を実施する。

※なお、施工体制確認型総合評価落札方式を導入している場合は、同方式に位置付けられているヒアリング等で労務費を確認していることから、施工体制の確認をもって労務費ダンピング調査を実施したものとみなす。

3. 今後の取組方針について

(1) 今後のフォローアップ

「労務費に関する基準」（令和7年12月2日中央建設業審議会決定）

第4章 その他（抄）

（3）基準の見直し

- ・今後、労務費等を内訳明示した見積書（材料費等記載見積書）の普及状況、請負契約における必要な労務費の確保状況、技能者に対する賃金の支払い状況等、本基準の運用状況に係るフォローアップ等を実施するとともに、必要に応じ、労務費WGにおける議論を実施し、フォローアップ等の結果や社会経済情勢の変化を踏まえた本基準の見直し等に係る措置を講ずることが適切である。

労務費の基準WGにおけるこれまでの議論

- 建設キャリアアップシステムのレベル別年収等を、現場従事者の適正な賃金水準としていくために、国としての具体的な方向性・施策を改めて示していただきつつ、労務費に関する基準の効果検証等を、引き続きこのワーキンググループで論議していただきたい。
- 民間工事において、おおむねどの程度労務費がアップにするのかという試算や、その数値が我が国の建設市場がそれによりどのような変動を起こす可能性があるのかということについて、把握して公表していただきたい。
- 現下の建設費高騰の中で、自ら（発注者）の立場としては既に適切な労務費を支払っているつもりだが、最終的に技能者に賃金が行き渡らない状況について、元請から技能者にたどり着くまでの重層下請構造の形態のどこに課題があるのかとその解決方を議論しないままに労務費の確保のみを進めても、いずれ建設投資が滞ってしまうのではないか。

フォローアップの実施に向けたポイント

- 労務費等を内訳明示した見積の取り交わし等、今回の制度改正によって図ることとされた新たな商習慣がどの程度定着しているかを、どのように確認するか。
- 新たな商習慣の定着の結果、建設市場に生じている影響（適正な労務費が実際にどの程度確保されているか）についてどのように把握していくか。また、行き渡りボトルネックをどのように把握するか。
- 施策の目的である、主に賃金面での建設技能者の処遇改善状況の把握に向け、マクロレベルでの建設技能者の平均的な賃金水準の把握に加え、ミクロレベルで個人のCCUSレベルに見合ったCCUSレベル別年収（目標値）が払われているかについて、現状と状況の改善に向けた知見をどのように把握していくか。

○実効性確保策の定着状況とその効果の発現の状況について、下記の調査を行った上で、**その実施結果について年1回の頻度**でフォローアップ調査結果を労務費WGに報告する。

フォローアップが必要な内容		既存調査	既存調査 (新規に項目を追加)	新規調査
入口の取組	見積における労務費・必要経費の明示	受注側による労務費等の確保状況（確保割合） 【社保調査（※1）】	労務費等が内訳明示された見積書による取引状況 【社保調査】	・「適正労務費」の取引への反映状況等に係る調査 ・「行き渡り」のボトルネックに係る実態調査
	事業者の見える化（自主宣言）	（自主宣言の実施状況）		
	労務ダンピング調査（公共）		労務費ダンピング調査の実施状況 【入契調査（※2）】	
	国（建設Gメン）による調査	（建設Gメンの活動状況）		
出口の取組	労務費・賃金の支払い状況の確認	・労務費等の支払い状況【社保調査】 ・直轄事業における試行調査		CCUSレベル別年収の支払い状況に係る実態調査
	コミットメントの活用状況の確認		コミットメント条項の導入状況	

（※1）社会保険の加入確認・法定福利費に関する調査。建設業許可業者から無作為に抽出した40,000者（令和6年度は有効回答数6,972者）に対し実施

（※2）入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査。入契法の適用対象である国・特殊法人等・地方公共団体の計1,927団体に対し実施

「適正労務費」の取引への 反映状況等に係る実態調査

実施目的（課題）：
従前の調査では事業者の主観ベースでしか確認できていなかった適正な労務費の確保状況について、基準によって示された適正な労務費が取引において反映されているかを、「基準値」を活用して客観的に把握する。

実施対象：
既に基準値が定まっている特定の職種分野の、任意・一定規模の建設業者を対象に実施

実施方針：
基準値で定めた標準的な仕様・作業内容で行われた工事における単位施工量あたり見積り額をアンケートベースで調査（マクロ的把握）

「行き渡り」のボトルネックに 係る実態調査

実施目的（課題）：
従前必ずしも定性的にしか把握されていなかった労務費行き渡りの「ボトルネック」が生じる要因について、個別の工事に着目して分析し、追加的に施策を講じるべき点がないか把握する。

実施対象：
公共工事・民間工事、土木工事・建築工事等の一定の類型を考慮した上で選定する数件程度の工事

実施方針：
選定された工事について、発注者や、施工体制下の元請・下請・技能者それぞれにおける労務費確保・賃金の支払い状況をヒアリングベースで調査（ミクロ的把握）

CCUSレベル別年収の 支払い状況に係る実態調査

実施目的（課題）：
従前、統計ベースのマクロ的数字としてしか把握されていなかった技能者への賃金支払いの状況について、個別の技能者へのCCUSレベル別年収（目標値）が支払われる環境構築に向け、どのような施策を追加的に講じる余地があるかを把握する。

実施対象：
既にCCUSレベル別年収が定まっている特定の職種分野の、任意・一定規模の建設業者を対象に実施

実施方針：
対象企業における賃金支払い状況について、賃金台帳・出勤状況・CCUS能力評価の状況（能力評価が進んでいない理由）等の把握により、賃金支払い状況をヒアリングベースで調査（ミクロ的把握）

※いずれについても、あくまで施策検討に向けた一般的な課題把握を目的とし、法令に基づく取締り・指導を目的としない調査とする。

3. 今後の取組方針について

(2) 実効性確保策(賃金情報提供制度の構築・ 悪質な事業者や事例の「見える化」)

「労務費に関する基準」(令和7年12月2日中央建設業審議会決定)

第3章 本基準の実効性を確保するための施策

(抄)

(3) 支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組

(抄)

③技能者通報制度による適正でない賃金支払いの情報提供

- ・建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付けるため、各地方整備局等に設置されている「駆け込みホットライン」に加えて、**デジタル技術を活用した技能者からの賃金に係る情報提供制度を導入することにより、技能者から適正な賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが適切**である。
- ・通報も端緒情報として活用し、雇用主となる建設業者の取引状況について詳細な調査を行うとともに、法令違反が疑われる場合等には、建設業者への指示等や発注者への勧告等を実施することが適切である。

④労務費・賃金の支払い態様が悪質な事業者の見える化

- ・国土交通省において、**労務費や賃金の支払いに関し悪質な態様が認められる事業者を見える化**することにより、**優良な事業者が市場で選択される環境を整備することが適切**である。

- 「デジタルを活用した技能者からの賃金情報提供制度」の構築に向けて、令和7年度補正予算を活用し、調査検討業務を実施。
- 地方整備局等へのヒアリングを実施し、使いやすく、かつ、セキュリティの確保されたシステムとなるよう詳細を検討。また、令和8年度中に試行運用を実施し、本格運用に向けた検討にフィードバック。

構築に向けた基本的な考え方

- ◆「労務費に関する基準」において、「CCUS レベル別年収については、目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認すること」とされている。
- ◆したがって、技能者から情報提供された技能者の賃金がCCUSレベル別年収の標準値を下回っているかどうかをシステムが簡易に判定し、提供された関連情報も含めてシステムから建設Gメンに提供することで、労務費のダンピングの恐れについて確認等を行うかどうかの検討・判断にあたっての端緒情報として活用することを基本とする。

- 「労務費に関する基準」（令和7年12月2日中央建設業審議会決定）（抄）

第3章 本基準の実効性を確保するための施策

（略）

（3）支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組

①基本的な考え方

（略）

- 建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての 公正な評価に基づく適正な賃金として、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられる CCUSレベル別年収の支払いを目指すこと。
- CCUS レベル別年収については、目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認すること。
- 行政、契約当事者等が役割を分担しながら、デジタル技術を活用した簡易・任意の確認システムを活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認すること。

1. 「通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集」の周知徹底及び充実

- 1月に公表した取引事例集について、建設業界に対する周知徹底を図っていく。
- 第三次・担い手3法の完全施行を踏まえ、労務費の行き渡りに関して、建設Gメンによる取引実態の調査を本格的に実施し、当該調査において確認された法違反のおそれのあるケースを踏まえ、事例集について充実を図っていく。【順次実施】

2. 監督処分公表の充実

- 監督処分時の公表について、他制度を参考として、その悪質な態様がわかるよう詳細な情報も公表することで、一層の注意喚起を図る。
- 国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの蓄積とは別に、今後の監督処分事案のうち特に悪質であるなど広く注意喚起を図ることが必要なものについては、その概要を国交省HPにおいて掲載する。
- いずれも、まずは国土交通省において大臣許可業者に対する処分について実施。その運用状況を踏まえ、都道府県にも順次実施を促していく。

【大臣許可業者については令和8年度から随時実施予定】

東芝産業機器システム株式会社
東芝ホクト電子株式会社

に対する勧告（概要）

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

製造委託の内容
電動機、変圧器、受配電盤、制御盤、汎用インバータ等の製品等及びその部品の製造を委託

製造委託の内容
マグネトロン、サーマルプリントヘッド等の部品の製造を委託

追反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請）
東芝産業機器システムは、遅くとも令和6年2月1日以降、本件製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、受注者47名に対して合計1,510個の金型等を、自己のために無償で保管させていた。

追反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請）
東芝ホクト電子は、遅くとも令和6年4月1日以降、本件製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、受注者14名に対して合計483個の金型等を、自己のために無償で保管させていた。

公正取引委員会による勧告の内容（注）
下請事業者（受注者）に対し、無償で金型等を保管させたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
今後、中小受託事業者に対し、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取組むこと
取組法の遵守体制を整備すること など

（注）下請法は、令和7年改正により、令和9年1月、取組法と改称された。下請法において「下請事業者」と呼ばれていた事業者は、令和8年1月以降に受託された製造委託等との関係では「中小受託事業者」と呼ばれる。

受注者（47名）

受注者（14名）

取適法における勧告や独占禁止法に基づく警告等の公表については、事案の内容を詳細に記載しているとともに、わかりやすい概要資料も併せて公表

- 1. 及び2. の取組の徹底を図るとともに、労務費基準の定着状況についてフォローアップ
- 当該状況も踏まえつつ、引き続き、建設業法に基づく勧告公表の実施のほか、中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」など他制度を参考とした効果的な公表の仕組みや制度的な位置づけの可否などについて、検討を継続

4. ロードマップについて

- 基準に関する実効性確保策の議論の過程において、第8回労務費の基準に関するワーキンググループ(R7.6.3)の際に、「実効性確保策のロードマップ」を整理。
- その後のWGにおける議論を踏まえ、12月に勧告された「労務費に関する基準」においては、
「建設業に従事する技能者の賃金水準が依然として全産業平均値を相応に下回っている実態に鑑み、まずは早急に公共工事・民間工事全体を通じて公共工事設計労務単価並みの水準の労務費・賃金の支払いを確保することにより他産業並み以上の水準への処遇改善を実現し、実勢賃金の上昇が公共工事設計労務単価を更に上昇させる好循環を生み出して、建設業を中長期的に持続可能なものとすることを目指す」
ことが確認された。
- この目標の実現に向けては、入口・出口の実効性確保策について、制度の運用状況や各施策の検討状況を踏まえた見直しを経つつ、段階的に講じ、中長期的に新たな商慣行の定着を図ることが必要。
- 第8回WG以降の「労務費に関する基準」の勧告や実効性確保策の具体化等の経緯も踏まえつつ、ロードマップの改定を行い、取組の進め方に係る関係者間の意識統一を図りたい。

労務費に関する基準の実効性確保のロードマップ

R8. 4

R9

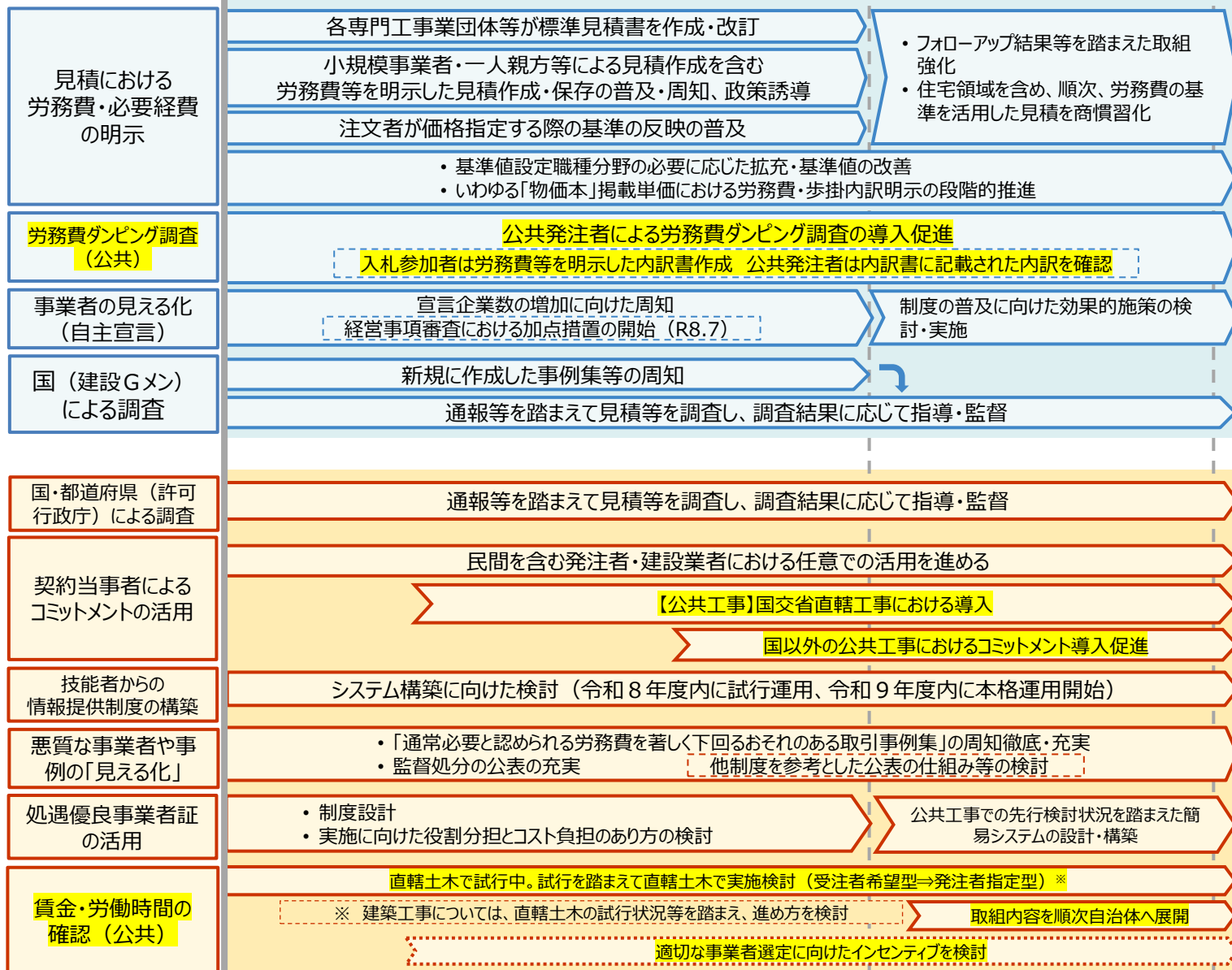
R12～

中長期的に
目指すべき将来像

- 受注者が、労務費の基準を参考としつつ、自社の歩掛に即した労務費を算出し、それを明示した見積を作成
- 個人注文者・元請等が、当該見積を尊重し、契約を締結
- 強い立場にある注文者が価格指定して契約する場合も、注文者は労務費の基準を活用して労務費を算出
- 公共発注者において、労務費についてダンピングされていないかを確認
- 適正に賃金を支払う優良事業者が市場で選択される環境を整備
- 建設Gメンが、建設業者から電子媒体による見積等の提出を受けて調査し、ダンピングと生産性向上を見分けた上で、指導・監督
- 建設業者は、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金を支払う
- 国・都道府県（許可行政庁）、第三者機関、契約当事者が役割を分担しながら、ITを活用した簡易・任意の確認システムも活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認
- 処遇改善を通じて担い手の確保・育成に努める事業者の受注力が向上
- 国直轄工事で試行後、公共発注者による賃金確認の普及を促進

入口での対策（入札契約段階での実効性確保）

出口での対策（労務費・賃金の支払いの実効性確保）



今後の協議会重点課題

今後の協議会重点課題(総括)

…主な本年度改訂部分

今後の協議会重点課題(総括)

- 建設業における今後の担い手確保のため、適正な水準の労務費の確保、建設キャリアアップシステムの利用拡大や、技能者の賃金上昇や退職金制度の適正な運用等を通じて、技能者の処遇改善につながる好循環を生み出す必要がある。
- 一人親方が安心して働ける環境整備のために、適切な契約形態かどうかを判断する働き方自己診断チェックリストや一人親方になった場合のメリット・デメリットを示したリーフレットの活用を促進するとともに、適切でない一人親方の目安についてより精緻な基準を設ける必要がある。
- 改正建設業法を踏まえ、適正な労務費の確保と技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払いに向けた取組を進めるとともに、法定福利費等の必要経費の確保をより一層徹底していく必要がある。
- 建退共制度について、掛金納付の状況が透明化され事務作業の負担を軽減できる電子申請方式がCCUSと完全連携されたことや国土交通省直轄工事において電子申請方式が原則化されたことも踏まえ、その更なる利用促進を図るとともに、証紙貼付方式については適正な掛金納付を確保する必要がある。

取組内容

- ① 建設キャリアアップシステムの利用拡大
- ② 建設業の一人親方対策の推進
- ③ 適正な労務費及び法定福利費等の必要経費の確保、適正な賃金支払い(賃上げ)の推進
- ④ 建退共の電子申請方式やCCUSとの連携の利用促進

今後の協議会重点課題①

① 建設キャリアアップシステムの利用拡大

建設キャリアアップシステムを通じて、技能者が技能・経験に応じて適切に処遇され働き続けられる環境を実現し、建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために以下の取組を実施する。

(1) 経験・技能に応じた処遇改善

- ⇒ CCUSレベルに応じた賃金・手当支給等を促進するとともに、技能者を大切にする適正企業の評価向上を通じてこれらの取組を後押しする。
- ⇒ 令和9年度から始まる育成就労制度を見据え、外国人材の育成・処遇改善等に向けたCCUSの活用について検討する。

(2) CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

- ⇒ 建退共の電子申請方式による掛金納付との連携により、退職金充当の効率化を図る。
- ⇒ CCUSに登録されている情報の他システム等での利用を関係者の理解を踏まえつつ進め、建設事業者の事務作業の効率化を図る。

(3) 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

- ⇒ 更なる登録者の増加とともに、公共・民間問わず現場で技能者がCCUSを確実に利用できるよう、就業履歴の蓄積と能力評価の環境整備を強化する。

② 一人親方対策の推進

過度な重層下請構造の是正、技能者の処遇改善と技能向上を図るため、規制逃れを目的とした一人親方対策、一人親方と建設企業の取引環境の適正化を目指し、以下の取組を実施する。

(1) 規制逃れを目的とした一人親方化の防止対策

- ⇒ 働き方改革による労働時間規制逃れを目的としたものを含む一人親方の実態把握や、発注者も対象とし、地方部を重点的とした一人親方対策の情報共有を進める。
- ⇒ 一人親方の就労状況について、適切な請負契約となっているかどうかを判断するツールである「**働き方の自己診断チェックリスト**」について、**未だ認知度・活用状況が低いことも踏まえ、より一層の活用促進を図り**、活用率を約5割まで高めることを目指す。
- ⇒ 併せて、**一人親方としての働き方のメリット・デメリットを分かりやすく整理したリーフレット「一人親方に関する基礎知識」の活用促進を図る。**
- ⇒ チェックリスト等の活用の結果、規制逃れが疑われる一人親方について、下請企業・元請企業のみならず関係者一体となって取り組み、雇用契約の締結の徹底、改善が見られない場合の当該建設企業の現場入場を認めない取り扱いを進める。

(2) 建設業の一人親方問題に関する検討会にて示された今後の方針に係る検討

- ⇒ 建設業の一人親方問題に関する検討会で今後の方針として示された「適正でない一人親方の目安」の策定について、実態を踏まえたものにするため、**継続して一人親方の実態把握を行う。**

(3) 一人親方と建設企業の適正取引等の推進

- ⇒ 一人親方が、改正建設業法に基づき価格交渉を行い、法定福利費等の**必要経費が含まれた適正な報酬を受け取れるよう**、改正法の周知や相談体制の構築を含め、実効性の確保に取り組む。
- ⇒ 法定福利費等の必要経費を内訳明示した見積書の提出率を現在よりも30%引き上げることを目指して、標準見積書に加えて、**国土交通省が作成した見積書の「様式例」の周知や活用促進を図る。**
- ⇒ 工期の平準化の取組、技能者の雇用維持や社員化に伴って必要となる法定福利費等の必要経費の価格転嫁等により、企業にとって社員化が負担にならない環境づくりを進める。

③ 賃上げの推進・労務費及び法定福利費等の必要経費の確保・支払い

改正建設業法を踏まえ、適正な労務費の確保と技能者の経験・技能に応じた適正賃金の確保に向けた取組を進めるとともに、建退共掛金や法定福利費等の必要経費の確保をより一層徹底していくため、以下の取組を実施する。

(1) 改正建設業法に基づく適正な水準の労務費等の確保に向けた取組の推進

⇒ 「労務費に関する基準」や、その実効性を確保するための取組について、官民一体となって推進する。後述する必要経費の適正な支払いや内訳明示した見積りの徹底について、改正建設業法に基づく取組としてより一層推進する。

(2) 公共工事設計労務単価の上昇を踏まえた賃金水準上昇に向けた官民の協働

⇒ 公共工事設計労務単価の上昇が現場に着実に広がり、地方公共団体や民間工事に従事する技能労働者の賃金水準の上昇につながる好循環が持続できるよう官民一体となって取組を推進する。

⇒ 技能者の処遇改善を着実に進めるため、技能・経験に応じた賃金が支払われるようCCUSレベル別年収の活用を促進するとともに、より多くの技能者にとっての賃金水準として活用できるものにするため、CCUSの登録、現場利用、能力評価を促進する。

(3) 改正建設業法に基づく適正な水準の労務費、法定福利費等の確保・支払いに向けた取組の推進

⇒ 改正建設業法に基づく、労務費、法定福利費等の必要経費を内訳明示した見積書の提出、適正な支払いについて、実態把握を行いつつ、受発注者間にて、労務費、法定福利費等の必要経費が適正に確保されるよう、「労務費に関する基準」の運用を通じて、官民一体となって取組を推進する。

④ 建退共の電子申請方式やCCUSとの連携の利用促進

建退共・CCUS連携の利用を促進し、電子申請方式の積極的活用を図り、技能者の退職金掛金納付を効率化することや、必要経費の適正な確保を推進することで、就労実績に応じた退職金の支払がなされるよう、以下の取組を実施する。

(1) 建退共・CCUS連携の利用促進、電子申請方式の積極的活用

⇒ 第三次担い手3法の改正に伴い、品確法基本方針、入契法適正化指針、ICT指針に建退共電子申請の積極的活用が位置づけられたこと、建退共の電子申請方式とCCUSの完全連携がされたこと、国土交通省直轄工事において電子申請方式が原則化されたことを踏まえ、掛金納付における電子申請方式及びCCUS連携について周知し、利用の促進を図る。

(2) 公共工事における発注者による掛金納付の履行確認の徹底

⇒ 公共工事において、発注者により実施することとなっている、建設事業者の掛金納付の履行確認を徹底し証紙貼付方式並びに電子申請方式における適正な掛金納付を推進する。

(3) 建退共制度に係る必要経費の適正な確保

⇒ 改正建設業法において、建退共掛金が見積書への内訳明示が必要な経費として位置づけられたことを踏まえ、建退共加入事業者の建退共掛金が工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費として契約の中で適切に確保されるよう、これを適切に見込んだ見積を行うことについて、周知・徹底を図る。

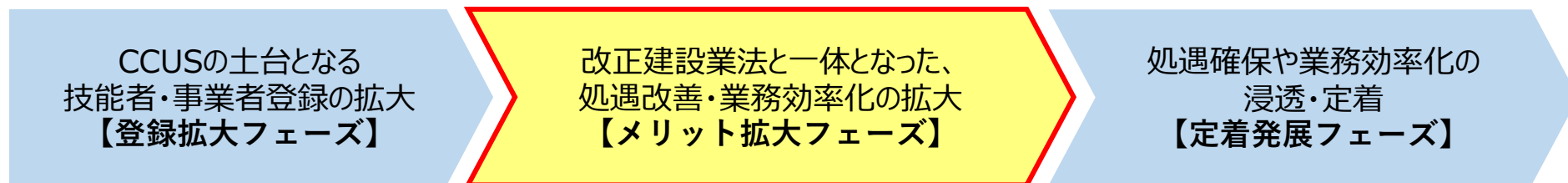
「CCUS利用拡大に向けた3か年計画」の取組状況

CCUS 利用拡大に向けた 3 か年計画（概要）

<令和 6 年 7 月 2 4 日公表>

- これまでの 5 年間の取組を通じて、**CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展**。
- 今後 3 年間で、**改正建設業法に基づく取組と一体**となって、この土台を活用した**処遇改善や業務効率化のメリット拡大**を図る。

●今回の「3 か年計画」の位置づけ



1. 経験・技能に応じた処遇改善

- 「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一体となって、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大 等

2. CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

- CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
- 建退共の申請事務の抜本的な効率化 等

3. 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

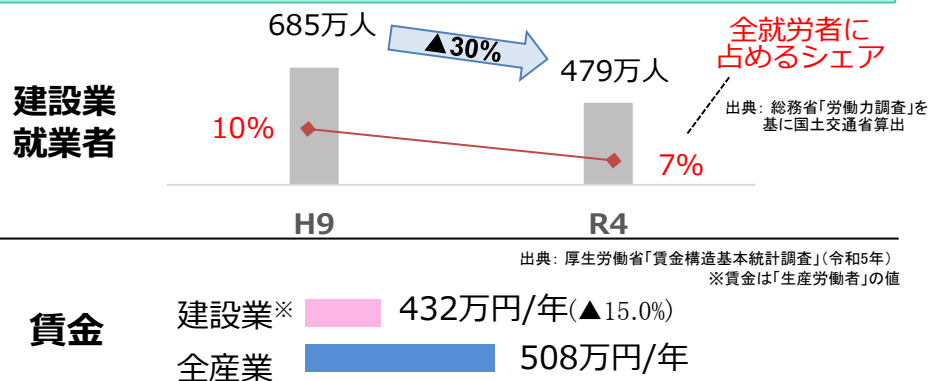
- 技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
- 能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化 等

計画の実施状況を少なくとも年 1 回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

あらゆる現場・あらゆる職種でCCUSと能力評価を実施
技能者や建設企業が実感できる**CCUSのメリット**を拡充

改正建設業法による技能者の処遇改善に向けた新たなルールを導入

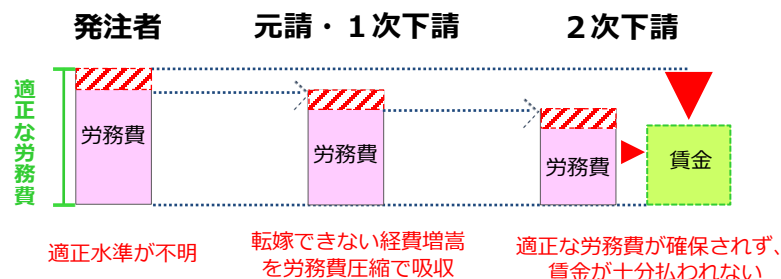
技能者の処遇を巡る建設業界の現状



- 建設業の中長期的な担い手を確保するため、**技能や屋外を中心とする厳しい労働環境に見合った賃金への引き上げ等の処遇改善**が必要。
- 一方、建設工事の請負契約の特性(※)を背景として、重層下請構造の下、**労務費(賃金の原資)は、技能者を雇用する下請業者まで適正に確保されていない。**
- 建設業の特性に対応し、**請負契約において適正な労務費を確保し、技能者に支払われるための新たなルールが必要。**

(※)総価一式での契約慣行の中、労務費の相場が分かりづらい、材料費よりも削減が容易、技能者の処遇を考慮せず**安価に請け負う業者が競争上有利**等

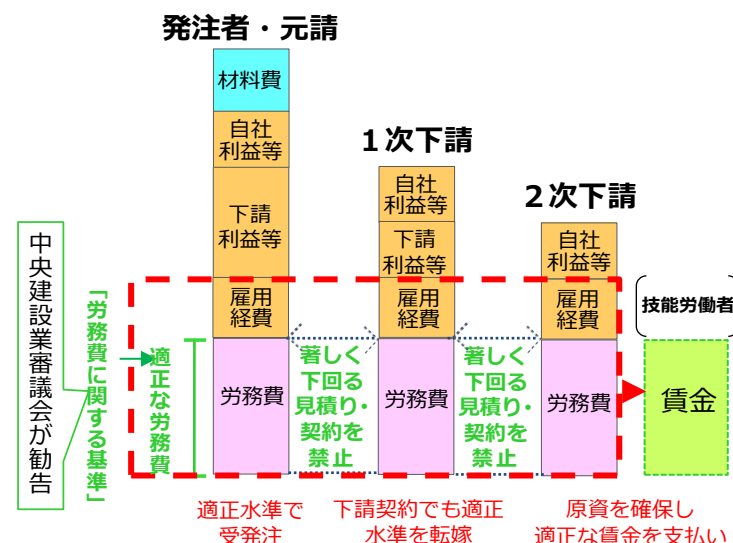
建設工事請負契約に係る特有の課題



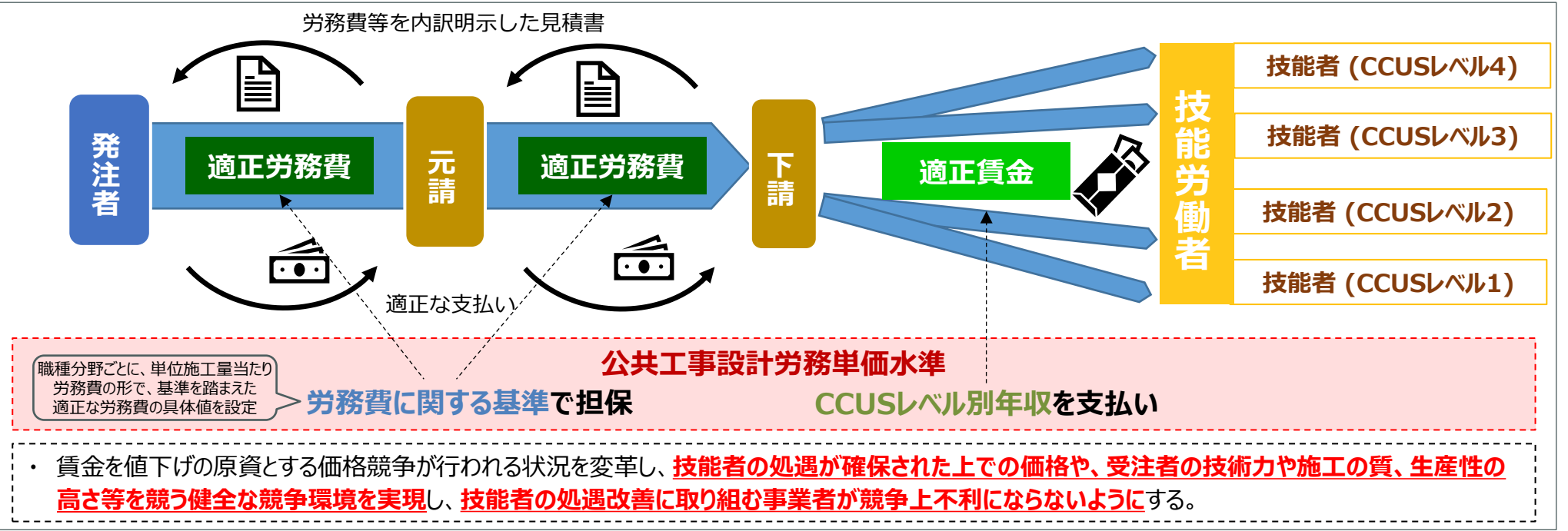
建設工事の請負契約に係る新たなルールの導入

- **労働者の知識、技能その他の能力の評価に基づく賃金支払等の処遇確保を建設業者に努力義務化**(建設業法25条の27)。
- 中央建設業審議会が「**労務費に関する基準**」を作成(同法34条)し、請負契約における適正な労務費の水準を明確化。また、**労務費等を内訳明示した「材料費等記載見積書」の作成を努力義務化**(同法20条)。
- 併せて、基準を**著しく下回る見積り・契約締結を禁止**(同法20条、19条の3)し、**違反した業者は指導・監督**(同法28条)、**発注者は勧告・公表**(同法20条)の対象。
- これらにより、**適正な労務費が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能者の賃金として支払われることを図る。**

労務費確保のイメージ



「労務費に関する基準」により、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて**適正な労務費（賃金の原資）を確保**するとともに、「CCUSレベル別年収」による、個々の**技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払い**を目指す。



実効性を確保

入口での取組（契約段階における実効性確保）

- **労務費・必要経費等を明示した見積書の商慣行化**による適正な労務費の確保
- **自主宣言制度(※)**による適切に技能者を処遇する事業者の見える化・優先選定 等

※改正建設業法の処遇改善に係る努力義務の実践、CCUSの活用、取引時における宣言企業の優先選定を行う事業者を見える化し、インセンティブを付与する制度

出口での取組（労務費・賃金の支払いの実効性確保）

- **CCUSレベル別年収**の支払いの推進
- 契約当事者による**コミットメント制度(※)**の活用を通じた適正な労務費・賃金支払いの確認 等

※請負契約において労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項を設け、注文者が受注者の労務費・賃金支払の状況等を確認できることとする制度

公共工事における上乗せの取組（公共発注者による実効性確保）

- 労務費ダンピング調査の実施
- 総労働時間を把握するための取組の実施 等

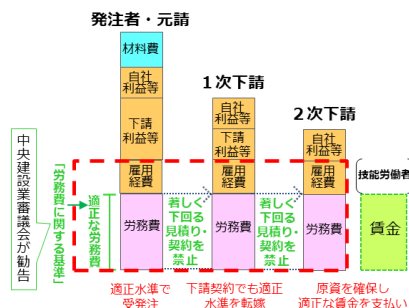
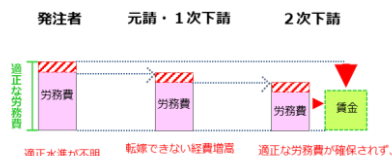
- 「労務費に関する基準」は、技能者の処遇改善により建設業を持続可能なものとするため、「通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」を示すことにより、適正な労務費（賃金の原資）が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請-下請間、下請間の全ての取引段階の請負契約において確保され、技能者に適正な賃金が支払われることを目指すものである。

「労務費に関する基準」の位置づけ

- 公共工事・民間工事を問わず、契約当事者間での価格交渉時に参照できる、「**建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費**」（＝適正な労務費）の相場観として作成。
- 個別の契約において確保されるべき労務費は個々の現場ごとに異なるため、**受注者は見積り時（公共工事であれば入札時）に、本基準の考え方に沿って適正に労務費等を見積り、価格交渉・決定することが必要。**
- 本基準の考え方に比して、著しく低い労務費等による受注者からの見積り、注文者からの見積り変更依頼、総価での原価割れ契約について、行政が指導・監督を行う際の参考指標としても活用。

労務費確保のイメージ

建設工事の請負契約特有の課題



「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」の考え方

- 技能者の賃金水準について、まずは早急に公共工事設計労務単価水準並とし、**他産業並以上への処遇改善を実現**することを目指す。
- この水準の賃金支払いに必要な原資を、公共工事・民間工事を通じて確保するため、「**適正な労務費**」を**公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準とする。**
(高い技能を持つ技能者が施工する必要がある場合等においては、受注者側が労務単価を割り増して見積り、価格交渉により必要な労務費を確保。)

通常必要と認められる労務費 ＝ 適正な労務費

$$= \text{設計労務単価} \times \text{労働時間}$$

$$= \text{設計労務単価} \times \text{歩掛} \times \text{数量}$$

- **労務単価**については、**設計労務単価を下回る水準を設定しないこと、歩掛**については、当該工事の施工条件・作業内容等に照らして、**受注者として責任を持って施工できる水準を計算して設定**することが必要。
- **個々の請負契約における適正な労務費確保の円滑化のため**、別途、国土交通省が、職種分野別に、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の、本基準を踏まえた**適正な労務費の具体値を、「労務単価×歩掛」の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。**

労務費に関する基準を踏まえた「基準値」の公表

➤ 価格交渉における、本基準に沿った適正な労務費の確保をより円滑に進めるため、国土交通省において、**職種分野別に、本基準を踏まえた適正な労務費の具体値を、トンあたり、平米あたり等の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。**

➤ 基準値は、専門工事業団体・元請建設業団体・国土交通省から成る「職種別意見交換会」等を経て決定。

➤ 基準値は、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の値とし、個別の請負契約においては、**受注者が現場ごとに本基準値を踏まえて労務費等を適正に見積もる**こと、また、**注文者がそれを尊重する**ことが必要。

※基準値の定めのない職種分野においても、本基準の基本的考え方に沿った「適正な労務費」を確保する必要性に変わりはない。

基準値のフォーマット

※建築工事の原則パターン

対象工事		「労務費の基準値」の前提となる標準的な規格・仕様	
工事の種類		●●工事	
標準的な規格・仕様		□□□	
条件	××の種類	×××	
	△△の種類	△△△	
労務費の基準値(例)		1,754(円/m ²)(例)	
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)
	●●工	0.05	30,000
	■■作業員	0.01	25,400
	合計		1,754.00

設計労務単価：令和〇年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による
労務歩掛：◇◇◇◇による
（内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの）
「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】
□□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業

【条件】
・条件は以下の通り。
××の種類：×××
△△の種類：△△△
◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】
・主な作業内容としては、上記条件における□□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
……（例えば、作業に当たっての制約要件（作業場所の広さ等）など【条件】を補足する内容を記載することを想定）を基本とする

なお、上記条件と異なる場合には、個々の建設工事の実態に即して、適切な補正を行う必要がある。

算出根拠（内訳）

日当たり作業量 (参考値) (m ² /人・日)
16.67 m ² /人・日
=1 ÷ 0.06 人・日/m ²

日当たり作業量
(参考値)
※施工単位当たり
歩掛の合計の逆数

算出に使用した設計労務単価と歩掛の詳細

見積・価格交渉等の場面における留意点
（職種別意見交換会において検討し、その結果を反映した内容を記載）

基準値の例

職種分野	基準値	適用条件等
鉄筋工事 (建築)	71,472円/t	代表的な歩掛の作業内容： 建築構造物等の鉄筋の工場加工 及び現場組立、コンクリート打設時 における合番 条件： RCラーメン構造、階高3.5～4.0m 程度、形状単純 等
型枠工事 (建築)	5,291円/m ²	代表的な歩掛の作業内容： 建築構造物等の合板型枠の加工 及び組立、コンクリート打設時の合 番、型枠点検及び保守、型枠の取 外し 条件： 普通合板型枠、ラーメン構造・地上 軸部、階高3.5～4.0m程度 等

※職種分野別に代表的な基準値（東京都の例）を例示

※基準値は個別の請負契約においてそのまま適用できるものではなく、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、具体的な作業内容や施工条件等を踏まえ、基準値を補正して労務費を算出する必要がある。

上記を含め、22職種分野133工種（作業）において基準値を設定済み。（全29許可業種中19業種に対応）

CCUSレベル別年収の概要（令和8年4月改定）

- ◎建設キャリアアップシステム（CCUS）の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を算出。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。
- ◎目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンプの恐れがないか重点的に確認する。

ブロック別（全分野）（年収）					本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。				
	レベル1 （単位：万円） （標準値～目標値）	レベル2 （単位：万円） （標準値～目標値）	レベル3 （単位：万円） （標準値～目標値）	レベル4 （単位：万円） （標準値～目標値）					
全 国	395～535以上	444～599以上	472～664以上	572～754以上					
北 海 道	363～492以上	408～551以上	434～611以上	526～694以上					
東 北	417～565以上	469～632以上	498～701以上	604～797以上					
関 東	418～567以上	470～635以上	500～704以上	606～800以上					
北 陸	407～552以上	458～618以上	487～686以上	590～779以上					
中 部	416～565以上	468～632以上	498～701以上	603～796以上					
近 畿	386～524以上	435～587以上	462～651以上	560～739以上					
中 国	337～457以上	379～512以上	403～568以上	489～645以上					
四 国	362～491以上	408～550以上	433～610以上	525～693以上					
九州・沖縄	383～519以上	431～581以上	458～644以上	555～732以上					
参考①特殊作業員	416～563以上	468～631以上	490～692以上	603～792以上					
参考②普通作業員	350～473以上	393～530以上	412～581以上	506～665以上					

<算出条件> ・CCUSレベル別年収は、公共事業労務費調査（令和7年10月調査）の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
・労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）
・労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について

ポイント

- ・ 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定

全 国

全 職 種 (25,834円) 令和7年3月比 ; + 4. 5 %
主 要 1 2 職 種 ※ (24,095円) 令和7年3月比 ; + 4. 2 %

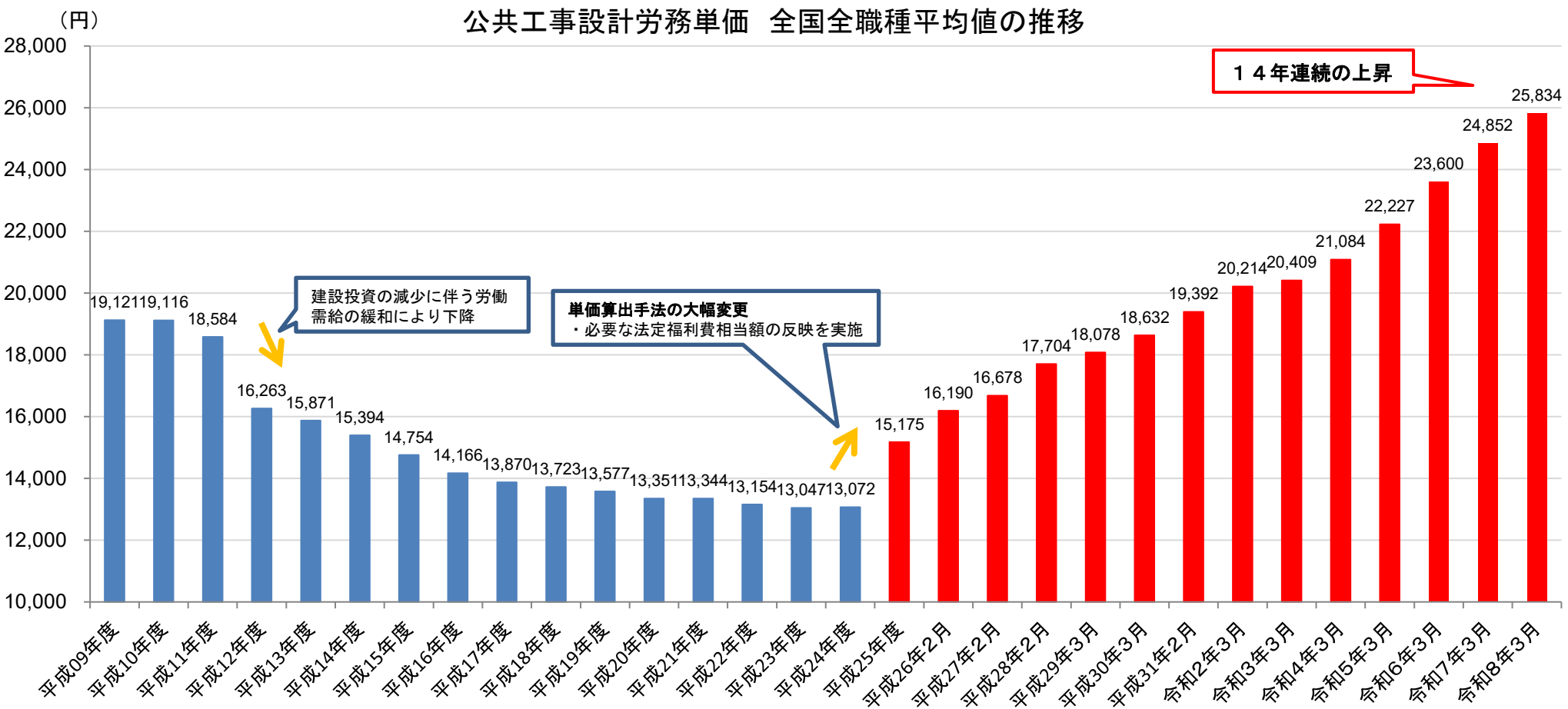
主要12職種

※「主要12職種」は通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

職種	全国平均値	令和7年3月比	職種	全国平均値	令和7年3月比
特 殊 作 業 員	28,111円	+4.3%	運 転 手 (一 般)	25,275円	+2.9%
普 通 作 業 員	23,605円	+3.0%	型 わ く 工	31,671円	+5.0%
軽 作 業 員	18,605円	+2.9%	大 工	30,331円	+3.1%
と び 工	30,780円	+4.0%	左 官	30,508円	+4.1%
鉄 筋 工	31,267円	+4.6%	交通誘導警備員 A	18,911円	+5.8%
運 転 手 (特 殊)	29,442円	+4.8%	交通誘導警備員 B	16,749円	+6.7%

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	H24比
全 職 種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+4.5%	+94.1%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+4.2%	+93.4%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

CCUSの能力評価等を活用した処遇改善の取組例

1. レベルに応じた手当支給

①谷脇組（北海道）

自社の技能者を対象に、**CCUSレベルに応じた「キャリアアップ手当」**を支給。（月額）

レベル	キャリアアップ手当
4（金）	20,000円
3（銀）	15,000円
2（青）	10,000円
1（白）	5,000円

②大和ハウス工業（大阪）

協力会社の技能者を対象に、**CCUSレベルと独自の評価制度を組み合わせ手当**を支給。

CCUS レベル	①技能者キャリアアップ制度 (事業所負担)	②優秀技能者認定制度 (事業所負担)	①に該当し②に認定 された場合（最大）
レベル4（ゴールド） (マネジメントレベル)	200円/日	1,800円/日	2,000円/日
レベル3（シルバー） (職長レベル)	100円/日	900円/日	1,000円/日
レベル2（ブルー） (中堅技能者)	50円/日	450円/日	500円/日
レベル1（ホワイト） (見習い)	0円/日	0円/日	0円/日

③松井建設（東京）

一定回数以上CCUSへ就業履歴を蓄積した技能者を対象に、**CCUSレベルに応じて報奨金**を支給（四半期毎）。

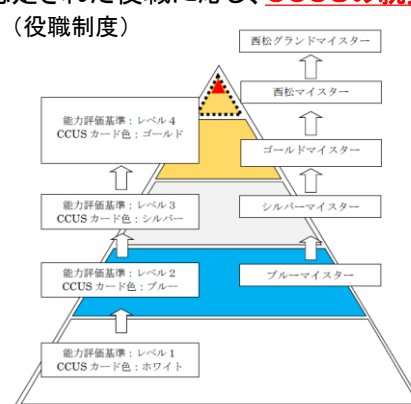
レベル	報奨金
4（金）	15,000円
3（銀）	12,000円
2（青）	10,000円
1（白）	5,000円

【その他実施している企業】
鴻池組、東急建設 等

2. 独自の評価・手当制度の要件等として活用

○西松建設（東京）

協力会社の技能者を対象に、**CCUSレベルを考慮し認定される優良技能者制度**を導入。
認定された役職に応じ、**CCUSの就労履歴の日数に基づき算出される手当**を支給。



（手当制度）

役職	単価
西松グランドマイスター	日当5,000円
西松マイスター	日当3,000円
ゴールドマイスター	日当2,000円
シルバーマイスター	日当1,000円
ブルーマイスター	日当500円

【その他実施している企業】

清水建設、鹿島建設、奥村組、熊谷組、松村組、竹中土木、大成建設、長谷工コーポレーション、富士ピー・エス、村本建設 等

※役職認定には、CCUSレベルのほか、資格や表彰実績等も考慮。

3. 昇給・昇格の要件として活用

（昇格基準）

○フクザワコーポレーション（長野）

自社の技能者の**昇格基準として、CCUSレベルを設定**。

【その他実施している企業】
岡庭建設 等

CCUS	階層	役職	職務基準
4	管理	部長	経営者補佐し業務遂行、会社全体の方針・政策立案 等
		担当部長	全工事の施工要領を把握し合理的に工事を遂行 等
		課長	大型工事等の現場管理や工法等の提案が優れている 等
3	中堅	担当課長	施工管理者と大型工事等の現場管理等を協議できる 等
		係長	上司を補佐し、作業班への指示・指導業務を遂行 等
		担当係長	適切な判断、アクシデントへの対処、改善・提案能力 等
2	一般	主任	条件に基づいて作業班へ作業指示 等
		担当主任	加工手順や加工場所を作業班に指示 等
		職長	数名の作業班を率いて、職務遂行 等
1	3年目	3年目	指示された仕事を作業手順に基づき実施 等
		2年目	指導を受けながら職務を遂行 等
		1年目	特別教育などを取得 等

4. 建退共掛金負担

協力会社の技能者について、CCUSに登録している場合は、**建退共掛金を全額負担**。

○竹中工務店

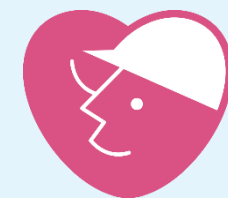
○三井住友建設

○仙建工業

○矢作建設工業

建設技能者を大切にする企業の自主宣言(「職人いきいき宣言」)について

- 「建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた3か年計画」(R6.7)において、**改正建設業法に基づく取組とCCUSを活用した取組を一体**として、技能者の処遇改善を図る方向性を示した。
- この方向性に沿って、**処遇改善に取り組む企業が評価**され、サプライチェーン全体で処遇改善に取り組むようになるための枠組みとして、「**建設技能者を大切にする企業の自主宣言**」が創設。



■ 参加の流れ

- 1. 立場選択** : ①元請事業者、②下請事業者、③発注者
- 2. 項目検討** : 必須項目、任意項目について対応検討
- 3. 申請** : 1. 2. を以て国交省に申請
- 4. 公表** : 国交省HPに掲載

■ 効果

宣言企業は、

- ・国交省HPで公開される
- ・シンボルマークの使用が可能となる
- ・経営事項審査における加点等のインセンティブ



- ✓ **就業者に選ばれ**、安定的な事業活動の実現
- ✓ サプライチェーンの中で**適切に評価**される

■ 宣言項目

	元請事業者	下請事業者	発注者
必須	労務費確保・賃金支払い等のための取組	技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等	
	CCUSの活用	全ての現場において、技能者の就業履歴蓄積の環境整備・促進に取り組むこと 等	雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと
	宣言企業との取引優先	取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。	
任意	その他	例) ・事務作業/現場作業におけるICT化を推進すること ・外国人就労者の就労環境の向上に取り組むこと 等	

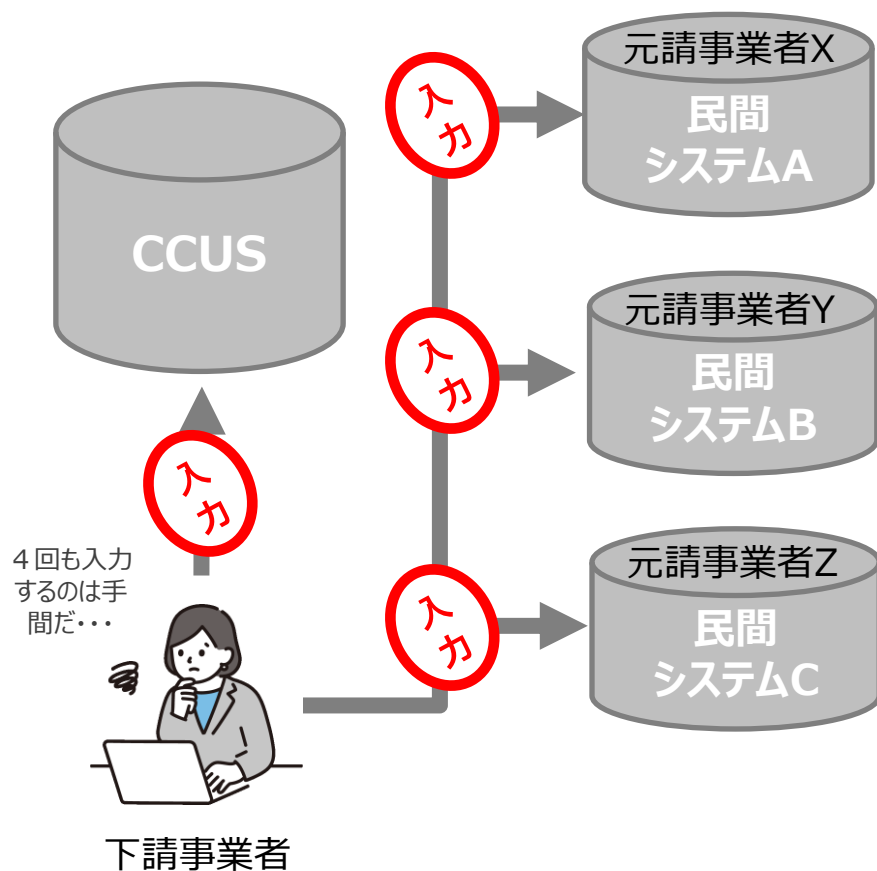
- **宣言状況 (2026年5月末現在)** **計 : 3,448社**

CCUSと労務安全管理システムの連携による省力化の促進

- 建設企業の働き方改革のため、CCUSに登録されている情報を民間の労務安全システム等で利用することを可能とし、データ入力作業を効率化

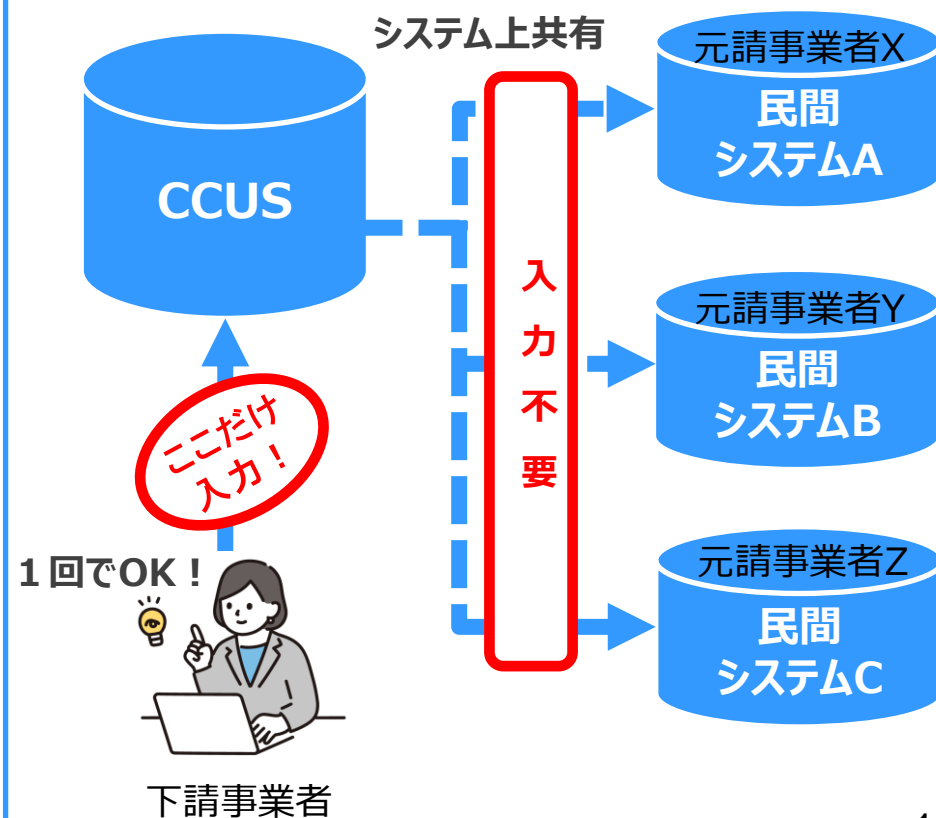
これまで

CCUSと民間の労務安全システム等に、それぞれ同じ情報を入力（4回）



これから

CCUSに登録されている情報（例：技能者の氏名、資格情報、社保加入状況）を民間システムへ共有し、各民間システムの入力項目を削減



CCUSの就業履歴の蓄積について

- CCUSの就業履歴の蓄積については、高価なカードリーダーの設置が障壁となっていた。
- そのため、1. カードリーダー設置の支援、2. カードリーダー以外の手法の拡大を図ることにより、就業履歴を蓄積できる環境の整備を促進してきたところ。

1. カードリーダー設置の支援

<①安価なカードリーダーの普及>

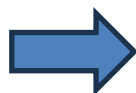
- ・従来のカードリーダーと比べて、1/3～1/10程度の金額のカードリーダーを導入。

【令和5年8月～】

従来のカードリーダー



1万円～3万円程度



安価なカードリーダー



3,000円程度～

<②カードリーダーの無償貸与>

- ・建設業振興基金から元請事業者に対し、カードリーダーを1台無償貸与（モニター後のカードリーダー返却不要。新規に事業者登録をする事業者が対象）。

【令和4年12月～令和8年9月（予定）】



※ 厚生労働省によるカードリーダー設置の助成金は、令和7年度から発展的に解消。

2. カードリーダー以外の手法の拡大

<①iPhoneでの読み取り>

- ・CCUSカードを、iPhoneで読み取り可能になるよう、管理者向けアプリ（「建レコ」）を改修。

【令和6年1月～】



<②電話認証・顔認証>

- ・携帯電話の発信や顔認証により、カードリーダーがなくても就業履歴を蓄積可能とするシステムを導入。

【令和3年10月～】

※令和5年10月～令和8年3月は、初期費用を無料にするキャンペーン実施。



必要最小限の機能にしばったライトプランを新設

【令和8年4月～】

<③QRコードの読み取り>

- ・CCUS登録技能者向けアプリ「建キャリ」で表示したQRコードを読み込ませることで、履歴蓄積可能とする（CCUSカードも不要。）

【令和7年8月～】



- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた46都道府県で実施予定
- 都道府県発注工事: 47団体が企業評価の導入等を表明
- 指定都市発注工事: 20団体が企業評価の導入等を表明

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等	都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等	指定都市名	指定都市工事での評価
北海道	●	●★	滋賀県	●	◎	札幌市	●
青森県		★	京都府	●	●◎	仙台市	◎
岩手県	●	●◎★	大阪府	●	◎	さいたま市	●◎★
宮城県	●	◎★	兵庫県	●	◎○	千葉市	●○★
秋田県	●	○★	奈良県	●	◎	横浜市	●◎
山形県	●	●	和歌山県	●	○	川崎市	●◎
福島県	●	●◎★	鳥取県	●	◎★	相模原市	○
茨城県	●	●★	島根県	●	●◎★	新潟市	●
栃木県	●	●◎	岡山県	●	●	静岡市	●◎
群馬県	●	●◎○★	広島県	●	●◎○★	浜松市	●
埼玉県	●	●◎○★	山口県	●	●	名古屋市	●
千葉県	●	●○★	徳島県	●	●○★	京都市	●◎
東京都	●	●	香川県	●	◎★	大阪市	◎
神奈川県	●	●◎★	愛媛県	●	●★	堺市	◎
新潟県	●	○	高知県	●	◎○	神戸市	◎
富山県	●	★	福岡県	●	★	岡山市	●◎
石川県	●	○	佐賀県	●	★	広島市	◎
福井県	●	●○	長崎県	●	◎	北九州市	◎
山梨県	●	●★	熊本県	●	★	福岡市	●
長野県	●	◎○★	大分県	●	★	熊本市	◎
岐阜県	●	●★	宮崎県	●	●★		
静岡県	●	●◎○	鹿児島県	●	●◎		
愛知県	●	●○	沖縄県	●	●○		
三重県	●	●★					

＜直轄Cランク工事＞

- 都道府県建設業協会が賛同
- ◎ 協会において検討中

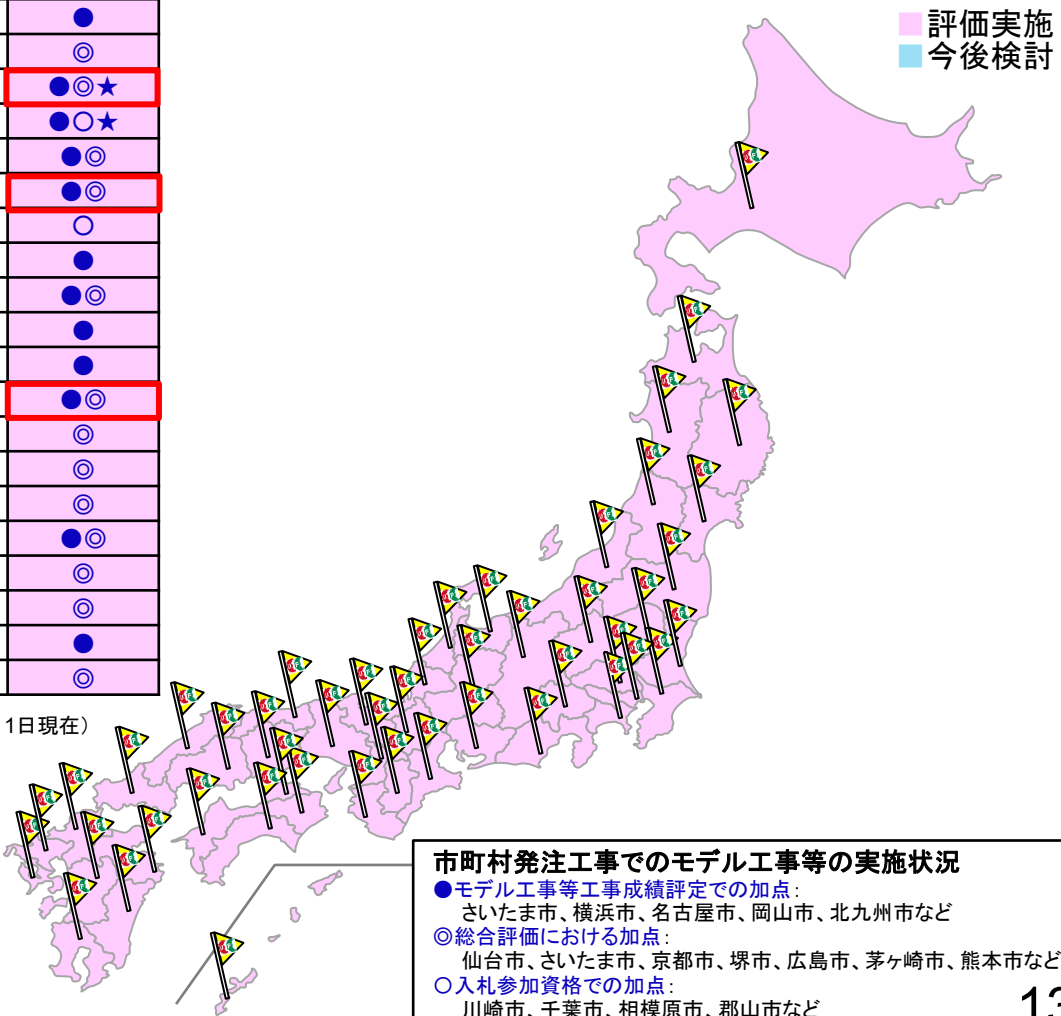
※カードリーダー等の費用は発注者が負担
※北海道は0.5億～2.5億円
※赤枠は令和7年4月以降に表明されたもの

＜都道府県工事での評価等＞

- モデル工事等工事成績評定での加算
- ◎ 総合評価における加算
- 入札参加資格での加算
- ★ カードリーダー等費用補助
- △ 検討中

※赤枠は令和7年4月以降に導入が表明されたもの

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況



- 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更について」（令和4年5月20日付閣議決定）を受け、市区町村等の地方公共団体に対して「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和4年6月1日付）を発出し、CCUS活用のための必要な条件整備を要請。
- 今後、都道府県公契連などを通じて取組を加速化。

モデル工事实施



福島県 郡山市
(中核市、人口:32.8万人)

- 設計価格5千万円超の工事において、原則活用推奨モデル工事を実施。
- 実施基準は①元請事業者のCCUS登録、②1名以上の技能者登録、③当該現場の登録、④当該現場での30日以上就業履歴情報登録。
- 実施基準を満たした場合、工事成績評定で2点加点。義務化モデル工事においてのみ、未達の場合は1点減点。

- 他導入市区町村:
- 福井県福井市(中核市、人口:26.2万人)
 - 三重県津市(人口:27.5万人)
 - 東京都調布市(人口:24.3万人)
 - 埼玉県行田市(人口:7.9万人)
 - 岩手県大船渡市(人口:3.5万人)
 - 鹿児島県南さつま市(人口:3.3万人)
- 計7自治体

工事成績評定加_{※モデル工事除く}点

- 鹿児島県鹿児島市(中核市、人口:59.3万人)
 - 福岡県久留米市(中核市、人口:30.3万人)
 - 東京都西東京市(人口:20.7万人)
 - 長野県大町市(人口:2.6万人)
 - 栃木県塩谷町(1.0万人)
 - 宮城県大衡村(0.6万人)
- 等 計18自治体

総合評価加_{※モデル工事除く}点



青森県 八戸市
(中核市、人口:22.3万人)

- 企業の地域貢献・社会性等区分において、CCUS登録があれば1点加点。

他導入市区町村:

- 東京都世田谷区(人口:94.4万人)
- 東京都千代田区(人口:6.6万人) 等4区
- 東京都八王子市(中核市、人口:57.9万人)
- 兵庫県姫路市(中核市、人口:53.0万人)
- 広島県呉市(中核市、人口:21.4万人) 等12市
- 三重県四日市市(人口:30.5万人)
- 東京都府中市(人口:26.3万人)
- 岡山県真庭市(人口:4.3万人)
- 滋賀県米原市(人口:3.7万人) 等29市
- 福岡県大刀洗町(人口:1.5万人)
- 福井県南越前町(人口:1.0万人)
- 山形県三川町(人口:0.8万人)
- 宮城県女川町(人口:0.6万人)

計59自治体

経費補助

- 福島県郡山市(中核市、人口:32.8万人)
 - 福島県福島市(中核市、人口:28.3万人)
 - 東京都調布市(人口:24.3万人)
 - 島根県出雲市(人口:17.3万人)
 - 茨城県大洗町(人口:1.6万人)
- 計5自治体

入札参加資格



長野県 上田市
(人口:15.4万人)

- 事業者登録を行っている企業について、経営意欲項目の主観点を5点加点。

他導入市区町村:

- 千葉県船橋市(中核市、人口:64.3万人)
- 福島県郡山市(中核市、人口:32.8万人)
- 福井県福井市(中核市、人口:26.2万人)
- 広島県東広島市(人口:19.7万人)
- 兵庫県たつの市(人口:7.4万人)
- 宮崎県日向市(人口:6.0万人)
- 岩手県遠野市(人口:2.5万人)
- 山形県村山市(人口:2.3万人) 等16市
- 和歌山県かつらぎ町(人口:1.6万人)
- 福岡県大刀洗町(人口:1.6万人)
- 栃木県芳賀町(人口:1.5万人)
- 北海道豊富町(人口:0.4万人)
- 福島県金山町(人口:0.2万人) 等10町

福島県川内村(人口:0.2万人) 計29自治体

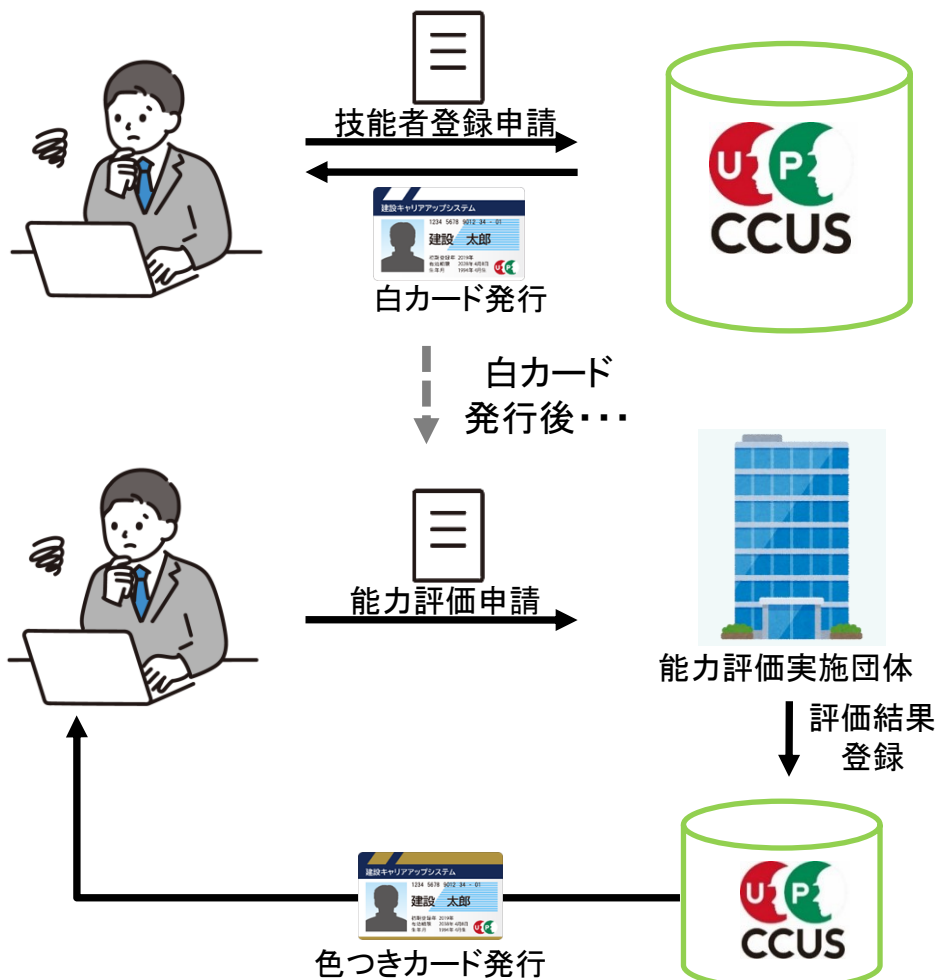
(令和7年6月1日時点 国土交通省調べ)

○CCUSへ新規に技能者登録を申請する際、同時に能力評価申請を行うことを可能とし、1回の申請で能力評価結果を反映したカードを発行

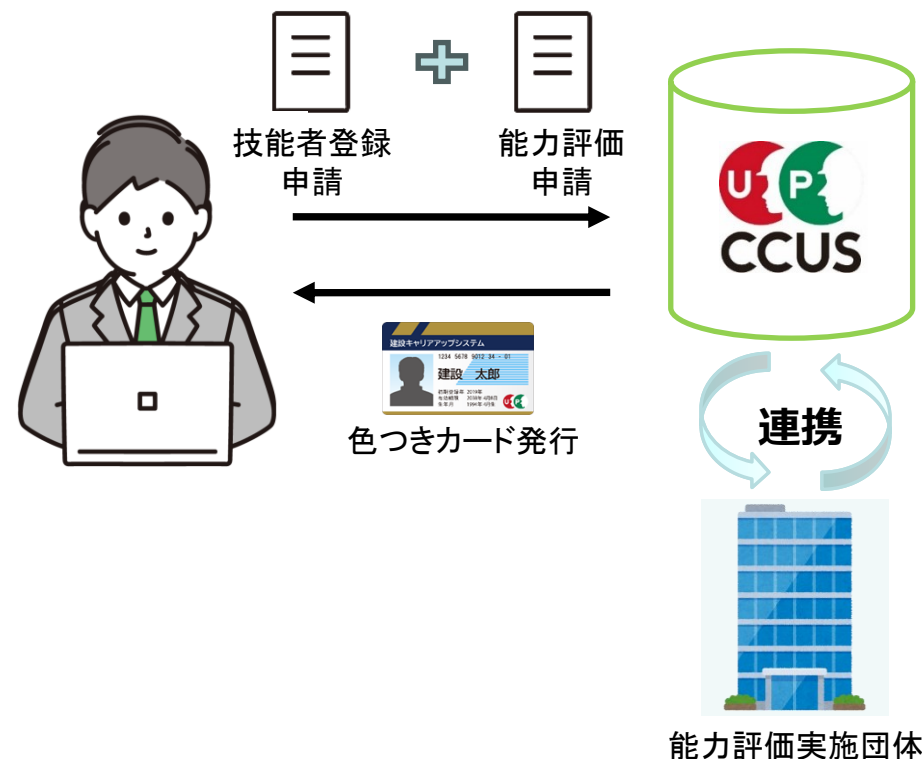
○カード発行が1回になり、その分の費用(1,000円)も軽減

【2025年3月供用開始】

これまでの申請方法



これからできる申請方法



※能力評価申請は経歴証明の利用が前提となるため、所属事業者等による代行申請に限る。

技能者の能力評価は、国土交通大臣が認定した49分野の能力評価基準に基づき、
それぞれの分野の能力評価実施団体により実施

評価分野	能力評価実施団体
電気工事	(一社) 日本電設工業協会
橋梁	(一社) 日本橋梁建設協会
造園	(一社) 日本造園建設業協会 (一社) 日本造園組合連合会
コンクリート圧送	(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会
防水	(一社) 全国防水工事業協会
トンネル	(一社) 日本トンネル専門工事業協会
建設塗装	(一社) 日本塗装工業会
左官	(一社) 日本左官業組合連合会
機械土工	(一社) 日本機械土工協会
海上起重	(一社) 日本海上起重技術協会
P C	(一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会
鉄筋	(公社) 全国鉄筋工事業協会
圧接	全国圧接業協同組合連合会
型枠	(一社) 日本型枠工事業協会
配管	(一社) 日本空調衛生工事業協会 (一社) 日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会
とび	(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会 (一社) 日本鷹工業連合会
切断穿孔	ダイヤモンド工事業協同組合
内装仕上工事	(一社) 全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会
サッシ・カーテンウォール	(一社) 日本サッシ協会 (一社) 建築開口部協会
エクステリア	(公社) 日本エクステリア建設業協会
建築板金	(一社) 日本建築板金協会
外壁仕上	日本外壁仕上業協同組合連合会
ダクト	(一社) 全国ダクト工業団体連合会 (一社) 日本空調衛生工事業協会
保温保冷	(一社) 日本保温保冷工業協会
グラウト	(一社) 日本グラウト協会

評価分野	能力評価実施団体
冷凍空調	(一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
運動施設	(一社) 日本運動施設建設業協会
基礎ぐい工事	(一社) 全国基礎工事業団体連合会 (一社) 日本基礎建設協会
タイル張り	(一社) 日本タイル煉瓦工事工業会
道路標識・路面標示	(一社) 全国道路標識標示業協会
消防施設	(一社) 消防施設工事協会
建築大工	全国建設労働組合総連合 (一社) J B N・全国工務店協会 (一社) 全国住宅産業地域活性化協議会 (一社) 日本ログハウス協会 (一社) プレハブ建築協会
硝子	全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工協同組合連合会
A L C	(一社) A L C 協会
土工	(一社) 日本機械土工協会
ウレタン断熱	(一社) 日本ウレタン断熱協会
発破・破砕	(一社) 日本発破・破砕協会
建築測量	(一社) 全国建築測量協会
圧入	(一社) 全国圧入協会
さく井	(一社) 全国さく井協会
解体	(公社) 全国解体工事業団体連合会
計装工事	(一社) 日本計装工業会
土質改良	(一社) 全国建設発生土リサイクル協会
潜函	日本圧気技術協会
住宅建築関連	(一社) J B N・全国工務店協会 全国建設労働組合総連合 (一社) 全国住宅産業地域活性化協議会
石材施工	全国建築石材工業会
斜面防災	(一社) 斜面防災対策技術協会
道路等法面保護工事	(一社) 全国特定法面保護協会
都市トンネル	(公社) 日本推進技術協会

これに加えて、現在、10以上の専門工事業団体から、個別に能力評価基準の策定、
又はその前段階となる「登録基幹技能者」の登録に係る相談を受付

能力評価申請に係る評価手数料の全額支援

CCUS運営主体:(一財)建設業振興基金の取組



建設キャリアアップシステム
登録技能者・登録事業者の皆様へ

CCUS能力評価申請手数料の全額支援を当面の間延長します！
～この機会に能力評価を申請しましょう～

○全額支援を行う延長期間

・2026年4月1日(水)から当面の間 〳 延長します！／

※全額支援は2025年8月1日(金)より実施しております。
※申請日基準となります。
※延長の終了時期につきましては、改めてご案内いたします。

○対象者

・CCUS技能者登録(詳細型登録)が完了している方

※CCUS技能者登録と能力評価申請手続きの同時申請(ワンストップ申請)者も含む

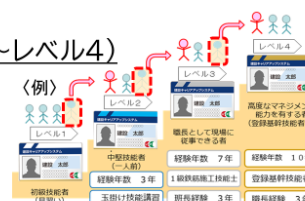
○対象となる能力評価

・全ての能力評価分野が対象 (レベル2～レベル4)

○全額支援の対象範囲

・能力評価申請に係る手数料4,000円

※CCUS技能者登録と能力評価申請手続きの同時申請(ワンストップ申請)については3,000円
※CCUS登録技能者が簡略型登録から詳細型登録へ移行する際の手数料(2,400円)は対象外
※全額支援は申請回数に制限を設けておりません。



○全額支援を活用した申請方法

・能力評価実施団体への申請自体は従来通り
・ただし、能力評価申請手数料の支払は不要

※CCUS技能者登録と能力評価申請手続きの同時申請(ワンストップ申請)についても従来通り
※従来、申請時に必要な書類であった手数料支払に係る証明書については、添付不要
ワンストップ申請の場合においては、建設業振興基金が指定する画像を添付⇒[詳しくはこちら](#)

申請方法の詳細については、各能力評価実施団体にお尋ねください

能力評価分野及び申請先については、右のQRコードよりご確認ください
(QRコード:国土交通省HP)



建設業政策におけるCCUSの位置づけ・利活用

- CCUSを取り巻く環境は、1. 第3次・担い手三法の施行、2. 育成就労制度の導入、3. 建退共制度の見直しにより、**本格運用開始以来の大変革期**を迎えている。
- CCUS**能力評価の位置付けは大幅に強化**され、**業界共通のインフラ**としての役割はより一層重要に。

建設キャリアアップシステム (CCUS)



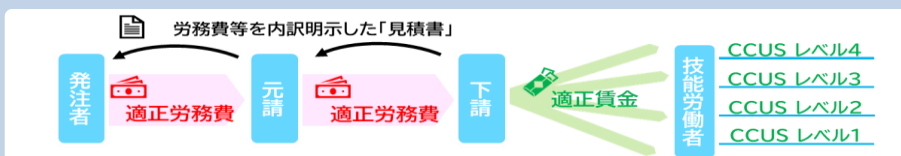
1. 第3次・担い手三法の施行

- 建設業者に対し、労働者の**知識、技能等の評価に基づく賃金支払い**等を行うことを努力義務化

労務費に関する基準

①「CCUSレベル別年収」

- 「目標値」と「標準値」の2つの水準の値を設定
- 「目標値」を**適正な賃金としての支払いを推奨**
- 「標準値」を下回る支払いは、労務費のダブリングの恐れがないか重点的に確認



②「自主宣言制度」

- **CCUS活用**が必須項目の1つ
- 雇用する**技能者のCCUS詳細型登録**が必須
- 自主宣言を行うことで経審において加点



2. 育成就労制度の導入

- 育成就労も、**企業はCCUSを登録、労働者はCCUSに登録していることが必須**
- 技能実習に比べ、**キャリアパスとしての活用**がより重要に
- 「外国人就労管理システム」、入管庁の「在留情報」と**CCUSを連携**

3. 建退共制度の見直し

- 建退共の**電子申請システムとの連携**により、**CCUSタッチで建退共掛金が蓄積**
- 退職金1,000万円以上を目指して、**複数掛金制度においてCCUSレベル**の活用を検討

- 改正建設業法の全面施行や育成就労制度の導入等といった、建設技能者を取り巻く制度的環境の激変へ迅速に対応するとともに、一定の周知期間を確保する観点から、令和9年（2027年）3月31日をもって簡略型登録の新規・更新申請を終了。以降は詳細型登録に一本化。
- 現に簡略型登録を経た技能者については、次回更新時に詳細型へ移行（任意の前倒し移行も可）。
- 詳細型登録手数料については、簡略型に比して詳細型の事務処理コストが高額であること等を踏まえ、中長期の収支に大きな影響が生じないよう配慮しつつ、当分の間、所要の引き下げを実施。
- あわせて、詳細型登録による最大のメリットである能力評価受検を加速するため、当分の間現行の支援措置を継続。

現行

技能者登録 2段階登録方式

簡略型登録料：**2,500円**

詳細型登録料：**4,900円**

※簡略型から詳細型への移行：**2,400円**

見直し後（令和9年（2027年）4月1日～） 予定

技能者登録 詳細型のみ

簡略型登録：**廃止**

詳細型登録料：当分の間**4,000円～4,500円を想定**

※簡略型から詳細型への移行：**1,500円～2,000円を想定**

1. 開始時期

令和9年（2027年）4月1日

2. 対象者

新規申請技能者及び更新申請技能者

※令和9年（2027年）4月1日より前に簡略型で登録された技能者は、次回更新時に詳細型へ移行。

3. 技能者登録料

当分の間4,000円～4,500円/人への引き下げを想定

※引き下げ措置の終期については、詳細型への移行や技能者登録更新の進捗状況やこれを踏まえた中期的収支の見通しを踏まえ、令和10年度（2028年度）以降に決定。

4. その他

現在、時限的（令和8年（2026年）3月末まで）に実施している能力評価に係る評価手数料の全額支援を当面の間延長する。

参考資料

1. 経験・技能に応じた処遇改善

(1)「労務費の基準」に適合した労務費・賃金の支払確保

- ・改正建設業法に基づき、「労務費の基準」を踏まえた労務費を下請業者まで行き渡らせ、その上で、下請業者には、CCUSの技能レベルに応じた賃金（レベル別年収）の支払徹底を求める。これらが実効性あるものとなるよう、「建設Gメン」が監視。（R7-）
- ・そのため、まずは「労務費の基準」の作成を進めるとともに、その活用方法についても検討を進める（R6-）
- ・また、標準約款に、適正な労務費・賃金支払へのコミットメントに関する条項（いわゆる表明保証）を追加することを検討するとともに、その検討に資するよう、発注者から元請に支払った労務費が技能者まで行き渡ることを担保する契約上の取組について検討・試行（R6-7）
- ・さらに、「建設Gメン」が発注者、元請、下請に対して、改正建設業法に基づく新たなルールに係る取引実態を調査開始（R6-7）
- ・改正建設業法による労務費の確保と行き渡りがレベル別年収に見合う賃金支払に結びつくよう、「労務費の基準」とレベル別年収との数的関係を整理（R6-7）
- ・上記のほか、「労務費の基準」とCCUSとの連携の在り方を検討

(2)CCUSレベル別年収の改定

- ・レベル別年収の示し方等について検討の上、令和6年3月から適用されている公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるCCUSレベル別年収へ改定（R6-7）

(3)CCUSレベルに応じた賃金支払の確認システムの構築

- ・適正な賃金支払の状況を簡便に確認するシステムの検討（R6-7）
- ・CCUSレベルに応じた賃金の支払状況を踏まえ、「建設Gメン」が労務費の行き渡りの確認と必要な改善指導（R7-）

(4)法定福利費の支払確保（社会保険加入の徹底）

- ・法定福利費についても、改正建設業法に基づく確保・行き渡りを検討し、CCUSにより確認される社会保険加入状況に応じて、「建設Gメン」が発注者に対して法定福利費の支払徹底を調査・指導（R7-）

(5)CCUSレベルに応じた賃金・手当制度の倍増

- ・CCUSレベルに応じた賃金・手当制度への支援の検討（R6-7）
- ・元請企業等によるCCUSの能力評価等を反映した手当支給の取組について、事例数を倍増することを目標に、手当制度の充実を関係業界へ働きかけ（R6-）

(6)CCUSを活用した「技能者を大切にす適正企業」の評価向上・受注機会拡大

- ・CCUSレベルに応じた賃金・手当支払い等を行う「技能者を大切にす適正企業」の自主的宣言制度を創設した上で、宣言した企業を国交省HP等に掲載（R6）
- ・表彰、経審での加点等のインセンティブの導入や推進目標の設定などを検討、より水準の高い取組を行う企業の認証制度の構築（R7-8）

(7)外国人材の適正な処遇の確保

- ・能力レベルに応じ日本人と同等の賃金支払を確認できるよう、特定技能外国人が就業履歴を蓄積し、能力評価を受けるようになる方策の検討（R6-）

(8)施工能力等の見える化評価の促進

- ・施工能力等の見える化評価の元請・発注者と連携した見直し及び高い評価を受けた企業の受注機会拡大につながる方策の検討（R6-7）

2. 「共通のデータ基盤」としてのCCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

(1) 労務安全システムとの情報連携による事務の効率化

- ・ CCUS登録情報を労務安全システム側で利用可能とし、データ入力作業等や安全書類（各種帳票等）の作成を効率化 (R6)
- ・ 技能者を雇用する下請業者がCCUSに集約された入退場データを活用して技能者ごとの出面管理ができるよう、労務安全システムとの連携を推進 (R6-7)
- ・ その上で、業界団体等から事務作業の課題を聴取し、さらなる効率化のための取組を検討・実施 (R6-)

(2) 施工体制台帳の作成・提出義務の合理化

- ・ 公共発注者への施工体制台帳提出を要しない場合として、CCUSと連動させて台帳記載事項が閲覧できる場合を位置づけ、広く公共発注者に施工体制台帳の電子閲覧の導入を働きかけ (R6-)
- ・ 民間工事についても、発注者からの求めに応じて台帳を閲覧させる方法として、「CCUSと連動させて台帳記載事項を閲覧させる方法」を奨励 (R6-)

(3) CCUSを活用した現場管理作業の効率化

- ・ 特定建設業者及び公共工事受注者によるCCUS活用を強力に推進するため、改正建設業法に基づくICT指針に、CCUSを活用した現場管理作業の効率化を位置づけ (R6)

(4) 技能者のCCUS登録情報の確認の簡素化 (スマホアプリ上での確認等)

- ・ 技能者向けのスマホアプリ開発により、就業履歴、資格、建退共掛金の積立状況等を手元で確認できるよう対応 (R6-7)
- ・ CCUSに資格者証情報を登録した技能者が、紙の資格者証の携行が不要となるよう対応 (R7-)

(5) CCUSと建退共との連携完結による事務の効率化

- ・ CCUSからワンタッチで建退共の就労実績登録を可能とすることで、元請・下請における建退共事務を簡素化 (R7)
- ・ CCUSと連携した電子申請方式の普及を公共発注者に対して働きかけ (R6-)
- ・ 技能者の処遇改善に資する退職金共済制度のあり方を検討 (R6-)

(6) 適正な一人親方の確認の効率化

- ・ CCUS上で経験等が十分でない一人親方を確認できる機能を追加し、適正な一人親方の確認事務を効率化 (R6-)

(7) 現場管理への活用事例の横展開

- ・ CCUSを活用した現場管理等の効率化について、個社の取組事例を収集し、業界団体等と連携して横展開 (R6-)

3. CCUSによる就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

(1) カードリーダー等がないために就業履歴を蓄積できない現場の解消

- ・カードリーダーの無償貸与、就業履歴蓄積環境の整備に対する経審加
点等の支援の継続 (R6-)
- ・建設業者団体と連携し、安価なカードリーダーや電話発信、iPhone
のカードリーダー機能での就業履歴登録等、小規模現場向けの就業履
歴蓄積方法の周知を強化 (R6-)
- ・元請が現場登録しない場合の就業履歴の蓄積のあり方について検討
(R6-8)

(2) 公共工事・民間工事における就業履歴蓄積の推進

(i) 公共発注者に対する働きかけ強化

- ・受注者のCCUS登録や就業履歴の蓄積を促すための取組が拡大するよ
う、地方自治体に働きかけるとともに、取組状況を「見える化」 (R6-)
- ・自治体工事でもカードリーダー設置費用、現場利用料が費用計上され
るよう、直轄モデル工事における積算上の取り扱い等を例に導入を働
きかけ (R6-)
- ・就業履歴の蓄積状況に応じた経審加点制度の創設を検討 (R6-7)
- ・地域の理解を踏まえた直轄Cランクのモデル工事を引き続き推進(R6-)

(ii) 民間工事発注者への周知啓発

- ・CCUSを活用することで民間発注者に生じる具体的なメリットをわか
りやすく整理して周知徹底(R6-)

(3) 技能者・事業者登録に係る事務負担の軽減

- ・CCUS認定アドバイザー、CCUS登録行政書士のわかりやすい紹介資
料を作成し、周知 (R6-)

(4) 能力評価の拡充

(i) 能力評価の負担軽減

- ・CCUS登録と能力評価のレベル判定のワンストップ化するとともに手
数料も減額 (R6)
- ・能力評価手数料に対する助成制度についてわかりやすく周知し、制度
活用を促進 (R6-)

(ii) 評価基準の策定・充実

- ・今後3年間で、原則すべての技能者が能力評価基準の対象となるよう
取り組むこととし、専門工事業団体が行う基準案の策定を支援（調査検
討費の助成等）(R6-8)
- ・工事の繁閑がある場合でも技能者の稼働率を維持可能とし、人材不足
にも対応できるよう、「多能工」に係る評価基準を作成する場合の統一
ルールを策定。各専門工事業団体のニーズに応じ、「多能工」に係る能
力評価の基準づくりを支援。(R6-)
- ・各専門工事業の実態に応じてよりの確に能力評価を行うことを可能と
するため、現行の4段階の細分化や製造・加工現場で従事する技能者の
扱い等について検討し、ガイドラインを見直し (R6-)
- ・住宅建築分野における能力評価基準の策定 (R6-7)

(5) 技能者自身で能力評価申請ができる環境の構築

- ・技能者自身が所属会社に頼らずに資格情報等の更新や能力評価の申請
等を行えるアプリ等を開発 (R7-)

(6) 求人情報サイト等を活用した能力評価の促進

- ・ハローワーク、求人・求職情報サイト掲載時にCCUSの技能レベルを記載でき
るよう関係機関に働きかけ (R6-)

建設業の一人親方対策の推進

- 技能労働者の処遇向上と人材の確保を図るため、社会保険加入の促進とともに、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を実現する必要。
- 平成24年3月の中央建設業審議会の建議を踏まえ、関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を推進。

これまでの主な取組

建設業法や公共工事における対策の実施

- 建設業法を改正し、社会保険加入を建設業許可の要件化 (R2.10)
- 国土交通省直轄工事における対策
 - ・ 2次以下の下請企業についても社会保険加入企業に限定し、加入が確認できない場合は元請に対してペナルティを実施 (H29.10～)
- 地方公共団体発注の工事における対策の実施
 - ・ 公共標準約款を改正し、下請企業を加入企業に限定する規定を創設 (H29.7)

社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

- 下請指導ガイドライン（課長通知） (H24.11～)
 - ・ 元請企業は下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導（社会保険加入確認についてはCCUSの活用を原則化）
 - ・ 未加入企業を下請に選定しない、適切な保険に未加入の者は原則として現場入場を認めない取扱い
 - ・ 働き方自己診断チェックリストを活用した、一人親方の働き方について適切性の確認を強化

法定福利費の支払の確保

- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用
 - ・ 専門工事業団体による「標準見積書」の作成・活用促進 (H25.9～) に加え、標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請・下請・民間発注者に要請 (R3.12～)
 - ・ 建設業法等改正による法定福利費等の必要経費を記載した「材料費等記載見積書」の作成の努力義務化（直轄工事では義務化） (R7.12～)
- 直轄工事予定価格への反映と請負代金内訳書への内訳明示
 - ・ 事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
 - ・ 標準約款（公共・民間・下請）を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示 (H29.7)
- 法定福利費の支払い状況に関する実態調査の実施 (H29.9～)

民間発注工事における対策の実施

- 工事施工を加入企業に限定する旨の誓約書の活用 (H30.1～)

行政・元請・下請一体となった保険加入の推進 等

- 建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会における一体的取組の推進 ※「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」を令和3年12月に発展的改組
 - ・ 建設業関係団体等（建設業関係団体、発注者団体を含む）106団体、学識経験者、行政（国交省、厚労省）により構成
 - ・ CCUSの活用を通じて、社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建退共の適正履行の確保をはじめとした技能者の更なる処遇改善を推進するため開催
- 周知・啓発・相談体制の充実等
 - ・ 全国社会保険労務士会連合会と連携し、相談窓口の設置・適切な保険について確認できるフローチャートの作成
 - ・ 一人親方の適切な請負契約についてリーフレットを作成し周知・啓発

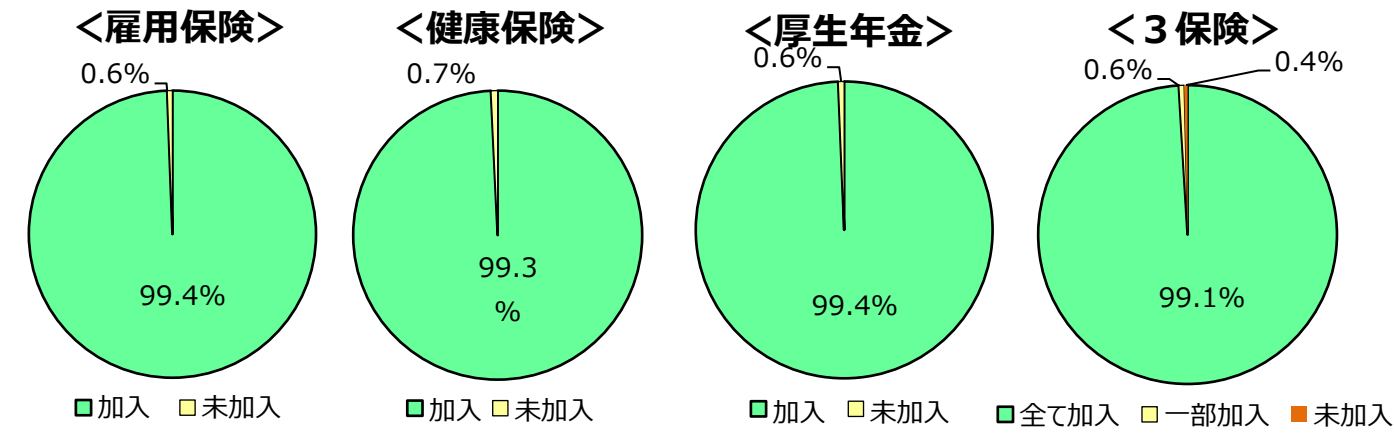
社会保険加入状況調査結果について

○ 公共事業労務費調査（令和 7 年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、

- ・ 企業単位の加入率は、**雇用保険、健康保険、厚生年金保険ともに99%※** となっている。
- ・ 労働者単位の加入率は、**雇用保険、健康保険では97%※**、**厚生年金保険では96%※** となっている。

※ 数値は小数点第一位を四捨五入した値

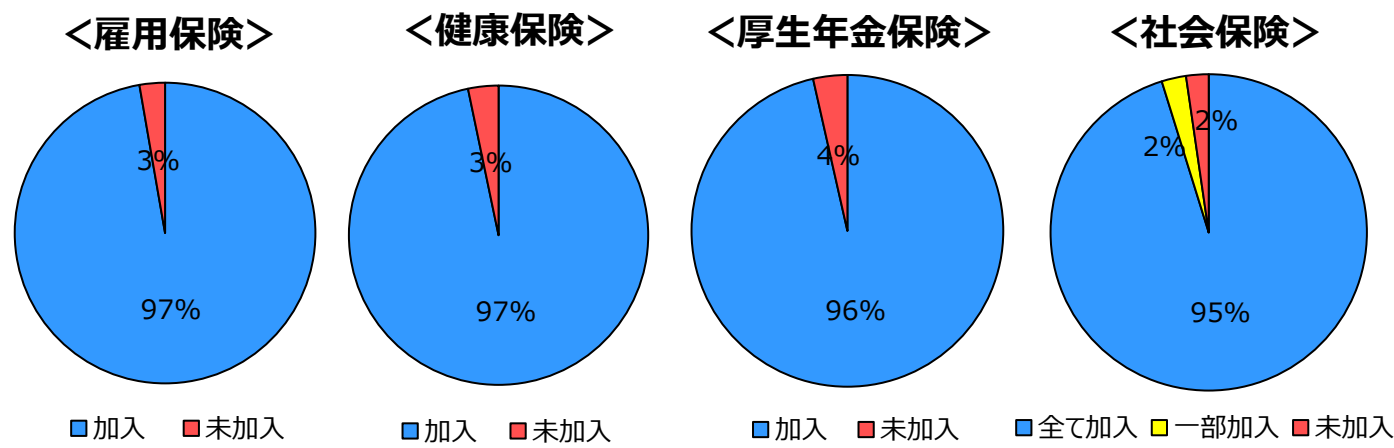
企業単位



企業単位・3 保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3 保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	96%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%
H30.10	98%	98%	97%	97%
R01.10	99%	99%	99%	98%
R02.10	99%	99%	99%	99%
R03.10	99%	99%	99%	98%
R04.10	100%	100%	100%	100%
R05.10	100%	99%	100%	99%
R06.10	99%	99%	99%	99%
R07.10	99%	99%	99%	99%

労働者単位



労働者単位・3 保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3 保険
H23.10	75%	60%	58%	57%
H24.10	75%	61%	60%	58%
H25.10	76%	66%	64%	62%
H26.10	79%	72%	69%	67%
H27.10	82%	77%	74%	72%
H28.10	84%	80%	78%	76%
H29.10	91%	89%	86%	85%
H30.10	93%	90%	88%	87%
R01.10	94%	92%	89%	88%
R02.10	95%	92%	89%	88%
R03.10	95%	93%	89%	88%
R04.10	94%	94%	95%	91%
R05.10	95%	95%	95%	92%
R06.10	97%	96%	96%	95%
R07.10	97%	97%	96%	95%

※ 数値は小数点第一位を四捨五入した値
※ 令和 3 年 1 0 月調査以前は関係法令上、社会保険の加入義務がないケースも含まれていたが、令和 4 年 1 0 月調査以降それらのケースを除き、加入率を算出している。

現状

- 国土交通省においては、
 - ・ 老後の生活や怪我時の保障など**技能者に対する処遇改善**
 - ・ 法定福利費を適正に負担する企業による**公平・健全な競争環境の整備**等の観点から、**平成24年度から社会保険加入対策を推進**しており、社会保険の加入率は、令和7年度には、**企業単位ではほぼ100%、技能者単位で95%**と、改善がみられる。
 - ・ **令和7年10月からは、全ての建設業許可業者が適切な社会保険に加入**していることから、社会保険加入の徹底が行われている。
- 一方で、社会保険加入対策や労働関係法令規制の強化に伴って、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図して、**技能者の個人事業主化（いわゆる一人親方化）**が行われている可能性がある。
- 建設業界への聞き取りや企業アンケートにおいても、技能者の一人親方化が進んでいるとの見解が示されており、その中には、実態が雇用労働者であるにもかかわらず、**偽装請負の一人親方として従事している技能者も一定数存在。**

課題

法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図した、偽装請負としての一人親方化が進むことは、**技能者の処遇低下**のみならず、法定福利費等を適切に支払っていない企業ほど競争上優位となるなど、**公正・健全な競争環境の阻害**を招く。

一人親方の取組に関する申合せ(進捗状況①)

令和6・7年度（申合わせ事項）（抄）

進捗状況

一、規制逃れを目的とした一人親方化の防止対策

【一人親方の実態把握・業界への情報共有】

- ・国交省は・・・定期的に一人親方の実態把握を行い、適切に業界へ情報提供すること、・・・事業者が一人親方に危険・有害な作業を請け負わせる場合、その使用する労働者と同等の保護が図られるよう、適切な措置を実施することが義務付けられていることを周知すること、等により、規制逃れを目的とした一人親方化の進行を防止する。
- ・国交省は、・・・一人親方本人・建設業者に加えて、発注者も対象に、地方部を重点的な対象として、説明会・リーフレット配布等を行う。

【チェックリストの活用による規制逃れの防止・是正】

- ・建設業団体は、一人親方が入場する現場において、ガイドラインで求めているチェックリスト等の活用を拡大するものとし、現行の活用率約2割を約5割に高めることを目指す。このため、国交省も、チェックリストが、一人親方が入場する全ての工事現場で活用されるよう、建設業団体を通じた周知に加え、CCUSに登録する一人親方本人に対して直接メールでの周知を行う。
- ・建設業団体は、・・・規制逃れが疑われる一人親方について、下請け企業において、雇用契約の締結（社員化）が徹底されるよう、元請企業において、下請企業に対して雇用契約の徹底を促すとともに、改善が見られない場合は当該建設企業の現場入場を認めない取り扱いとするよう、取り組む。
- ・取組の徹底にあたっては、・・・元請企業・発注者・関係省庁も一体となって推進する。その際、国交省は、元請・下請企業に対し、実態が雇用労働者であるにもかかわらず、労働関係法令の規制を逃れる目的で一人親方として請負契約を結ぶことがいわゆる偽装請負に該当しうることを周知徹底する。
- ・国交省は労働者性の判断に関する問い合わせ対応の強化のため、厚生労働省と連携する。
- ・国交省は、取組の推進により、適正な一人親方まで排除されることがないよう、適切な対応を業界へ周知するよう取り組む。

【適正な一人親方が否かの判断をしやすくするための検討】

- ・令和8年度以降に適正でない一人親方の目安を策定するため、検討を進める。その際、目安をCCUSレベル等の技能レベルによって示すこともあわせて検討し、国交省・建設業団体は、CCUSの能力評価を推進する。
- ・国交省は、CCUSの登録情報を活用して、チェックリスト等の確認を簡易に行うための措置を講じる。

一人親方の実態調査を実施（参考資料参照）。令和8年度以降も実施予定。

発注者も対象、地方部を重点的な対象とした一人親方に関する説明会を開催（別紙参照）

一人親方の実態調査（参考資料参照）では、チェックリストの活用率は13.0%にとどまる

国交省の調査（参考資料参照）では、現場入場を認めない取扱い、保険未加入のうち約3割

一人親方に関する説明会において周知（再掲）

厚労省と連携し、建設業団体へ通知を発出（R7.5）

一人親方に関する説明会において周知（再掲）

CCUS上で一人親方にフラグ表示されるよう改修（R7.3～）

一人親方の取組に関する申合せ(続き)(進捗状況②)

令和6・7年度(申合わせ事項)(抄)

進捗状況

二、一人親方と建設企業の取引環境の適正化

【一人親方と建設企業の適正取引等の推進】

- ・建設業団体は、下請企業が必要経費等を十分含んだ請負代金で一人親方と契約するよう取り組むとともに、下請企業が一人親方と書面で契約するよう徹底する。
- ・国交省は、一人親方が、改正建設業法に基づき価格交渉を行い、必要経費等が含まれた適正な報酬を受け取れるよう、改正法の周知や相談体制の構築を含め、実効性の確保に取り組む。

【一人親方化に伴う得失を踏まえた慎重判断の徹底】

- ・国交省は、・・・たとえば一人親方となった場合と引き続き社員である場合の区分に応じ、年金を含む収入にどの程度の差異が出るかを試算できるソフトを提供するなど、一人親方になった場合のメリット・デメリットを技能者に分かりやすく示す。
- ・国交省及び建設業団体は、一人親方になろうとする技能者が、一人親方と社員の働き方の違いや一人親方化のメリット・デメリットを理解できるよう、技能者への説明等に取り組む。

【事業者による雇用維持や社員化に必要な法定福利費の支払徹底】

- ・国交省は、技能者の雇用維持や社員化に伴って必要となる法定福利費を適切に価格転嫁し、技能者を雇用する建設業者に法定福利費が行き渡るよう、改正建設業法に基づき、労務費に加えて法定福利費についても、確保・行き渡り策の対象とすることを検討する。
- ・法定福利費を内訳明示した見積書の提出率を現在よりも30%引き上げることを目指して、標準見積書の周知や活用促進を図る。

【平準化の徹底】

- ・国交省は、建設工事の繁閑に伴って技能者の稼働率低下が事業者の負担増とならないよう、特に取組が遅れている自治体工事などを対象に工期の平準化の取組を強化する。

▶ 国交省の調査(参考資料参照)では書面契約の実施状況は、約6割

▶ 「改正建設業法説明会」を建設業者・発注者向けに実施
(R7.8~9、R7.12~R8.2)

▶ 一人親方になった場合のメリット・デメリットを示したリーフレットを作成(別紙参照)

▶ 一人親方に関する説明会において、一人親方と社員の働き方の違い等を周知

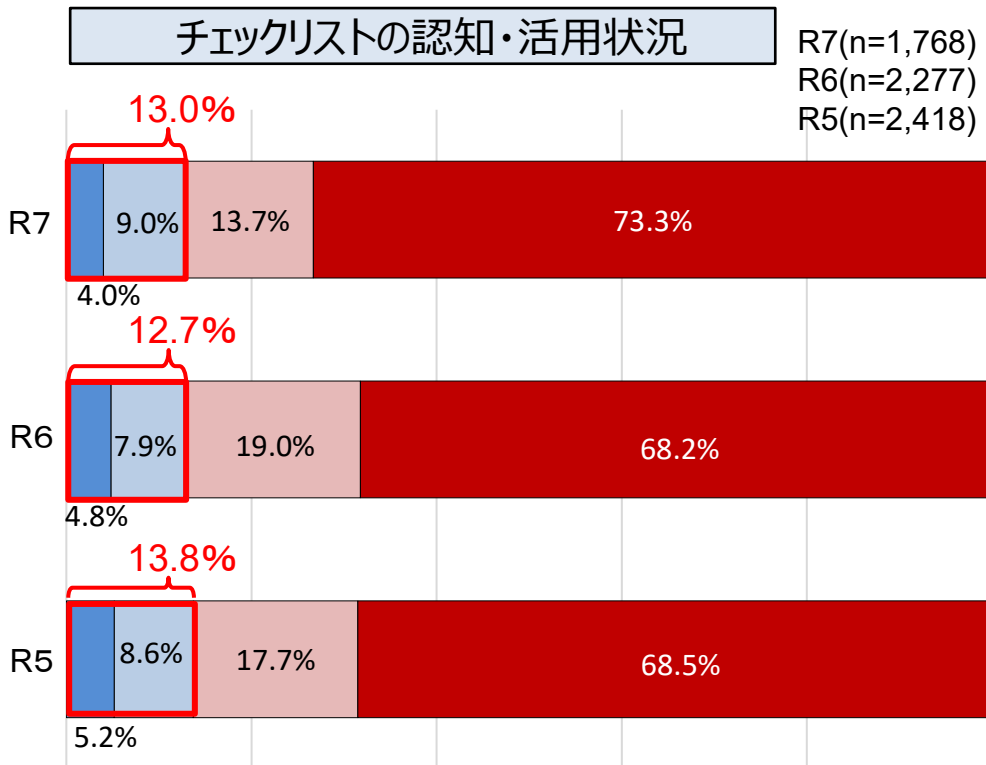
▶ 法定福利費について、改正建設業法に基づき、必要経費として内訳明示することを努力義務化

▶ 一人親方に関する説明会において周知(再掲)

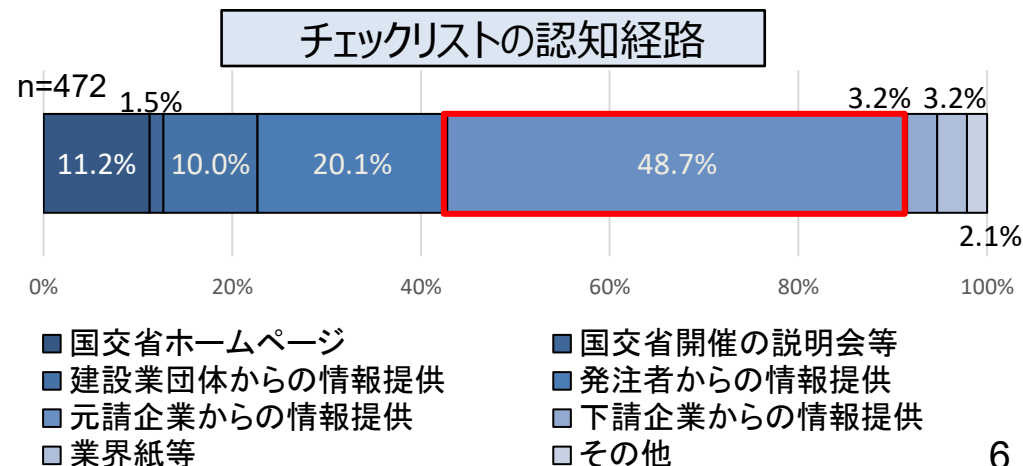
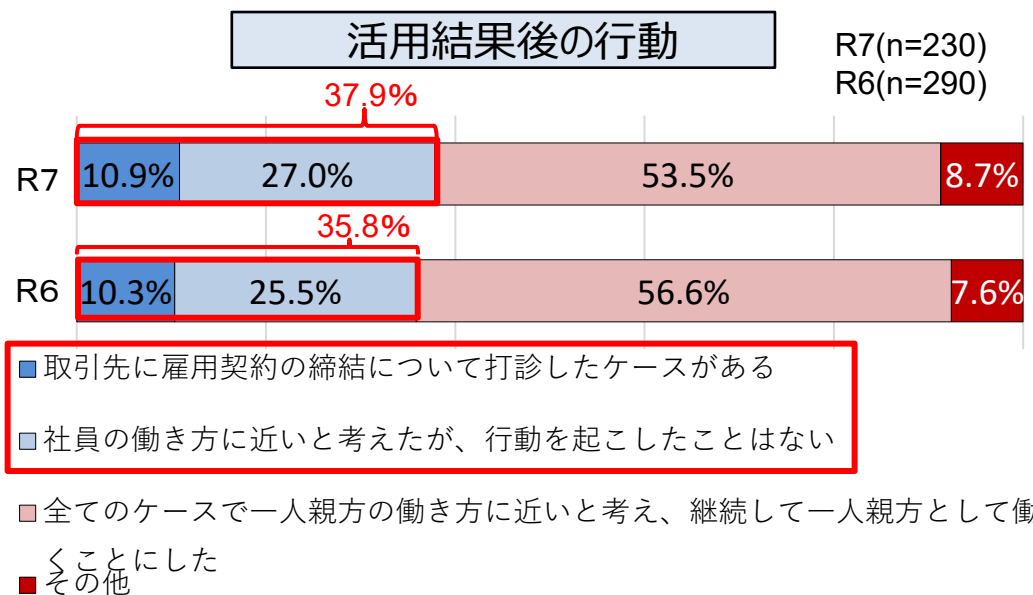
▶ 国・地方公共団体に対して平準化の取組を推進するよう要請

働き方自己診断チェックリストの活用状況等について

- 「働き方自己診断チェックリスト」の活用状況（13.0%）は微増。
- 活用の結果、社員の働き方に近いと考えた一人親方は37.9%、取引先に雇用契約の締結について打診している一人親方は10.9%。
- 「働き方自己診断チェックリスト」の認知経路は、元請企業からの情報提供が48.7%と最多。



- ほとんどすべての工事で活用している
- 何度か活用したことがある
- 活用したことはないが、知っている
- 知らない



一人親方の働き方の自己診断チェックリストについて

働き方の自己診断チェックリスト

現在のあなたの働き方について、該当する方の□に✓印を入れてください。

Point 1 依頼に対する諾否

仕事先から仕事を頼まれたら、
断る自由はありますか？

A ☐ 自分に断る自由がある

B ☐ 自分に断る自由はない

Point 2 指揮監督

日々の仕事の内容や方法はどのように
決めていますか？

A ☐ 毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に
自分の裁量で決定する

B ☐ 毎日、会社から仕事量や配分、進め方の
具体的な指示を受けて働く

Point 3 拘束性

仕事先から仕事の就業時間
(始業・終業)を決められていますか？

A ☐ 基本的には自分で決められる

B ☐ 会社などから具体的に決められている

Point 4 代替性

あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を
代わりの人に行わせることはできますか？

A ☐ 代役を立てることも認められている

B ☐ 代役を立てることは認められていない

Point 5 報酬の労務対償性

あなたの報酬（工事代金又は賃金）は
どのように決められていますか？

A ☐ 工事の出来高見合い

B ☐ 日や時間あたりいくらで決まっている

Point 6 資機材等の負担

仕事で使う材料又は機械・器具等は
誰が用意していますか？

A ☐ 自分で用意している

B ☐ 会社が用意している

Point 7 報酬の額

同種の業務に従事する正規従業員と比較した場合、
報酬の額はどうか？

A ☐ 正規従業員よりも高額である

B ☐ 正規従業員と同程度か、
経費負担を引くと同程度よりも低くなる

Point 8 専属性

他社の業務に従事することは可能ですか？

A ☐ 自由に他社の業務に従事できる

B ☐ 実質的に他社の業務を制限され、特定の会社
の仕事だけに長期にわたって従事している

①「働き方の自己診断チェックリスト」で自分の働き方を確認しましょう

Bに多く当てはまる場合は、実態として「労働者」に該当する可能性があるため、雇用契約の締結を検討しましょう。

②契約の手続、内容を見直しましょう

・工事着工前に見積書を取り交わしていますか。

・報酬をしっかりと請求できるように書面で契約していますか。

【次のような内容は雇用契約であると判断される可能性があります】

○報酬が労働時間・日数によって変動する。

※請負契約の一人親方は工事の完成に対して報酬を受け取ります。

○契約金額に労災保険特別加入の費用や支給されない資機材の必要経費などが反映されず、雇用されている同種の技能者と同額程度の報酬になっている。

労働者（社員）と同じ働き方になっており、労働基準関係法令違反が疑われる場合にはお近くの労働基準監督署にご相談ください。

その他問い合わせ先

あいまいな契約や報酬の未払い等の
トラブル
➡フリーランストラブル110番
0 1 2 0 - 5 3 2 - 1 1 0

建設業法違反に関する通報
➡駆け込みホットライン
0 5 7 0 - 0 1 8 - 2 4 1

※一人親方リーフレット（働き方の自己診断チェックリストは2ページ目）
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001618573.pdf>

※チェックリストの運用方法はこちらをご確認下さい
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001473661.pdf>

リーフレット「一人親方に関する基礎知識」について

- 一人親方の調査の結果、一人親方になるメリット・デメリットを調べずに一人親方になった人が一定数存在することを確認。
- 一人親方になろうとする技能者が、一人親方と社員の働き方の違いや一人親方になるメリット・デメリットを理解したうえで、一人親方になるかを慎重に判断するためのツールとして、リーフレットを作成。

○リーフレット(一人親方に関する基礎知識)

国土交通省

建設業

一人親方に関する基礎知識

～メリットとデメリットを正しく知ろう～

Excel ファイル連携

ひとり親方か
一人親方という働き方

現場で経験を積んだあと、自分の名前と責任のとも仕事を受ける自律的なスタイル。それが「一人親方」です。興味がある方は、自分に合っているかチェックしてみましょう。

あなたは一人親方タイプ？会社員タイプ？

5つの質問で、あなたに合った働き方のヒントが見えてきます。自分に近いほうを選んでみましょう！

No.	設問	Aタイプ	Bタイプ
1	収入	働いた分だけ報酬をもらえる	一定の金額を毎月もらえる
2	仕事の選び方	やりたい仕事を自分で選べたい	決められた仕事をきちんとこなしたい
3	働き続ける期間	体が動く間はずっと働きたい	一定の年齢で区切りをつけたい
4	事務手続き	確定申告などは自分でやれる	経理や事務は正直負担である
5	休みと収入	休みと収入が減るのは仕方がない	安定的な収入が欲しい

▶Aの数を数えてください

- ・Aが4つ以上:あなたは一人親方タイプかもしれません。
→ 自由に働ける反面、自己管理や責任を伴います。保険や補償の制度も確認を。
- ・Aが2～3つ:どちらの働き方にも合いそうです。
→ 自分の今後の生活スタイルに合った働き方をじっくり考えてみましょう。
- ・Aが0～1つ:会社員タイプかもしれません。
→ 雇用される働き方のほうが力を発揮できそうです。

もっと詳しく
一人親方 Excel ツール.xlsx
1.適正チェックシート

診断の結果がA(一人親方)寄りだったあなたは、次のページで一人親方のメリット・デメリットを確認してみましょう！

一人親方のメリットとデメリット

▶一人親方、憧れだけで決めて大丈夫？

一人親方には「自由」「高収入」といったイメージがありますが、実際には、事業主として自分で仕事を管理し、保障も自分で備える必要があります。メリットとデメリットを両方知ることによって、後悔しない働き方を選びましょう。

メリット一覧(例)

メリット	例えば...
自由に働ける	就業と責任のとも、働く時間・現場を自分で選べる。
実力次第で収入UP	自分の技量や仕事量を増やせば、収入が伸びる可能性も。
経費計上ができる	事業に必要な支出は、事業主として経費計上できるものもある。
自分のペースで成長できる	会社の決められた教育ではなく、自分の挑戦したい技術を磨ける。

デメリット一覧(例)

デメリット	例えば...
収入が不安定	現場の数や単価次第。病気・ケガ・天候によって収入が減少することもある。
各種保険は自分持ち	労災保険の特別加入、健康保険や年金は自分で加入し自己負担。
確定申告や事務作業が必要	領収書、帳簿、税金申告などをすべて自分で管理。
契約やトラブル対応も自己責任	書面のない契約、報酬未払いなども自分で対応。
慎重な将来設計が必要	国民年金だけでなく、会社員に比べて受給額は少ない傾向にある。

メリットがあるからこそ、デメリットにも「備える力」が必要です。どちらもきちんと知って、自分に合った働き方を選びましょう。

一人親方の収入

▶一人親方の年収ってどのくらい？

働き方や仕事の内容によって変わります。

一人親方の収入は、仕事内容や地域、働き方によって大きく異なります。全建設業東京都連合会の調査では、東京都在住の一人親方における2023年の一日あたりの賃金は約21,800円、年収換算で約59.7万円とされ、建設技能者の平均年収(約44.3万円)を上回ります。ただしこれは「総収入」であり、ここから諸経費を支払う必要があるため、会社員と単純に比べることはできません。

※国研が「15 民間給与実態統計調査」より1年間を通じて働いた給与所得者の一人当たりの平均給与

○付属ツール(適正チェックシート)

1. 適正チェックシート

～あなたは一人親方タイプ？会社員タイプ？～

一人親方は自由度の高い働き方ですが、収入や保障には課題もあります。自分に合っているのか、以下の診断で確認してみましょう。

※このチェックは、一人親方と会社員、それぞれの働き方の特徴を知るための目安です。



下の質問に答えて下さい。下のフレームにあなたにむいている働き方が出ます。

▶「選択」の枠をクリックして、表示された「▼」マークをクリックし「A」が「B」を選択してください。

	Aタイプ	Bタイプ	
1 理想の働き方	経営者として裁量をもって働きたい	組織の中で安定して働きたい	A
2 仕事の選び方	やりたい仕事を自分で選びたい	決められた仕事をきちんとこなしたい	A
3 働き続ける期間	体が動く間はずっと働きたい	一定の年齢で区切りをつけたい	A
4 事務手続き	確定申告などは自分でできる	経理や事務は正直負担に感じる	A
5 収入	働いた分だけ報酬をもらえる	一定の金額を毎月もらえる	A
6 休日	自分の好きなタイミングで休みを取ることができる	決められた休みで、一定のリズムで働きたい	A
7 年次有給休暇	なし(個人事業主のため適用なし)	あり	A
8 人間関係	社内の人間関係を気にせず働きたい	仲間や上司と関わりながら働きたい	A
9 金融面	ローンやカードの審査が厳しくても仕方ないと思う	住宅ローンやカード利用はスムーズにしたい	A
10 働く時間	働く時間を自分で選びたい	働く時間が決まっているほうが安心	A

▶判定結果

・あなたは一人親方タイプかもしれません。

→ 自由に働ける反面、準備や覚悟も必要です。保険や補償の制度も確認を。

一人親方に関する今後の取組

令和6・7年度の申合せのフォローアップ

一、規制逃れを目的とした一人親方化の防止対策

【一人親方の実態把握・業界への情報共有】

- ・一人親方の実態把握に向けた調査を継続的に行い、協議会や一人親方に関する説明会等の機会も活用し、業界への情報提供を行う。

【チェックリストの活用による規制逃れの防止・是正】

- ・働き方自己診断チェックリストの活用率を現行の約2割から約5割まで高めることを目指し、建設業団体を通じた周知に加え、CCUSに登録する一人親方本人に対して直接メールでの周知を行う。
- ・保険未加入の従業員等が確認された企業のうち、現場入場を認めない取り扱いをしている企業が約3割であることから、現場入場の取扱いについて周知徹底を図る。

【適正な一人親方か否かの判断をしやすくするための検討】

- ・自身の働き方が適正な一人親方に該当するかどうかの判断をしやすくするため、「適正でない一人親方」の目安の策定に向けた検討を行う。（下記参照）

二、一人親方と建設企業の取引環境の適正化

【一人親方と建設企業の適正取引等の推進】

- ・一人親方が、改正建設業法に基づき価格交渉を行い、必要経費等が含まれた適正な報酬を受け取れるよう、改正法の周知に加え、書面による見積書・請負契約の徹底に取り組む。（下記参照）

【一人親方化に伴う得失を踏まえた慎重判断の徹底】

- ・技能者が一人親方になるかを慎重に判断することができるよう、一人親方になった場合のメリット・デメリットを示したリーフレットの周知・活用促進を行う。

【事業者による雇用維持や社員化に必要な法定福利費の支払徹底】

- ・法定福利費を内訳明示した見積書の提出率を現在よりも30%引き上げることを目指して、標準見積書や国土交通省が作成した見積書の「様式例」の周知・活用促進を図る。

【平準化の徹底】

- ・建設工事の繁閑に伴って技能者の稼働率低下が事業者の負担増とならないよう、引き続き国・地方公共団体に対して平準化の取組を推進するよう要請を行う。

書面による見積書・請負契約の徹底

- ・工事を請け負う際に、一人親方の約6割が見積書を提出しておらず、約4割が書面契約を行っていない。
 - ・改正建設業法に基づく「材料費等記載見積書」の作成や、フリーランス法に基づく契約条件明示の義務化について、一人親方の約半数が「知らない」と回答。
- ⇒一人親方が、改正建設業法に基づき価格交渉を行い、法定福利費等の必要経費が含まれた適正な報酬を受け取れるよう、材料費等記載見積書の作成や、フリーランス法に基づく契約条件明示の義務化について、説明会等で周知を行い、**書面による見積書・請負契約の徹底を図る。**

「適正でない一人親方」の目安の策定に向けた検討

- ・働き方自己診断チェックリストの活用による事務負担の軽減、技能者の処遇改善及び技能向上の観点から、経験年数が一定未満（あるいは建設キャリアアップシステムのレベルが一定未満）の技能者が一人親方として扱われている場合など、「**適正でない一人親方」の目安の策定に向けた検討を行う。**
- ・適正でない一人親方の目安に基づいて、規制逃れを目的とした一人親方化の防止・是正に取り組む。

実態が雇用労働者であるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせていることが疑われる例

- ①10代の一人親方
- ②経験年数3年未満の一人親方
- ③働き方自己診断チェックリストで確認した結果、雇用労働者に当てはまる働き方をしているもの

参考資料

一人親方の取組に関する申合せ

- **「規制逃れを目的とした一人親方化の防止対策」**及び**「一人親方と建設企業の適正取引」**の推進を徹底するため、**令和6・7年度における取組**について、下記のとおり業界と**申し合わせる**。
- 令和8年度以降に「適正でない一人親方」の目安を策定することとし、そのための検討を進める。

一、規制逃れを目的とした一人親方化の防止対策

【一人親方の実態把握・業界への情報共有】

- ・国土交通省は、働き方改革による労働時間規制逃れを目的としたものを含め、定期的に一人親方の実態把握を行い、適切に業界へ情報提供すること、労働安全衛生規則等の改正により、事業者が一人親方に危険・有害な作業を請け負わせる場合、その使用する労働者と同等の保護が図られるよう、適切な措置を実施することが義務付けられていることを周知すること、等により、規制逃れを目的とした一人親方化の進行を防止する。
- ・国土交通省は、規制逃れを目的とした一人親方化の問題に関して、「地方において理解が十分ではない」、「発注者においても理解していないケースがある」ことを踏まえて、一人親方本人・建設業者に加えて、発注者も対象に、地方部を重点的な対象として、説明会・リーフレット配布等を行う。

【チェックリストの活用による規制逃れの防止・是正】

- ・建設業団体は、一人親方が入場する現場において、ガイドラインで求めている**チェックリスト等**の活用を拡大するものとし、現行の活用率約2割を約5割に高めることを目指す。このため、国土交通省も、チェックリストが、一人親方が入場する全ての工事現場で活用されるよう、建設業団体を通じた周知に加え、CCUSに登録する一人親方本人に対して直接メールでの周知を行う。
- ・建設業団体は、チェックリスト等の活用の結果、規制逃れが疑われる一人親方について、下請け企業において、雇用契約の締結（社員化）が徹底されるよう、元請企業において、下請企業に対して雇用契約の徹底を促すとともに、改善が見られない場合は当該建設企業の現場入場を認めない取り扱いとするよう、取り組む。
- ・取組の徹底にあたっては、一人親方・下請企業だけでなく、元請企業・発注者・関係省庁も一体となって推進する。その際、国土交通省は、元請・下請企業に対し、実態が雇用労働者であるにもかかわらず、労働関係法令の規制を逃れる目的で一人親方として請負契約を結ぶことがいわれる偽装請負に該当しうることを周知徹底する。
- ・国土交通省は労働者性の判断に関する問い合わせ対応の強化のため、厚生労働省と連携する。
- ・国土交通省は、取組の推進により、適正な一人親方まで排除されないことがないよう、適切な対応を業界へ周知するよう取り組む。

【適正な一人親方か否かの判断をしやすくするための検討】

- ・令和8年度以降に適正でない一人親方の目安を策定するため、検討を進める。その際、目安をCCUSレベル等の技能レベルによって示すこともあわせて検討し、国土交通省・建設業団体は、CCUSの能力評価を推進する。
- ・国土交通省は、CCUSの登録情報を活用して、チェックリスト等の確認を簡易に行うための措置を講じる。

一人親方の取組に関する申合せ(続き)

二、一人親方と建設企業の取引環境の適正化

【一人親方と建設企業の適正取引等の推進】

- ・建設業団体は、下請企業が必要経費等を十分含んだ請負代金で一人親方と契約するよう取り組むとともに、下請企業が一人親方と書面で契約するよう徹底する。
- ・国土交通省は、一人親方が、改正建設業法に基づき価格交渉を行い、必要経費等が含まれた適正な報酬を受け取れるよう、改正法の周知や相談体制の構築を含め、実効性の確保に取り組む。

【一人親方化に伴う得失を踏まえた慎重判断の徹底】

- ・国土交通省は、技能者が一人親方になるか否かを慎重に判断できるよう、たとえば一人親方となった場合と引き続き社員である場合の区分に応じ、年金を含む収入にどの程度の差異が出るかを試算できるソフトを提供するなど、一人親方になった場合のメリット・デメリットを技能者に分かりやすく示す。
- ・その上で、国土交通省及び建設業団体は、一人親方になろうとする技能者が、一人親方と社員の働き方の違いや一人親方化のメリット・デメリットを理解できるよう、技能者への説明等に取り組む。

【事業者による雇用維持や社員化に必要な法定福利費の支払徹底】

- ・国土交通省は、技能者の雇用維持や社員化に伴って必要となる法定福利費を適切に価格転嫁し、技能者を雇用する建設業者に法定福利費が行き渡るよう、改正建設業法に基づき、労務費に加えて法定福利費についても、確保・行き渡り策の対象とすることを検討する。
- ・法定福利費を内訳明示した見積書の提出率を現在よりも30%引き上げることを目指して、標準見積書の周知や活用促進を図る。

【平準化の徹底】

- ・国土交通省は、建設工事の繁閑に伴って技能者の稼働率低下が事業者の負担増とならないよう、特に取組が遅れている自治体工事などを対象に工期の平準化の取組を強化する。



- ・適正でない一人親方の目安を策定する。
- ・適正でない一人親方の目安に基づいて、規制逃れを目的とした一人親方化の防止・是正に取り組む。
- ・その他、令和6・7年度取引の進捗を踏まえて、取組を検討する。

賃上げの推進・適切な労務費及び法定福利費等の確保

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について

ポイント

- ・ 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定

全 国

全 職 種 (25,834円) 令和7年3月比 ; + 4. 5 %
主 要 1 2 職 種 ※ (24,095円) 令和7年3月比 ; + 4. 2 %

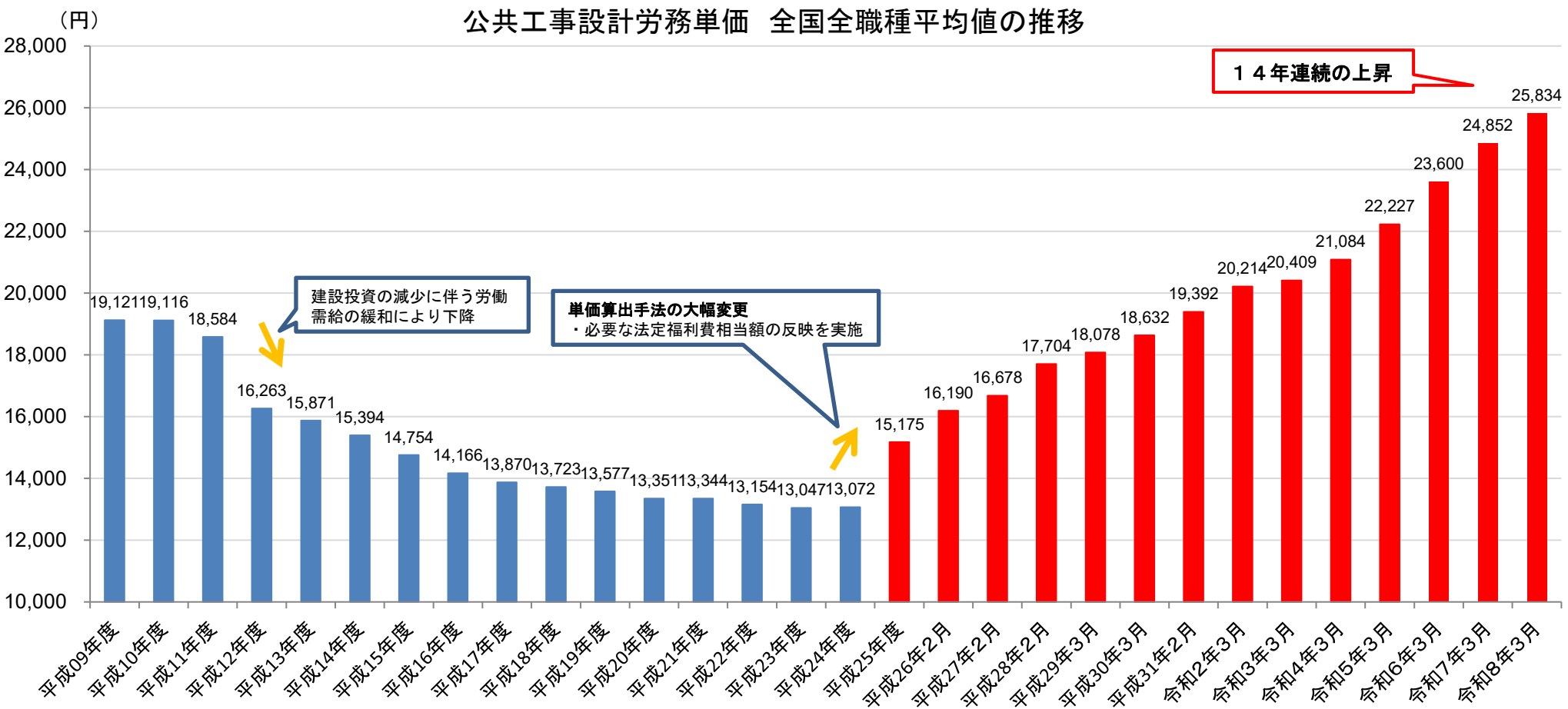
主要12職種

※「主要12職種」は通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

職種	全国平均値	令和7年3月比	職種	全国平均値	令和7年3月比
特 殊 作 業 員	28,111円	+4.3%	運 転 手 (一 般)	25,275円	+2.9%
普 通 作 業 員	23,605円	+3.0%	型 わ く 工	31,671円	+5.0%
軽 作 業 員	18,605円	+2.9%	大 工	30,331円	+3.1%
と び 工	30,780円	+4.0%	左 官	30,508円	+4.1%
鉄 筋 工	31,267円	+4.6%	交通誘導警備員 A	18,911円	+5.8%
運 転 手 (特 殊)	29,442円	+4.8%	交通誘導警備員 B	16,749円	+6.7%

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	H24比
全 職 種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+4.5%	+94.1%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+4.2%	+93.4%

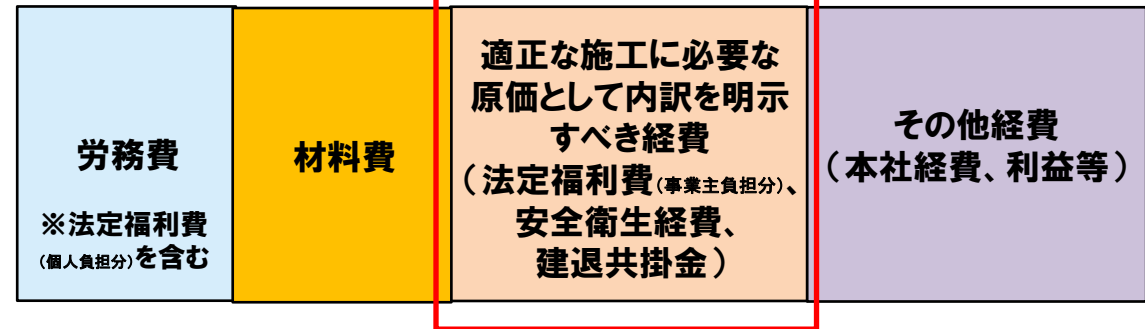
注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

労務費とあわせて確保すべき「必要経費」の取扱い明確化

改正建設業法第20条に基づき見積書で内訳明示すべき必要経費の範囲について

- 技能者の総合的な処遇を確保するためには、請負契約において、労務費（賃金の原資）だけでなく、一定の範囲の必要経費についても確保されることが必要。
- この際、建設業法における「通常必要と認められる原価」として適正な確保を求めてきた経費（**法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金**）について、材料費・労務費と同様に内訳明示の対象とし、適正額を著しく下回る見積り・見積り変更依頼を禁止。**労務費確保に伴うしわ寄せをまずもって防ぐ。**

<工事価格の構成イメージ>



- また、上記の費目以外にも、事業主は雇用に伴う必要経費を負担しており、賃金をはじめとする労働者の適切な処遇に必要な費用を原資とした価格競争が行われることのないよう、契約当事者間で、その負担について十分に協議することが必要である。

法定福利費 （事業主負担分）

- これまで、建設業者に対し、「標準見積書」の活用などにより、法定福利費が明示された見積書の提出と、その尊重を要請
- 法定福利費は、関係法令に基づき義務的に負担する経費であり、必要経費として確保する必要

安全衛生経費

- これまで、建設業者に対し「安全衛生対策項目の確認表」や「標準見積書」の活用などにより、その適切な確保を要請
- 安全衛生経費は、労働安全衛生法に基づく労働災害防止対策等を実施するための経費であり、必要経費として確保する必要

建退共掛金

（見積もる者が証紙又はポイントを購入する場合）

- これまで、受注者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合は、公共工事、民間工事の別を問わず、工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費として、適正な確保を要請
 - 建退共掛金は、中退共法に基づき建退共制度加入事業者（又は証紙一括購入を受託する元請）が負担する経費であり、必要経費として確保する必要
- ※ 建退共制度関係事務については、できる限り、元請が受託するようお願いしているところであり、その運用を変更することを意図するものではない

- 「労務費に関する基準ポータルサイト」

「法定福利費を内訳明示した見積書」について

法定福利費とは：法令に基づき企業が義務的に負担しなければならない社会保険料

※健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料（労災保険は元請一括加入）

⇒ 労働者を直接雇用する専門工事業者は、労働者を適切な保険に加入させるために必要な法定福利費を確保する必要

法定福利費を内訳明示した見積書

下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、法定福利費を内訳として明示したもの

「法定福利費を内訳明示した見積書」作成手順

〔基本的な法定福利費算出方法〕

= 労務費総額 × 法定保険料率

〔その他の法定福利費算出方法〕

= 工事費 × 工事費あたりの平均的な法定福利費の割合

= 工事数量 × 数量あたりの平均的な法定福利費の割合

（見積書の活用イメージ）

元請企業



法定福利費の内訳明示
を見積条件に記載



標準見積書の活用
法定福利費内訳明示



法定福利費を
請負金額に反映

下請企業



必要な保険への加入

技能労働者

標準見積書： 社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成（国土交通省HPIにも掲載）
下請企業から元請企業への提出を平成25年9月末から一斉に開始
（第3回社会保険未加入対策推進協議会（H25.9.26）において申し合わせ）

御見積書（例）

◇◇◇株式会社 殿

住所 ××
○○ 株式会社

見積金額 L (消費税込)

（内訳）

項目	数量	歩掛	単価	金額
〇〇〇工事				
材料費				A
労務費				B
経費（法定福利費を除く）				C
小計				D=A+B+C

法定福利費

法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額
雇用保険料	B	p	E=...B×p
健康保険料	B	q	F=...B×q
介護保険料	B	r	G=...B×r
厚生年金保険料 （子ども・子育て拠出金含む）	B	s	H=...B×s
合計	B	t	I=...B×t

I

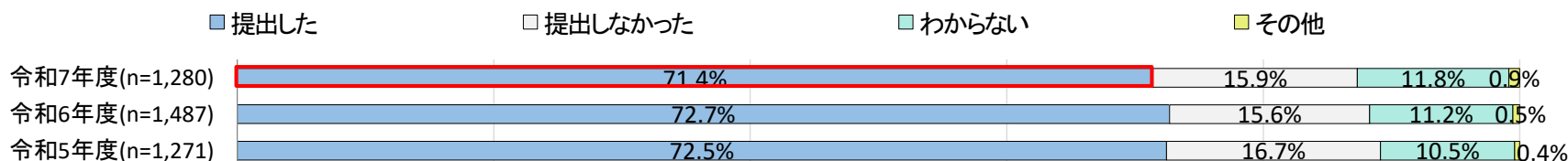
小計	J=D+I
消費税等	K=J×8%
合計	L=J+K

下請企業における法定福利費を内訳明示した見積書の提出状況

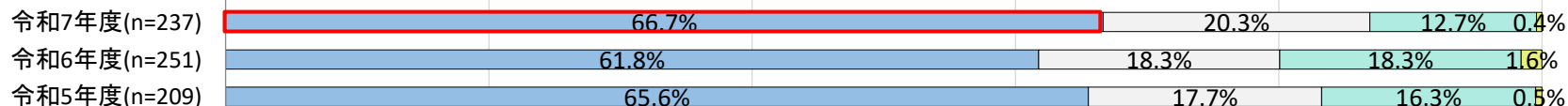
- 直近の一現場（公共・民間）において、法定福利費を内訳明示した見積書の提出状況を調査。
- 公共・民間工事共に、一次下請で提出率が減少。
- 公共・民間工事共に、下請次数が大きいほど提出した割合が減少する傾向。

公共工事

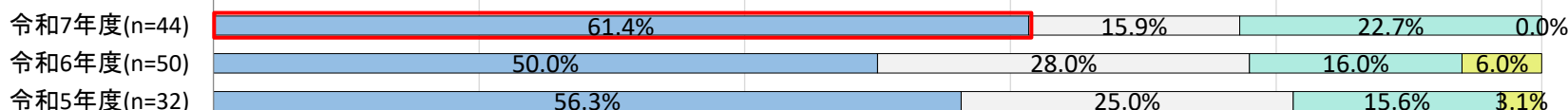
一次下請



二次下請

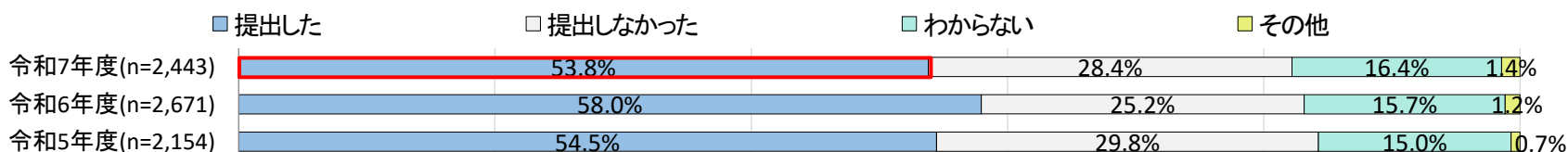


三次下請以降

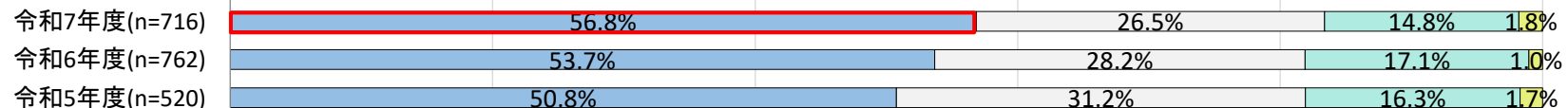


民間発注工事

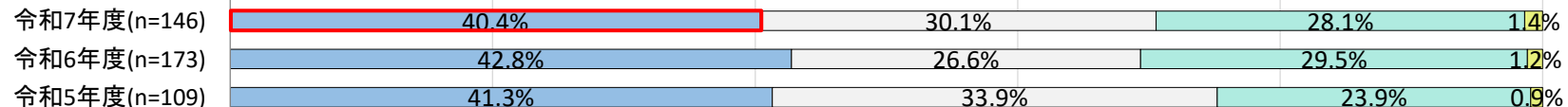
一次下請



二次下請



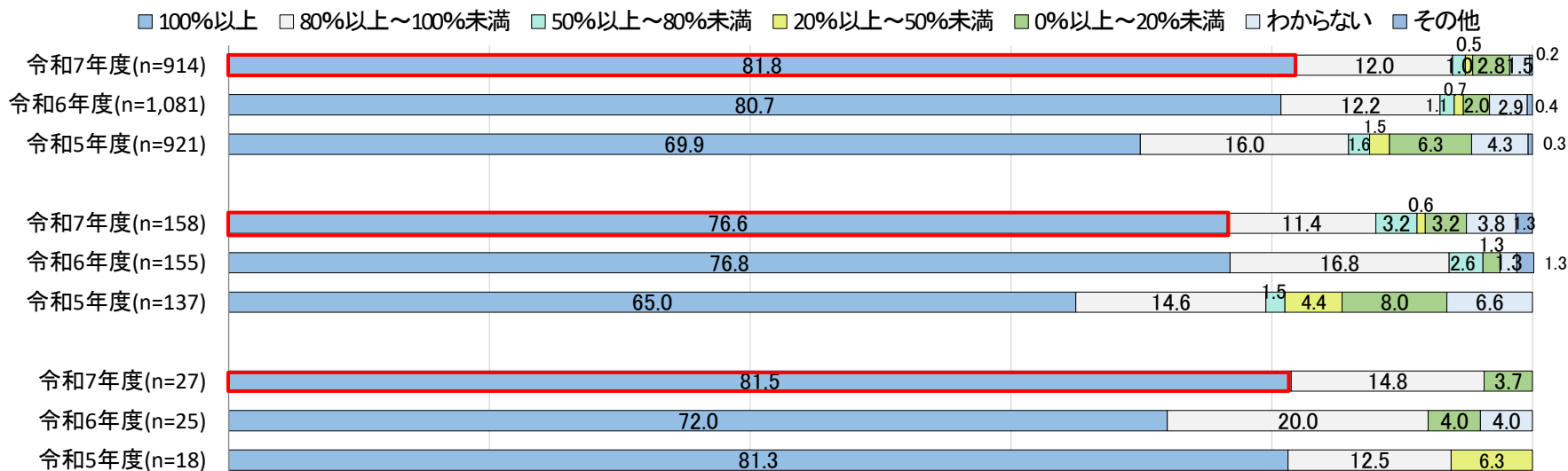
三次下請以降



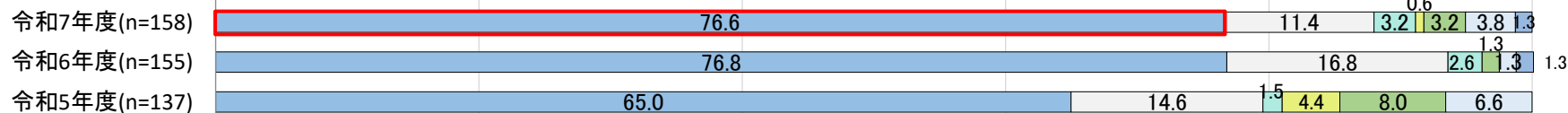
- 直近の一現場（公共・民間）において、見積書に内訳明示した法定福利費の受取状況を調査。
- 一次・二次下請で100%以上受け取れた企業の割合は、公共・民間工事ともに前年度と比べおおむね増加傾向。

公共工事

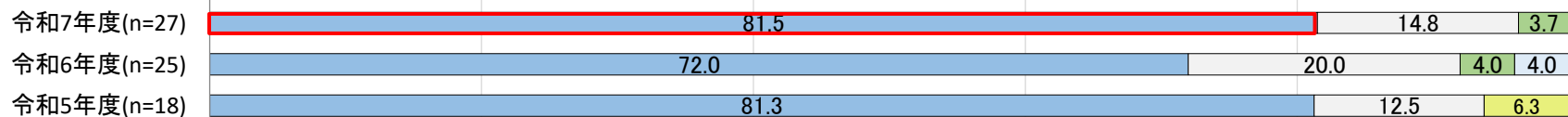
一次下請



二次下請

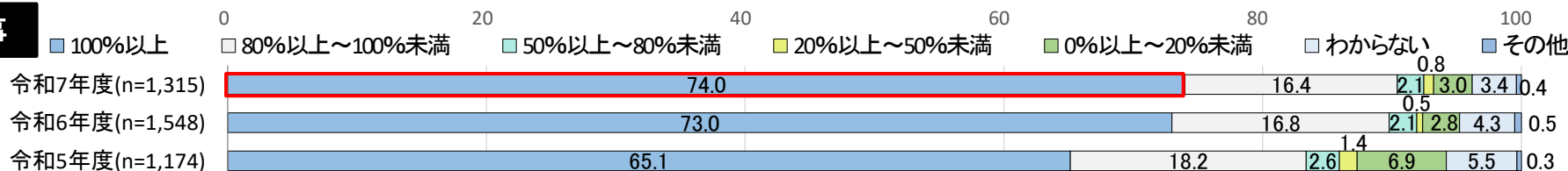


三次下請以降

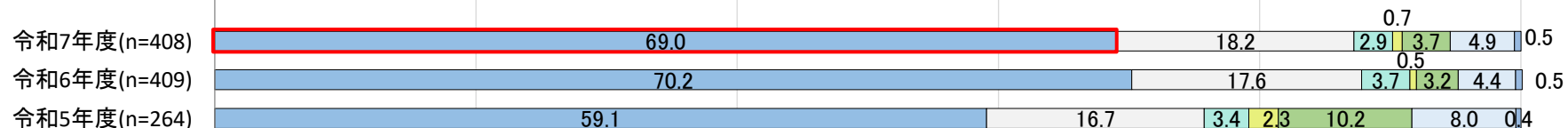


民間発注工事

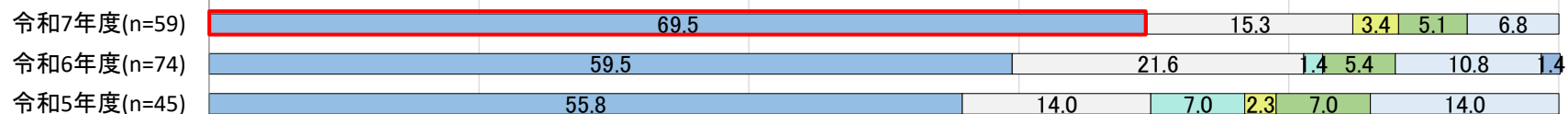
一次下請



二次下請



三次下請以降



建設工事における安全衛生経費の確保の取組について

- 安全衛生経費は、労働安全衛生法に基づく労働災害防止対策等を実施するための必要経費として確保する必要。
- リーフレットや国土交通省特設Webサイト、公共工事の発注者(都道府県)・建設業者向け説明会等を通じて、「安全衛生対策項目の確認表」や「標準見積書」の活用などによる、適切な安全衛生経費の確保を求めている。

対象別のリーフレットの作成

建設業者

安全な建設工事のために
適切な安全衛生経費の確保が必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、墜落災害をはじめとして、2023年には年間223件の死亡災害が発生しております。また、一人親方等の死亡災害は年間80件となっています。
※ 出典：厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」「令和5年建設業の労働安全衛生状況」

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止する経費は元請負人及び下請負人が負担しなければなら建設業法第19条の3に規定する「通常必要」と認められる請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です

国土交通省
特設Webサイトは
こちらから



公共発注者の皆様へ

公共工事の発注者として
「安全衛生経費」の確保を！

民間発注者の皆様へ

民間工事の発注者として
「安全衛生経費」の確保を！

一人親方の皆様へ

一人親方としての安全を守るために！
安全衛生経費の重要性と見積書のポイント

注文者に対する「安全衛生経費を内訳明示」

提出した企業のうち、公共工事では82.1%、民間工事では78.0%の企業が、見積り額の100%以上の安全衛生経費を実際に受け取ることができています。

新築や改修を考えている皆様へ

安全な家づくりのため、工事見積の「安全衛生経費」は大切な費用です！

●新築やリフォームをはじめとする建設工事では、ヘルメットの着用や足場の設置など、労働災害防止対策を講じることが法律で義務付けられています。これらを適切に実施するために、工事見積に「安全衛生経費」が含まれていることが重要です。

現場での災害・事故リスクを知ろう

建設現場は、転落や重機による災害・事故が発生しやすい環境です。2023年には223件の

確認表・標準見積書の作成

〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型】

発注区分	対策項目	発注者の実況		標準の見積		発注者の実況	標準の見積
		注文者	下請	注文者	下請		
工事現場管理	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施						
	固定式足場の組立と解体						
	作業機・用子機等の組立と解体						
	昇降設備の設置と撤去						
	土留の支保工の組立と解体						
	保護員の雇用						
	足場等による危険の防止						
	手摺、橋木等						
	開口部養生						
	落下防護ネット・小幡ネット						
作業環境の確保	作業環境の測定						
	測定機器の用意						
	測定環境の設定						
	作業環境の構築						
	換気設備						
	空調設備、空気清浄設備						
	照明設備						
	電気設備						
	給排水設備						
	休憩室、仮設設備						
職場生活支援施設（トイレ、洗面所等）							
期中便所							

別添2

御見積書

〇〇建設株式会社 御中

下記の通りお見積り申し上げます。

工事名称

施工費 ￥〇〇,〇〇〇,〇〇〇(税別)

法定福利費 ￥〇,〇〇〇,〇〇〇(税別)

合計 ￥〇〇,〇〇〇,〇〇〇(税別)

施工場所

特記事項

文書コード

〇〇型枠工業(株)

表

名	称	仕	様	単	位	単	価	単	価	単	価	単	価	備	考
1.	労務費														

発注者・建設業者向け説明会の開催



令和7年度
説明会参加実績

都道府県:178名
建設業者:1,895名

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提。
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画(平成29年6月閣議決定)に基づき、建設工事における安全衛生経費の適切な支払のための取組として、①確認表と、②標準見積書の作成・普及を推進。
- 令和7年には、改正建設業法の完全施行により、「通常必要と認められる原価」である法定福利費(事業者負担分)、安全衛生経費及び建退共掛金について見積内訳明示が努力義務化。通常必要と認められる額を著しく下回る見積・契約締結が禁止された。

経緯

平成28年12月	建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律 成立
平成29年6月	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画(閣議決定) 安全衛生経費については、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施すること
平成30年～令和4年	建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会
令和4年～	安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG
令和5年8月	取組1 安全衛生対策項目の確認表の作成・活用依頼(参考ひな形の公表)
令和6年3月	取組2 安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書の作成・活用依頼(見積書の策定手順の公表)
令和7年12月	取組3 見積書で内訳明示すべき必要経費の明確化(建設業法及び建設業法施行規則の改正)

具体的な取組

1

安全衛生対策項目の確認表

建設業者団体へ作成・活用を依頼

- 各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「確認表」を作成
- 見積条件の提示の際に、安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を元請・下請間において確認

2

安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書

建設業者団体に「標準見積書」の作成・活用を依頼

- 各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「標準見積書」を作成
- 下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示

3

見積書で内訳明示すべき必要経費の明確化

- 法定福利費(事業者負担分)、安全衛生経費及び建退共掛金について、材料費・労務費と同様に「内訳明示」・「通常必要と認められる額を下回る見積り・変更依頼禁止」の対象に

労務費 ※ 法定福利費(個人負担分)を含む	材料費	適正な施工に必要な原価として内訳を明示すべき経費 ※ 法定福利費(事業者負担分)・安全衛生経費・建退共掛金	その他経費 (本経費、利益等)
--------------------------	-----	--	--------------------

- 「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」を令和5年8月に公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
- 各専門工事業団体に対し「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種※の確認表を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討・作成いただくよう依頼。
※ 専門工事業団体等の協力を得て、5工種(型枠、管、内装仕上、外部足場、住宅)の確認表を先行的に検討・作成。
- すべての建設企業に対して、建設工事の現場において「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。

〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型】

整理区分	対策項目	対策の実施分担		承認書で費用計上する者(費用負担)	
		注文者	下請	注文者	下請
安全衛生対策項目	工事現場管理				
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施				
	固定式足場の組立と解体				
	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
	作業橋台・吊り橋台の組立と解体				
	昇降設備の設置と撤去				
	土留め支保工の組立と解体				
	保護員の雇用				
	墜落等による危険の防止				
	手摺、幅木等				
	開口部養生				
	落下防護ネット・小幡ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止				
	飛来崩壊災害による危険の防止				
	搬運用吊具				
労働者の安全確保のための健康増進	警報設備				
	避難用設備				
	火災防止				
	危険物の対処(立入禁止措置)				
	調査の実施(埋設物調査・試掘等)				
	安全点検の実施				
	機械等の危険防止				
	監視連絡等に要する対策				
	倉庫、材料保管等				
健康の保持増進のための措置・快適な職場環境の形成のための措置	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
	空調設備、空気清浄設備				
	照明器具				
	電気設備				
	給排水設備				
	休憩室、仮眠設備				
	職場生活支援施設(トイレ、洗面所等)				
	熱中症対策				
	応急処置・緊急時対応				
	その他の疾病・衛生対策				
	安全意識、注意喚起				
その他	交通規制に要する対策				
	公衆災害に要する対策(仮囲い等)				
	追加項目(当該工事で確認が必要な項目)	注文者	下請	注文者	下請

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和5年8月9日
不動産・建設経済局建設市場整備課

建設工事における「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」を作成しました

建設工事における「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、安全衛生対策の認識の醸成の促進や、安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」を作成しました。

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが必要です。
このため、国土交通省では、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」を開催し、令和4年6月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」が検討会で取りまとめられました。この提言では、安全衛生経費の「見える化」の必要性とともに、「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、元請負人と下請負人の間における安全衛生対策の認識の醸成の促進や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及等の有効性が示されました。

この提言を踏まえて、国土交通省では、「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を開催し、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」の検討を進めてまいりました。
今般、工種ごとの確認表の作成・普及を促進するため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)(別添1)」及び「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)説明書(以下「説明書」という)(別添2)」を作成しました。

各専門工事業団体に対しては、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種の確認表(別添3)を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくようお願いしているところです。
また、すべての建設企業に対しては、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくようお願いしているところです。

- 「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を令和6年3月に作成し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
- 各専門工事業団体に対し「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」及び先行的に作成した工種※の標準見積書を参考に、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を検討・作成いただくよう依頼。
※ 専門工事業団体等の協力を得て、2工種（型枠、左官）の標準見積書を先行的に検討・作成。
- すべての建設企業に対して、「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」を活用し、建設工事の現場において、下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、安全衛生経費を見積書に内訳明示することにより、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。

作成手順の公表

安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順

1. 安全衛生経費を内訳明示した見積書とは
- 建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費について、適切かつ明確な積算がなされ、下請人まで確実に支払われるよう、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」及び安全衛生経費を内訳として明示した「標準見積書」の作成・普及に取り組んでいます。
- 安全衛生経費を内訳として明示した見積書（標準見積書）とは、下請負人が元請負人（直近上位の注文者）に対して提出している見積書を従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示したもので、これを活用することにより、安全衛生経費をしっかりと確保できるようにしていこうとするためのものです。
- なお、労働安全衛生法は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講じることを義務付けていることから、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常認められる原価」に含まれるものです。
2. 内訳明示する安全衛生経費の算出方法
- 安全衛生経費は、その範囲が必ずしも明確ではないため、元下間の安全衛生経費に関する認識のズレが生じ、ひいては下請までの適切な支払いに繋がっていないことが考えられます。
- このため、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なることに十分留意するとともに、できる限り明確にする必要があります。
- 以下に、安全衛生経費の算出方法を例示します。

先行的に作成した工種の標準見積書（案）

「左官工事」（令和6年3月時点）

御 見 積 書

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社 御中

〇〇左官工業株式会社

- ☒ 〇〇県〇〇市〇〇区二丁目4番45号
TEL 〇〇〇
FAX 〇〇〇
- ☐ 〇〇県〇〇市〇〇区2番20号
TEL 〇〇〇
FAX 〇〇〇
- ☐ 〇〇県〇〇市〇〇区六丁目34番48-4号
TEL 〇〇〇
FAX 〇〇〇
担当者

見積金額 ￥〇〇〇

工 事 名

工 期 令和 年 月 日
令和 年 月 日

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
左官工事	別紙内訳書のとおり					
材料費		1	式		〇〇〇	
労務費		1	式		〇〇〇	
一般管理費		1	式		〇〇〇	
安全衛生経費（労務費の9%）		1	式		〇〇〇	安全衛生経費率算出表より
法定福利費		1	式		〇〇〇	
合 計					〇〇〇	

国土交通省において作成した作成手順では、安全衛生経費の内訳として以下の算出方法を例示

- ①個別工事現場（作業場）における安全衛生経費
- ②個別工事現場（作業場）における建設技能者に係る安全衛生経費
- ③店社で支出する安全衛生経費

取組3 労務費とあわせて確保すべき「必要経費」の取扱の明確化

建設業法第20条に基づき見積書で内訳明示すべき必要経費の範囲について

- 技能者の総合的な処遇を確保するためには、請負契約において、労務費(賃金の原資)だけでなく、一定の範囲の必要経費も確保されることが必要。
- この際、建設業法における「通常必要と認められる原価」として適正な確保を求めてきた経費(法定福利費、安全衛生経費及び建退共掛金)について、材料費・労務費と同様に内訳明示の対象とし、適正額を著しく下回る見積り・見積り変更依頼を禁止。労務費確保に伴うしわ寄せをまずもって防ぐ。

工事価格の構成イメージ

労務費	材料費	適正な施工に必要な原価として内訳を明示すべき経費	その他経費
※ 法定福利費 (個人負担分)を含む		※ 法定福利費(事業主負担分)・ 安全衛生経費・ 建退共掛金	(本社経費、利益等)

- また、上記の費目以外にも、事業主は雇用に伴う必要経費を負担しており、賃金をはじめとする労働者の適切な処遇に必要な費用を原資とした価格競争が行われることのないよう、契約当事者間で、その負担について十分に協議することが必要。

法定福利費

(事業主負担分)

- ・ これまで、建設業者に対し、「標準見積書」の活用などにより、法定福利費が明示された見積書の提出と、その尊重を要請
- ・ 法定福利費は、関係法令に基づき義務的に負担する経費であり、必要経費として確保する必要

安全衛生経費

- ・ これまで、建設業者に対し「安全衛生対策項目の確認表」や「標準見積書」の活用などにより、その適切な確保を要請
- ・ 安全衛生経費は、労働安全衛生法に基づく労働災害防止対策等を実施するための経費であり、必要経費として確保する必要

建退共掛金

(見積もる者が証紙又はポイントを購入する場合)

- ・ これまで、受注者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合は、公共工事、民間工事の別を問わず、工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費として、適正な確保を要請
- ・ 建退共掛金は、中退共法に基づき建退共制度加入事業者(又は証紙一括購入を受託する元請)が負担する経費であり、必要経費として確保する必要

※ 建退共制度関係事務については、できる限り、元請が受託するようお願いしているところであり、その運用を変更することを意図するものではない

「確認表」及び「標準見積書」の作成状況

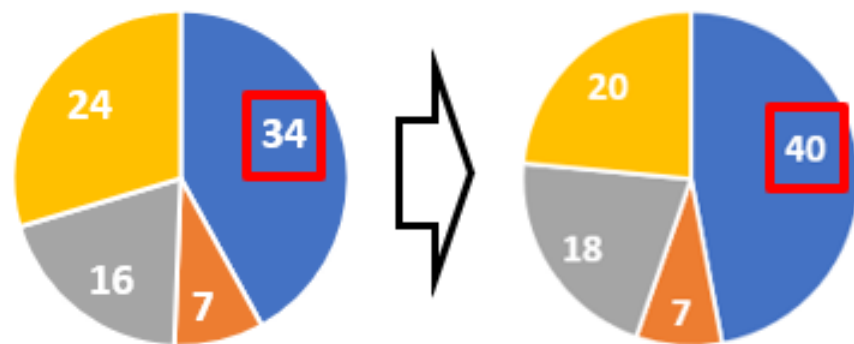
- 専門工事業団体における「安全衛生対策項目の確認表」及び安全衛生経費を内訳明示するための「標準見積書」の作成・普及状況について、85団体に調査を行った(令和8年3月)。
- 「確認表」は作成依頼から2年7ヶ月を経過した時点で、**40団体**が作成。回答団体数の約半数にまで取組が広がっている。
※ 専門工事業団体等の協力を得て、2工種(型枠、左官)の標準見積書を先行的に検討・作成。
- 「標準見積書」は作成依頼から2年を経過した時点で、**23団体**が作成、**13団体**が作成中。
- 引き続き、さらなる取組の浸透に向け、HP掲載やリーフレット作成・周知を行う。

「安全衛生対策項目の確認表」の作成状況

確認表 作成状況

R7年5月時点
(81団体回答)

R8年3月時点
(85団体回答)



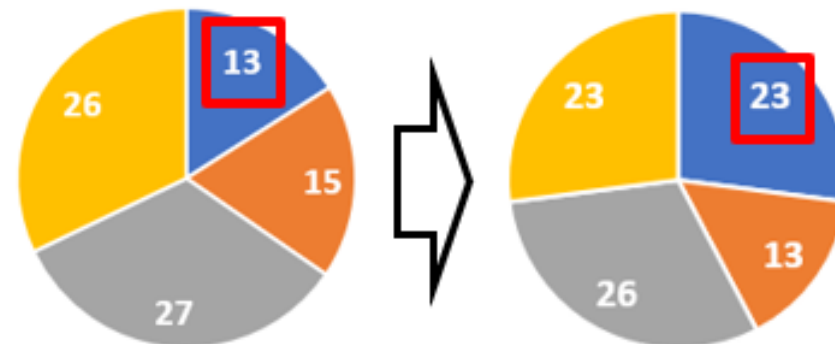
- 確認表を作成した
- 確認表を作成中
- 確認表を作成するか検討中
- 確認表を作成する予定がない

安全衛生経費を内訳明示するための「標準見積書」の作成状況

標準見積書 作成状況

R7年5月時点
(81団体回答)

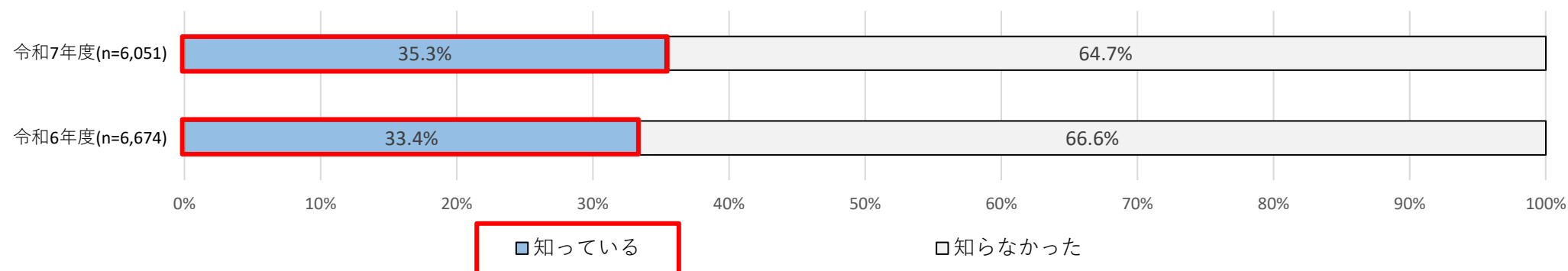
R8年3月時点
(85団体回答)



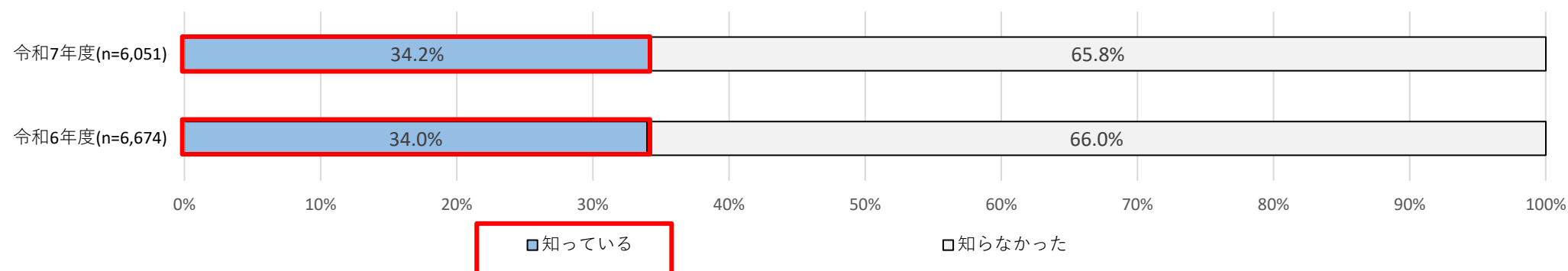
- 標準見積書を作成した
- 標準見積書を作成中
- 標準見積書を作成するか検討中
- 標準見積書を作成する予定がない

- 国土交通省では「安全衛生対策項目の確認表」、安全衛生経費を内訳明示するための「標準見積書」の作成・普及に取り組んでいるが、その取組の認知状況について調査。
- どちらの設問においても「知っている」と回答した事業者は、昨年度に比べて微増し、約3割程度。

「安全衛生対策項目の確認表」の取組についての認知状況



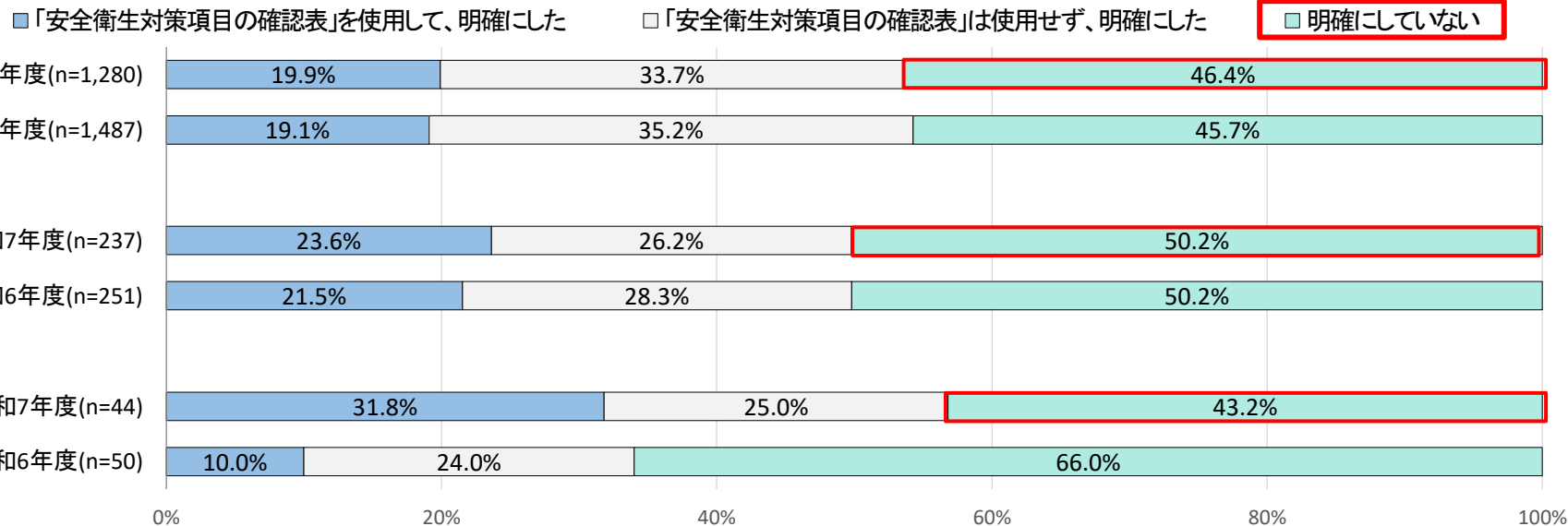
安全衛生経費を内訳明示するための「標準見積書」の取組についての認知状況



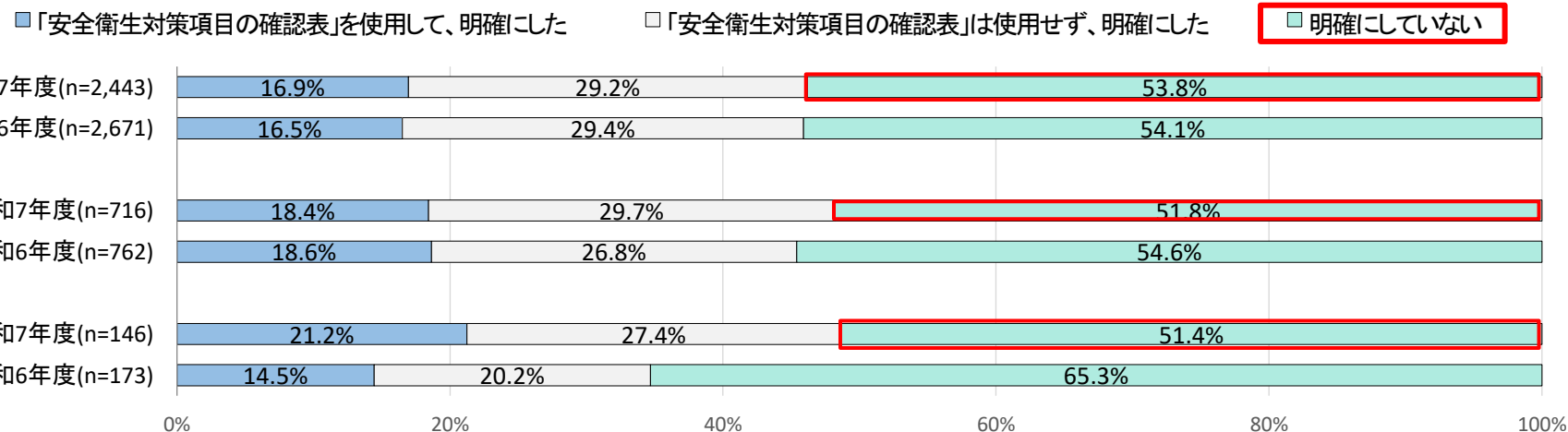
下請企業における「安全衛生対策」の実施者・費用負担者の明確化

- 直近の一現場（公共・民間）において、「安全衛生対策」の実施者・費用負担者の明確化の状況を調査。
- 公共工事・民間工事ともに、半数の事業者において「安全衛生対策」の実施者・費用負担者の明確化がなされていない。

公共工事



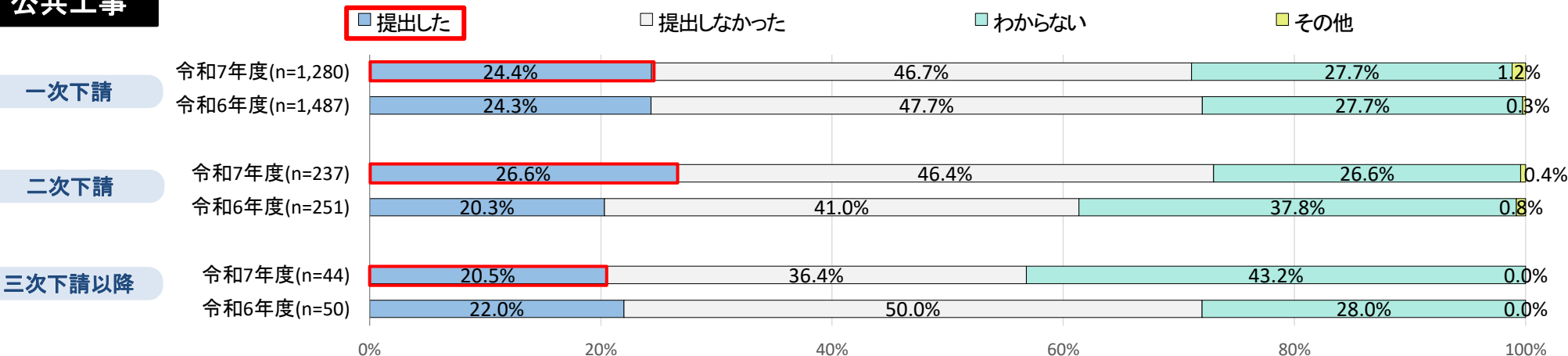
民間発注工事



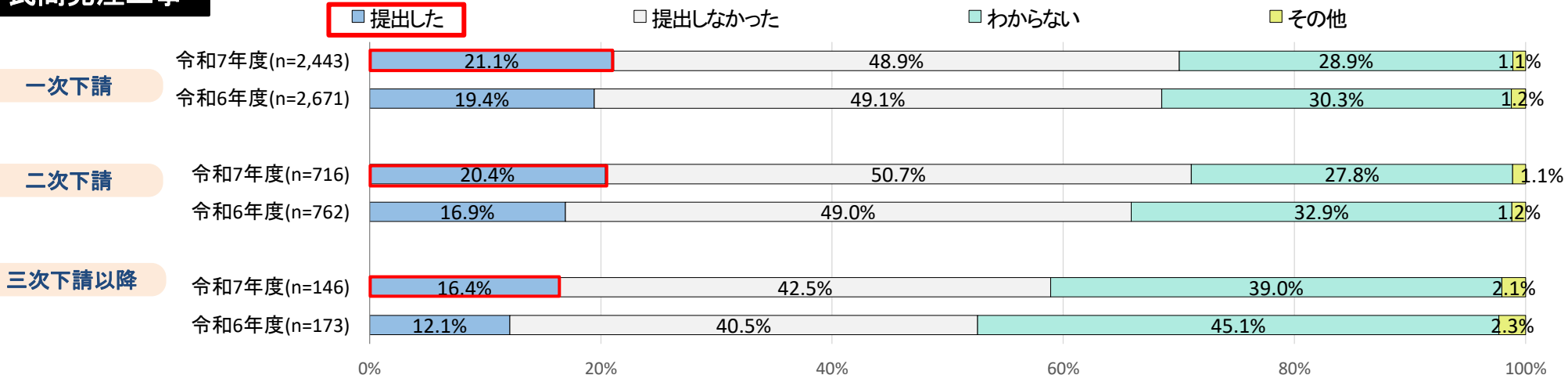
下請企業における安全衛生経費を内訳明示した見積書の提出状況

- 直近の一現場（公共・民間）において、安全衛生経費を内訳明示した見積書の提出状況を調査。
- 公共工事においては、どの下請次数においても約2割の事業者が「提出した」と回答。
- 民間工事においては、どの下請次数においても提出率が上昇。

公共工事



民間発注工事

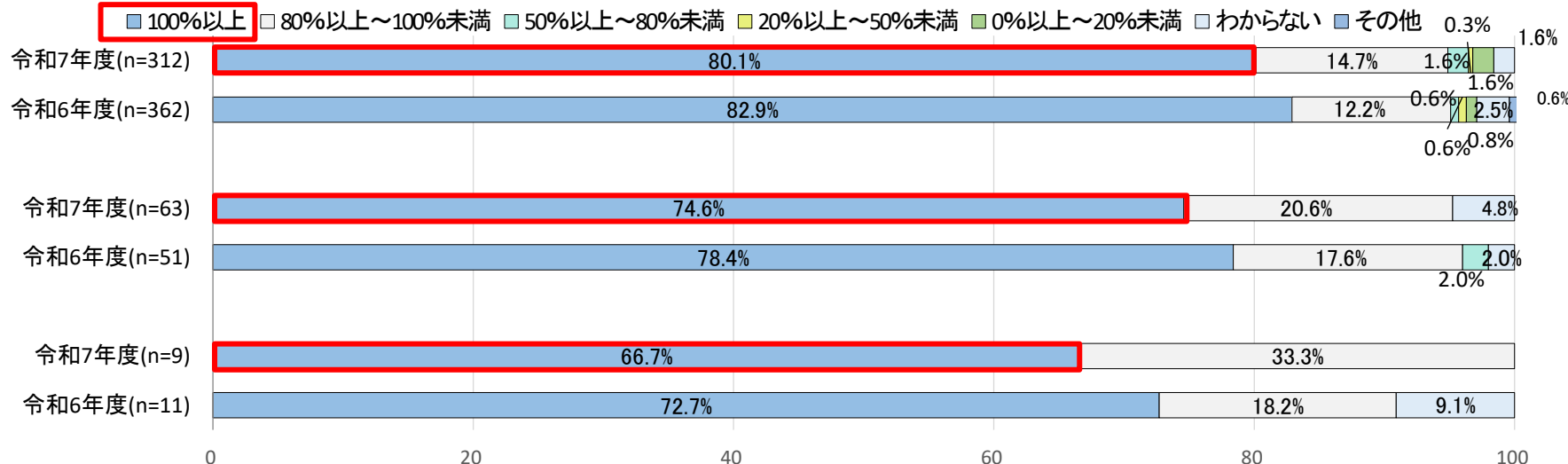


下請企業における安全衛生経費の受取状況

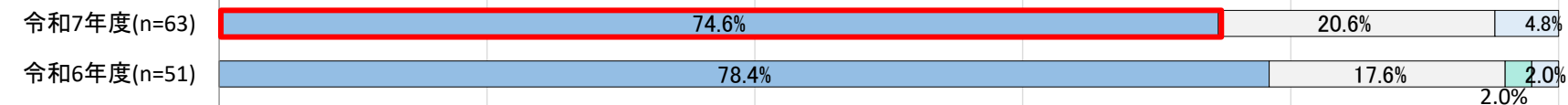
- 直近の一現場（公共・民間）において、見積書に内訳明示した安全衛生経費の受取状況を調査。
- 公共工事・民間工事ともに、7～8割は100%以上受け取れたと回答。特に民間工事においてその傾向が顕著に進展。
- 下請次数が大きくなるほど、安全衛生経費を100%以上受け取れた事業者は減少する傾向。

公共工事

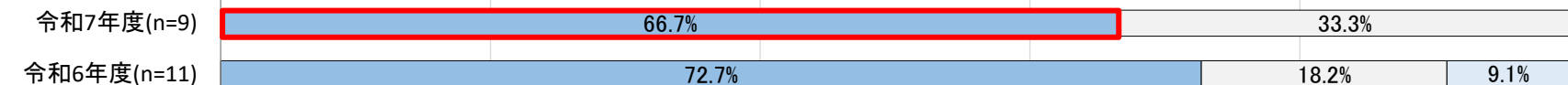
一次下請



二次下請

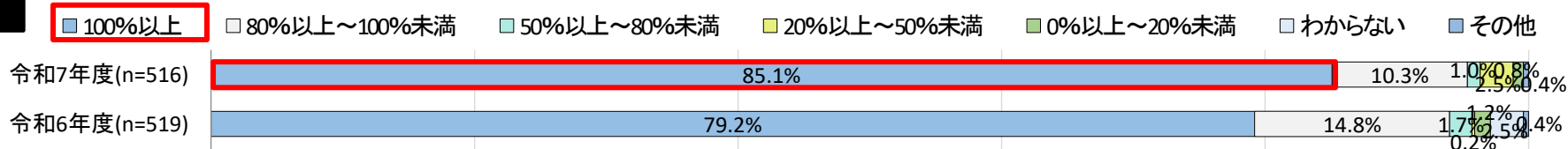


三次下請以降

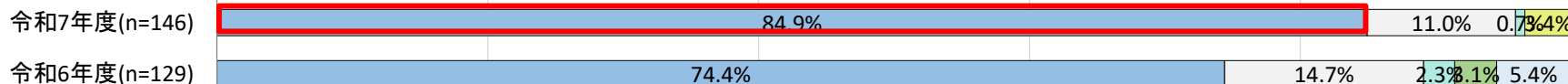


民間発注工事

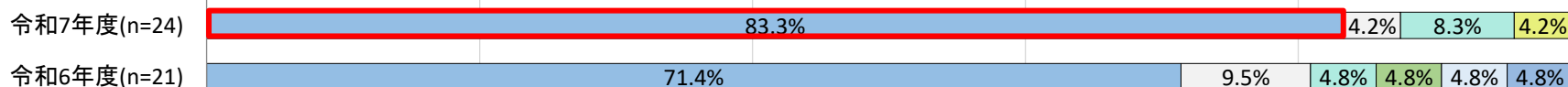
一次下請



二次下請



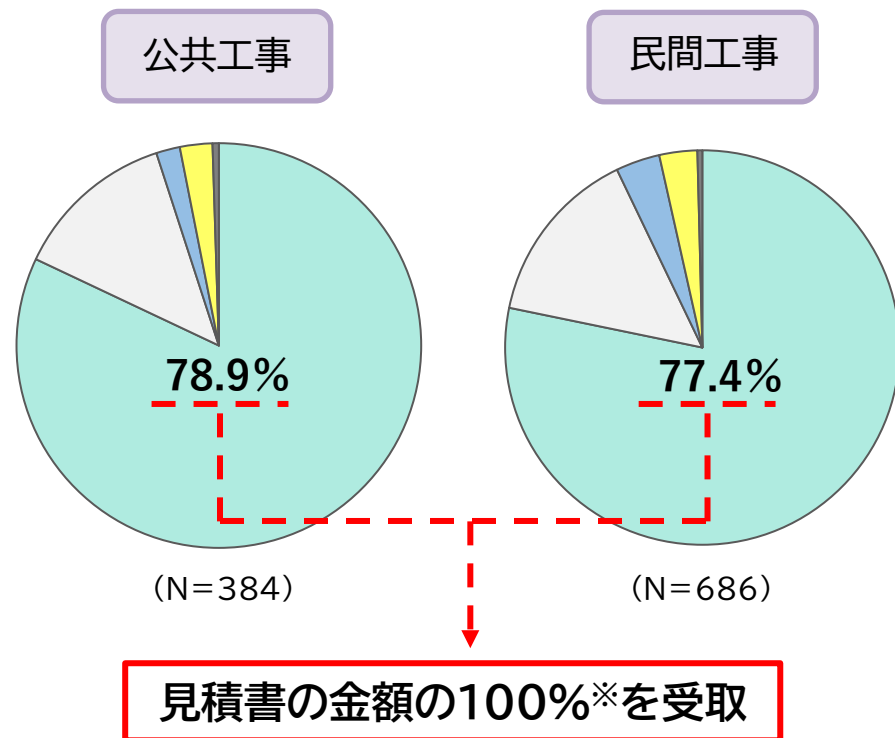
三次下請以降



安全衛生経費の受取状況と内訳明示した見積書の提出状況

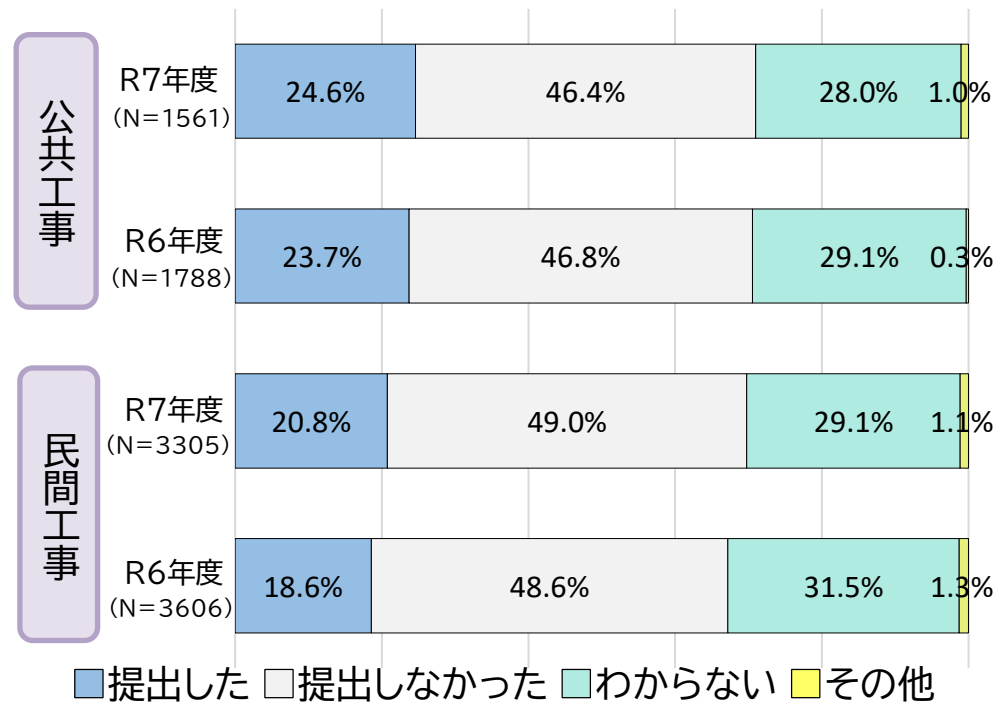
- 国土交通省が令和7年度に行った調査において、見積書において安全衛生経費を適切に計上した企業の約8割が、減額されることなく見積書の金額の100%を受け取っている。
- また、安全衛生経費を内訳明示した見積書の提出は、公共工事・民間工事を問わず増加傾向にある。

実際に受け取った安全衛生経費が見積額に占める割合
(R7年度)



※工事完成後の物価変動や、上位の注文者との協議の中で、見積額の100%を上回る支払を受けた場合も含む。

安全衛生経費の内訳明示をした見積書の提出状況



出典：令和7年度 社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査

建退共・CCUS連携の利用促進

建退共

K E N T A I K Y O

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建設業退職金共済事業本部

1. 建退共事業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
2. 電子申請システムリニューアル及び退職金ポイント
還元キャンペーンの実施について・・・・・・・・ P8
3. 建退共制度及び電子ポイント方式の普及に向けた取組
（昨年度） 国・発注機関・建退共・・・・・・・・ P13
4. 建退共制度及び電子ポイント方式の普及に向けた取組
（今後）・・・・・・・・・・・・・・・・ P17

1. 建退共事業の概況

Point : 令和8年3月時点。

全体的に対前年同月比は、微減傾向ではあるが、ほぼ横ばいで推移

共済契約者数



174,121所

▲ 0.2%

(対前年同月比)

被共済者数



2,082,977人

▲ 0.9%

(対前年同月比)

(被共済者数)

加入目標

95,000人

加入実績

93,842人

達成率

98.8%

掛金収納額



567億円

▲ 0.7%

(対前年同月比)

退職金



593億円

▲ 1.7%

(対前年同月比)

資産運用残高



1兆 832億円

0.7 %

(対前年同月比)

1 - 2 建退共事業の概況②（各種指標）

- () 内は、対前年増減率
- 共済契約者数（在籍）
 - 7年度 3月末 **174,121所** (▲ 0.2%)
 - 6年度 3月末 174,526所 (▲ 0.1%)

加入脱退状況

 - 7年度（4月～3月）
 - 加入 4,148所 (▲ 6.7%)
 - 脱退 4,553所 (▲ 0.8%)
 - 被共済者数（在籍）
 - 7年度 3月末 **2,082,977人** (▲ 0.9%)
 - 6年度 3月末 2,102,272人 (▲ 1.0%)

加入脱退状況

 - 7年度（4月～3月）
 - 加入 93,842人 (▲ 3.8%)
 - 脱退 113,137人 (▲ 4.2%)
 - 手帳更新状況
 - 7年度（4月～3月） 619,284人 (▲ 2.4%)
 - 6年度（4月～3月） 634,357人 (▲ 1.5%)
 - 掛金収納額
 - 7年度（4月～3月） 56,678百万円 (▲ 0.7%)
 - 6年度（4月～3月） 57,078百万円 (▲ 1.8%)

※掛金収納額については、証紙販売額と電子ポイント方式による被共済者への掛金充当額との合算額である。
 - 退職金支払関係
 - 支払人数
 - 7年度（4月～3月） 61,451人 (▲ 2.6%)
 - 6年度（4月～3月） 63,100人 (▲ 1.1%)
 - 支払総額
 - 7年度（4月～3月） 59,273百万円 (▲ 1.7%)
 - 6年度（4月～3月） 60,268百万円 (▲ 1.6%)
 - (参考) 最高支給額 13,251千円 (7年8月)
 - 支給額1,000万円以上 24件 (7年度)
 - 41件 (6年度)
 - 資産運用残高
 - 7年度 3月末 10,832億円 (▲ 0.7%)
 - 6年度 3月末 10,759億円 (▲ 1.3%)

最近の建退共における加入目標及び実績

	第4期中期計画期間 加入目標545,000人 実績548,381人					第5期中期計画期間 加入目標476,000人		
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	112,000	110,000	109,000	108,000	106,000	99,000	97,000	95,000
実績	108,728	113,293	116,689	107,403	102,268	105,230 (達成率106.3%)	97,515 (達成率100.5%)	93,842 (達成率98.8%)

1-3 電子ポイント方式の利用状況①

(ログイン率・掛金納付率)

Point : 令和8年3月時点で掛金納付率が9.78%となり、過去最高値となった。
(令和7年度目標は12%)
元請又は自社で電子ポイントを掛金充当している会社は5,459所

目標
電子申請専用サイト
ログイン率
50%以上

実績

ログイン率

28.42%

1.66%

(R7.3月からの上昇幅)

目標
令和7年度
掛金納付率
12%以上

実績

掛金納付率

9.78 %

3.38%

(R7.3月からの上昇幅)

電子申請専用サイト
ログイン数
49,486所

電子ポイント
掛金充当
共済契約者数
5,459社

オンライン申請による
共済手帳申込
6,224人

1-4 電子ポイント方式の利用状況②（各種指標）

電子申請専用サイトの利用状況（令和8年3月末）

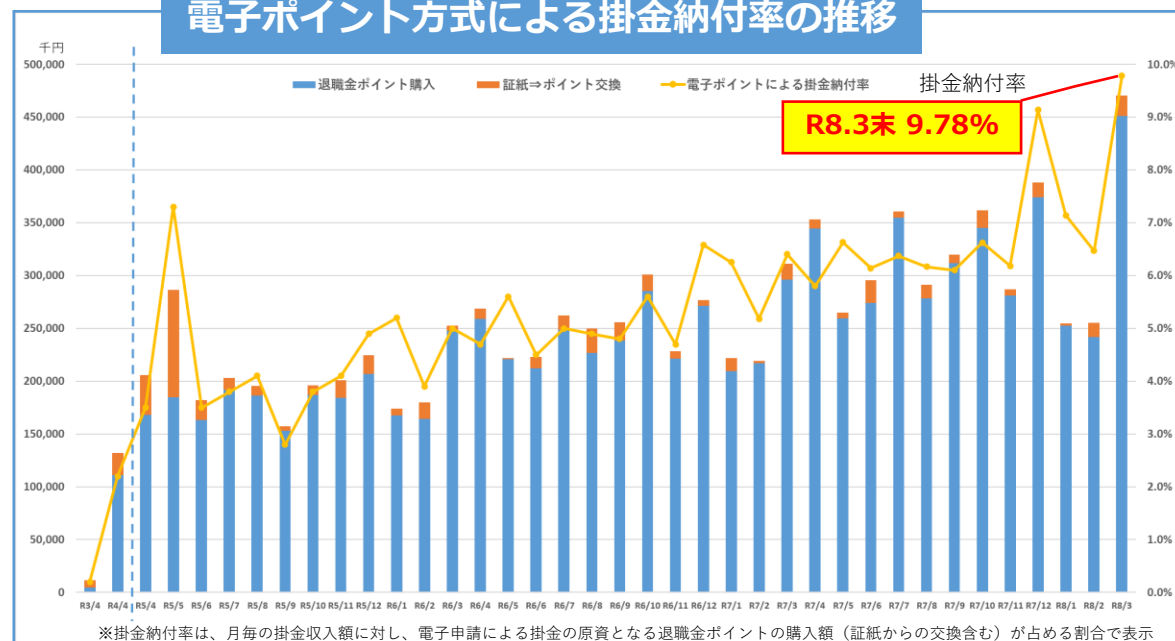
共済契約者数（A）	174,121所
電子申請専用サイト ログイン数（B）	49,486所
全共済契約者 におけるログイン率（B/A）	28.42%

オンライン申請

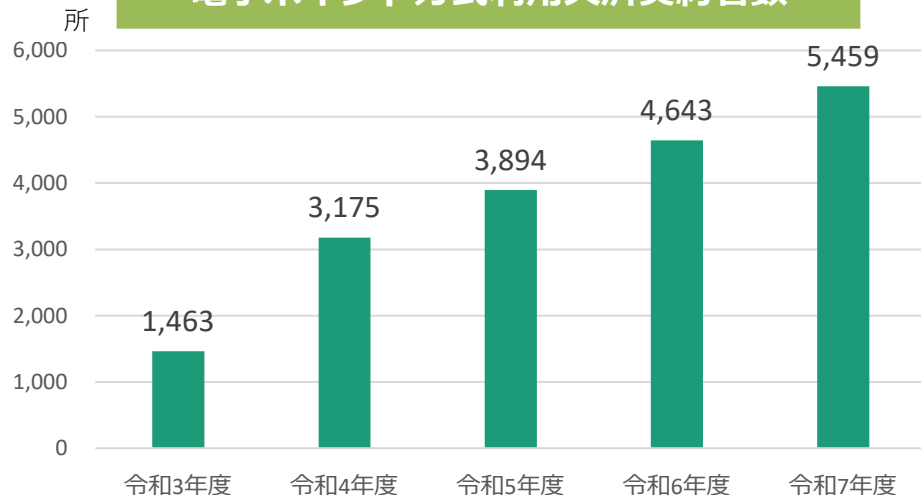
オンライン申請による共済手帳申込実績

令和5年度	3,456名（延べ2,304社）
令和6年度	5,228名（延べ3,628社）
令和7年度	6,224名（延べ4,283社）

電子ポイント方式による掛金納付率の推移



電子ポイント方式利用共済契約者数



中期目標期間における目標（令和5～9年度）

- 電子申請専用サイトの利用者登録（ログイン）率50%以上
- 電子ポイント方式による掛金納付率30%以上

令和8年度における目標

電子ポイント方式による掛金納付率17%以上

1-5 電子ポイント方式の利用状況③

(都道府県・企業規模別)

都道府県別・企業規模別電子申請の利用状況

ログイン率：令和8年 4月末現在
掛金納付率：令和8年 3月末現在

都道府県	電子申請 ログイン率	掛金納付率
北海道	34.50%	12.41% (0.8 pt)
青森県	29.14%	5.25% (3.5 pt)
岩手県	38.45%	6.78% (2.2 pt)
宮城県	34.33%	13.97% (4.3 pt)
秋田県	36.87%	3.05% (0.7 pt)
山形県	25.81%	13.43% (6.4 pt)
福島県	30.89%	2.86% (-2.4 pt)
茨城県	30.07%	10.20% (2.7 pt)
栃木県	27.25%	2.51% (-3.1 pt)
群馬県	32.64%	2.78% (-0.0 pt)
埼玉県	24.21%	4.62% (1.0 pt)
千葉県	30.13%	7.62% (2.6 pt)
東京都	29.38%	23.15% (9.9 pt)
神奈川県	28.14%	7.19% (3.1 pt)
新潟県	38.68%	9.73% (4.7 pt)
富山県	33.63%	3.11% (1.0 pt)

都道府県	電子申請 ログイン率	掛金納付率
石川県	30.97%	5.25% (-2.1 pt)
福井県	35.23%	24.91% (18.1 pt)
山梨県	23.25%	6.54% (4.8 pt)
長野県	32.88%	8.86% (-2.2 pt)
岐阜県	35.96%	8.21% (3.7 pt)
静岡県	34.95%	6.59% (1.5 pt)
愛知県	30.41%	3.40% (-0.4 pt)
三重県	27.87%	7.33% (0.1 pt)
滋賀県	22.46%	5.21% (4.8 pt)
京都府	22.36%	3.51% (1.5 pt)
大阪府	18.77%	4.25% (-3.0 pt)
兵庫県	23.80%	4.28% (2.8 pt)
奈良県	18.26%	2.57% (-1.1 pt)
和歌山県	22.45%	3.84% (-1.3 pt)
鳥取県	34.66%	7.48% (4.4 pt)
島根県	39.30%	9.99% (0.9 pt)

都道府県	電子申請 ログイン率	掛金納付率
岡山県	40.11%	10.55% (-2.1 pt)
広島県	30.27%	21.55% (16.8 pt)
山口県	52.74%	16.45% (7.0 pt)
徳島県	20.11%	1.17% (-0.0 pt)
香川県	29.56%	40.23% (15.4 pt)
愛媛県	26.17%	1.96% (1.9 pt)
高知県	29.35%	13.19% (11.2 pt)
福岡県	25.05%	6.95% (5.0 pt)
佐賀県	32.78%	9.87% (0.5 pt)
長崎県	37.71%	6.18% (3.1 pt)
熊本県	24.87%	1.53% (-0.5 pt)
大分県	24.13%	1.21% (-0.3 pt)
宮崎県	28.19%	7.95% (2.2 pt)
鹿児島県	26.28%	7.66% (2.2 pt)
沖縄県	29.25%	10.70% (7.1 pt)
計	28.68%	9.78% (3.4 pt)

- ・掛金納付率の赤字は、全国平均より高い比率の都道府県
- ・掛金納付率の（ ）内は、対前年増減ポイント

	電子申請 ログイン率	掛金納付率
中小企業	28.63%	7.77% (2.7 pt)
大手企業	40.25%	24.44% (9.0 pt)
計	28.68%	9.78% (3.4 pt)

2. 電子申請システムリニューアル及び 退職金ポイント還元キャンペーンの実施について

建退共

K E N T A I K Y O

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建設業退職金共済事業本部

令和7年10月のシステムリニューアルにより、**操作環境及び処理速度が大幅に改善**され、**元請・下請間及びCCUSとの連携における事務負担の軽減**を実現



項目	これまで（課題）	リニューアル後（改善）
操作環境	就労ツールと専用サイトの <u>二つのシステム</u> を使い分け	専用サイトで全ての手続きが完結 (ツールのインストール不要)
データ授受	元請/下請間で <u>データファイルの受渡し</u> が発生	オンライン上で リアルタイムに状態確認
CCUS連携	手動での <u>ダウンロード・アップロード</u> が複数回発生	CCUSからデータを 自動連携 入力・登録作業を大幅に簡略化
処理速度	データチェックに <u>2営業日</u> 必要	当日中 にチェック完了

※その他、すべての事務手続き（手帳申込等）がオンラインで申請可能となります。

電子ポイント方式を導入した企業の皆様の声をご紹介します。
導入企業の多くが事務負担の軽減を実感されているとの声を多くいただいております。

1.作業時間の短縮

- ・かつての証紙方式では半日ぐらいかかっていたのが、**1時間ぐらいに作業時間が短縮された**と思う。

2.サイトリリニューアルによる事務負担の軽減

- ・サイトリリニューアルにより元下間の就労データの受け渡しがなくなったので**楽になった。**
- ・被共済者が多いため、従前のシステムは手入力する分、手間がかかっていたが、**エクセルで一括登録できるようになった**のは大きい。

3.CCUS活用による登録手間の解消

- ・CCUS連携の場合、サイト側に被共済者番号・被共済者名を登録する**手間がなくなる**ので良い。

4.サポート体制の充実

- ・**コールセンターは活用**させてもらっている。導入時には不明点をコールセンターに問い合わせたり、入手した情報を支店同士で共有した。
- ・電子ポイント方式を導入した時は各支店から問い合わせが多かったが、半年ほど経過すると、そういったこともなくなり**スムーズに利用できている。**

電子ポイント方式への普及促進のため、**最大5%のポイント還元**を実施。
キャンペーン中において**約400社が新規利用**。キャンペーンを契機に普及が進行。

実施概要

対象期間：令和7年10月1日～令和8年3月31日

対象者：公共工事、民間工事問わず退職金ポイントを購入した全ての共済契約者

内容：期間中に購入した退職金ポイントに対し、2%（CCUS連携工事の場合は5%）を還元

建退共初の試み

実施結果

・ **令和8年4月27日**にポイント還元実行

・ 還元実績：**約4,900万円**

うち、CCUS連携工事での還元額 **約1,800万円**

内訳：中小企業 3,100万円 大手企業 1,800万円

・ キャンペーン中に初めて退職金ポイントを購入した
共済契約者：**401社**

内訳：中小企業 397社 大手企業 4社

電子申請リニューアル及びポイント還元キャンペーン用チラシ

電子申請リニューアル
退職金ポイント還元キャンペーン実施中!

2025.10.1～2026.3.31

電子申請で業務をもっとスムーズに!

建設現場労働者のための退職金制度

建退共
KEN TAI KYO

電子化で、煩雑な申請や書類管理の手間を大幅に軽減できます。

オンラインで業務効率化! 工事関係書類の電子化にも対応! 発注組織等への提出作業が軽減!

詳しい情報はこちら

建退共

独立行政法人 国土交通省 建設業退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-26-1 TEL:03-4731-2866

2-4 還元キャンペーンを利用した企業の声

ポイント還元した企業にアンケートを実施

ポイント還元企業 : 2,757社

アンケート回答 : 575社(速報値) …元請6割、下請4割から回答

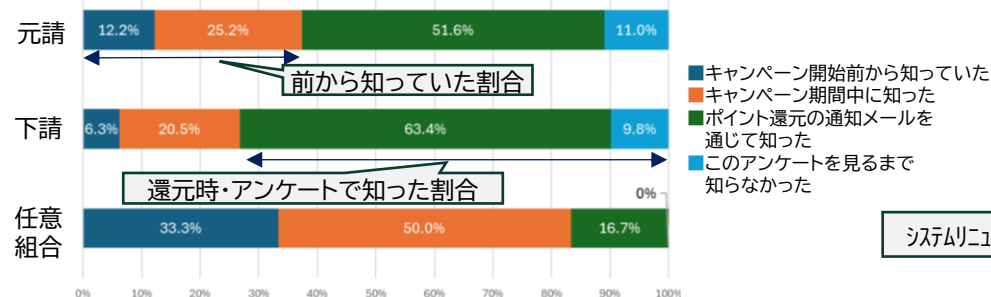
回収率 : 約21%

アンケート結果概要

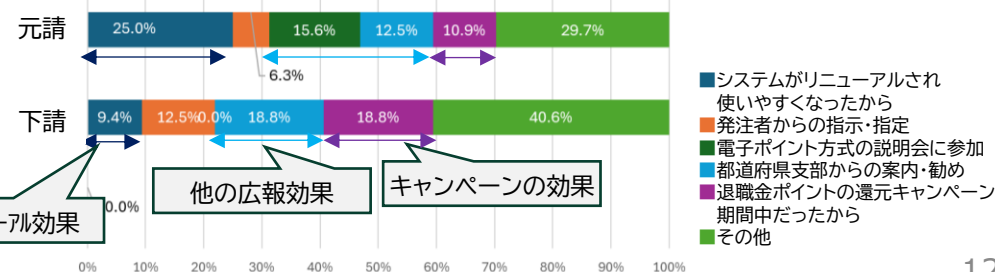
- ✓ 初めてポイント購入した会社のうち、元請の1割、下請の2割が、キャンペーンをきっかけに購入
- ✓ キャンペーンの再度実施の要望が高い
- ✓ 電子ポイント方式の継続利用意向が高い

分類	主な意見
周知・広報	・ キャンペーンを知らなかった ・ キャンペーン終了のお知らせがあればよかった
評価・満足度	・ 今後も積極的にキャンペーンの実施をお願いしたい
キャンペーン期間・条件	・ キャンペーン期間を長くしてほしい ・ キャンペーンを開催する場合のスケジュールを早目に知りたい
電子化普及に関する意見	・ 電子ポイントはこれ程便利で且つ簡単に購入・充当・管理できるのに、普及していないのはとてももったいない

Q 還元キャンペーンについてご存じでしたか？



Q (キャンペーン中に初めてポイント購入した方に対して) 電子ポイント方式を始めたきっかけは？



3. 建退共制度及び電子ポイント方式の普及に向けた取組（昨年度）

国・発注機関・建退共

建退共

K E N T A I K Y O

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建設業退職金共済事業本部

令和7年12月に改正建設業法が施行され、建退共掛金は労務費に含まれない「**必要経費**」として見積書に明記することとされるとともに、発注者はその内容を考慮する**努力義務**が課された。さらに、**公共工事については、入札金額の内訳の確認を義務化**するとともに、**必要経費が確保されない金額での契約締結を防止**。

これにより、**建退共掛金は必要経費として発注者負担により確保**されることとなった。

○建設業法（R7.12.12施行）

- **建退共掛金は「適正な施工を確保するために不可欠な経費」**（法第20条第1項、施行規則第13条の12）
- 発注者は、請負契約を締結するに際しては、その**見積書の内容を考慮するよう努めなければならない**（法第20条第4項）
- 注文者及び建設業者は、**「通常必要と認められる原価」を下回る請負契約を締結してはならない**（法第19条の3）

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（R7.12.12施行）

- 公共工事の入札及び契約においては、**適正な施工が通常見込まれない請負金額での契約締結が防止**されること等により、契約の適正化が図られなければならない。（第3条）
- 建設業者は、**公共工事の入札**に係る申込みの際に、**入札金額の内訳（適正な施工を確保するために不可欠な経費等）を記載した書類**を提出しなければならない。（第12条）
- 各省庁等はその書類の内容の**確認その他の必要な措置を講じなければならない**。（第13条第1項）

令和8年4月以降発注分の直轄工事から「建設事業主は**原則、電子申請方式を用いて掛金納付を実施すること**」が『**指導事項**』に定められた。これを踏まえて電子申請方式を活用するよう、3月31日付けで厚生労働省と連名で建設業界団体に通知を発出。指導事項に定める項目が履行されない場合、受注者はその理由書を提出する必要がある。

『指導事項』：受注者が守るべき事項として現場説明書において定めるもの。工事検査において検査員が確認する項目となる。

「建設業退職金共済制度における電子申請方式の普及等について」

（厚生労働省雇用環境・均等局長、国土交通省不動産・建設経済局長 令和8年3月31日発出）

（略）

なお、令和8年4月以降の国土交通省直轄工事においては、原則、**電子申請方式を用いて掛金納付を実施することが「指導事項」において定められている**ことに留意すること。



さらなる電子ポイント方式の普及徹底を目指す。

労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において、複数掛金制度の検討を開始。

特定業種退職金共済制度のあり方について

労働政策審議会勤労者生活分科会
中小企業退職金共済部会（第92回）

資料 4

令和 8 年 3 月 17 日

1. これまでの部会における議論

中小企業退職金共済部会においては、特定業種退職金共済制度における財政検証を踏まえて令和 7 年 3 月 19 日にとりまとめを行い、特定業種を取り巻く状況の変化等に応じて今後の制度のあり方について検討を行うことが適当であるとされた。

なお、業種ごとに次のような観点で検討を行うこととされている。

① 建設業

電子申請方式の利用促進や複数掛金制度など退職金額の水準の向上等に資する施策の検討

② 林業

業界の動向や制度の加入状況等を踏まえた制度のあり方の検討

2. 業種ごとの動向

① 建設業

中小企業退職金共済部会でのとりまとめを踏まえ、勤労者退職金共済機構では、学識経験者、建設業関係団体、労働者団体等で構成される「建退共制度検討会議」を設置した上で、令和 7 年 4 月より建退共制度のあり方等について議論を開始し、同年 9 月に報告書を取りまとめたところ。

当該検討会議では、複数掛金制度の導入等の幅広い議論が行われた。

② 林業

林野庁では、森林・林業基本計画（令和 3 年 6 月 15 日閣議決定）に基づき、林業従事者の通年雇用化等の林業従事者の処遇改善を推進している。こうした業界の変化を踏まえ、業界団体からは、林退共加入者について、林退共から一般の中小企業退職金共済制度への移行に関する声が上がっている。

4. 建退共制度及び電子ポイント方式の普及に向けた取組（今後）

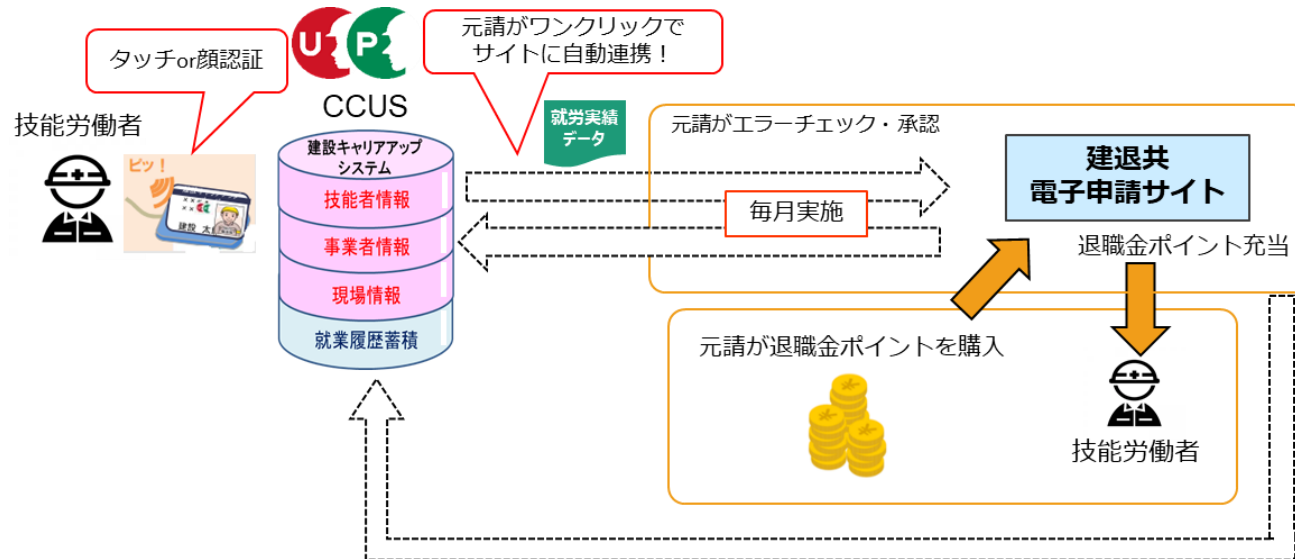
建退共

K E N T A I K Y O

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建設業退職金共済事業本部

CCUS連携の更なる利便性向上へ



CCUSと共同で改善案を検討

課題	改善案	対応予定時期
連携時のエラーや警告が多い	建退共未加入者や脱退済の技能者情報を連携させないことで警告エラーの99%削減を目指す	2026年度上半期
CCUSと建退共で技能者情報が相違	建退共加入手続きの際、CCUS事業者ID・技能者IDの入力欄を新設することで、建退共側のデータ整理を徹底	2027年度
一人親方が加入する任意組合の取込エラー	エラーを回避する対応策を検討	

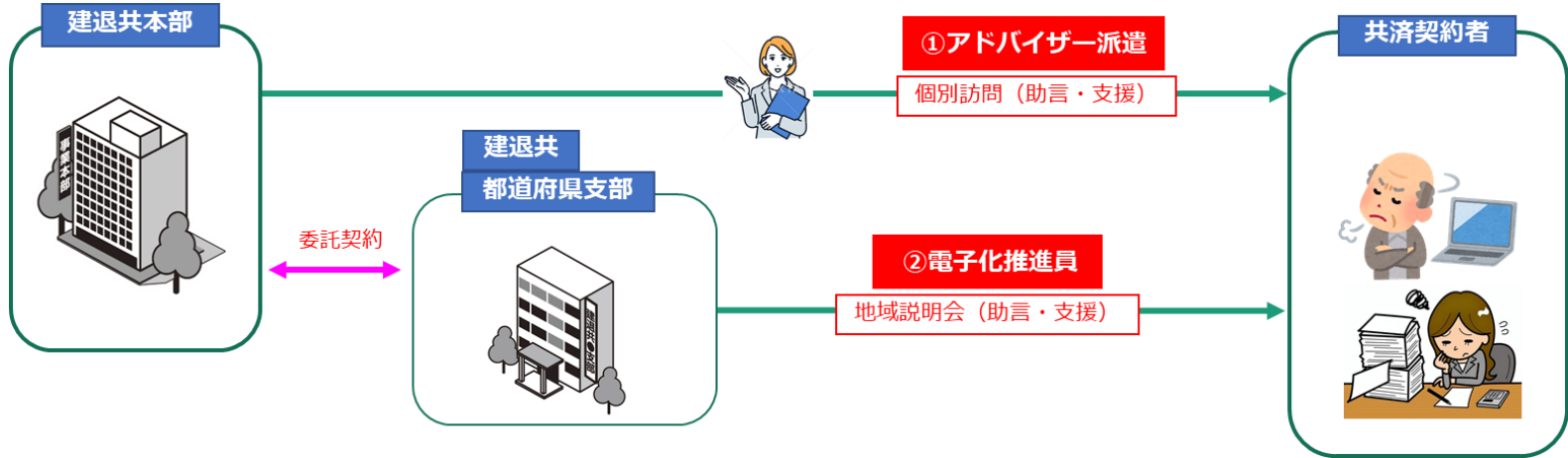
電子化推進アドバイザー及び電子化普及推進員の募集を開始

電子化推進アドバイザー

- ・ 電子ポイント方式導入済の企業等の担当者が対象
- ・ 電子ポイント方式未導入の企業に対し、電子化に関する助言、提言、システム操作支援を実施

電子化普及推進員

- ・ 建退共各都道府県支部が対象
- ・ 地域説明会等を開催し、電子化の広報、操作支援等の講義、電子化に関する相談対応等を実施



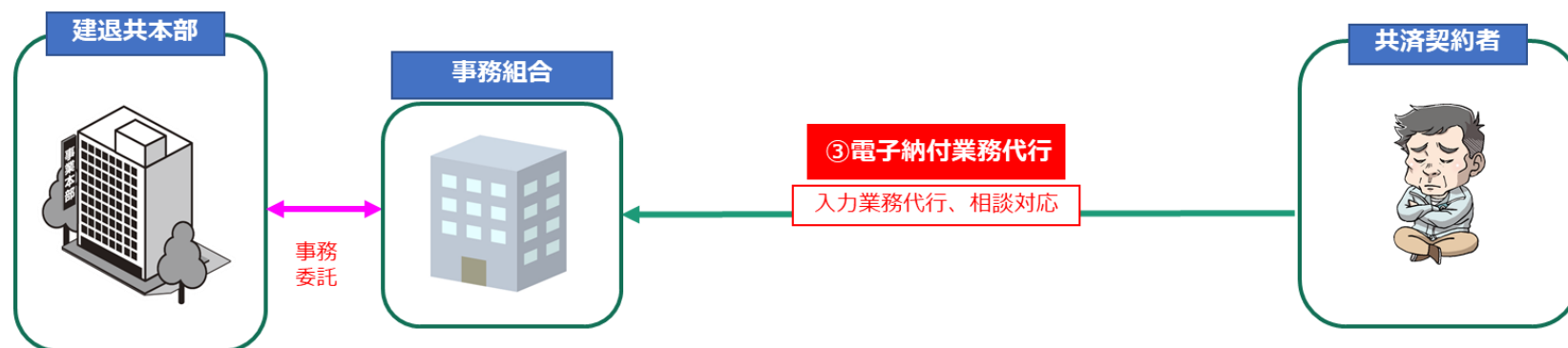
アドバイザー及び普及推進員の派遣事業に係るスケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
周知・推薦依頼	募集	→		アドバイザー・普及推進員決定	→	HP等で周知・派遣事業開始

電子納付代行業務として、事務組合へ協力を要請

事務組合

- ・ 建退共の事務手続きを代行している事務組合に、電子化促進の協力依頼文書を送付



コールセンターの機能拡充を検討

電子申請専用サイトコールセンター

- ・ 電子申請専用サイトの操作方法等に関する問い合わせ先としてコールセンターを設置しているが、さらなる電子ポイント方式の普及に向け、ユーザの立場に立ったサポート体制の強化を検討

最近の建設行政の動向について

「建設産業人材確保・育成推進協議会」（通称：人材協）は、若年者の就業促進、人材の育成・定着、その他建設産業における人材対策を推進することを目的とし、1993年に設立された協議会です。行政機関（国土交通省、厚生労働省、文部科学省）や、建設産業団体など150を超える団体から構成されています。建設業振興基金は、本協議会の事務局を担い、全国規模の発信と支援を展開しています。

主な取組

戦略的広報活動の積極展開

- WEBやSNSによる広報展開～HP「建設現場へGO!」
建設産業団体や行政機関等が個々に広報している若年者入職促進等に資する様々なコンテンツ情報（YouTube動画、冊子、各地域で開催されるイベント・セミナー等）を掲載したJobポータルサイト。新規コンテンツに加え、SNSも随時更新中。



HPはこちら



HPはこちら

- 教育アニメ映画の広報協力
新たな教育現場との連携策として、建設業の必要性・魅力を子供、親、先生で共に考える機会を作るため未来補完計画プロジェクト実行委員会が制作する教育アニメ映画（教育現場における総合的な探究の時間などでの活用を主目的としたもの）の広報活動等に協力。



- 建設産業ガイドブック【2026年3月改訂】
建設産業についてわかりやすく解説した冊子等を作成・公開。主に工業高校等の学生や建設企業の新入社員研修などで広く活用されており、就職を考える時期と想定される全国の建設系工業高校等に通う2年生を対象に、無料配布も実施。
※建設現場へGO! から無料DLも可能



建設人材育成優良企業表彰

建設キャリアアップシステム（CCUS）をはじめ、若手の採用・育成、女性活躍・定着促進、働き方改革などの人材育成等に積極的に取り組む企業を毎年表彰。
現場の実践がロールモデルとして全国に共有されます。

企業表彰については
こちら



作文コンクール

（高校生・建設産業で働く方）
建設業での仕事のやりがいや想いを綴った作文を募集し、入賞作品は表彰・公開します。
業界内外の意識を高める契機に。

コンクールについては
こちら



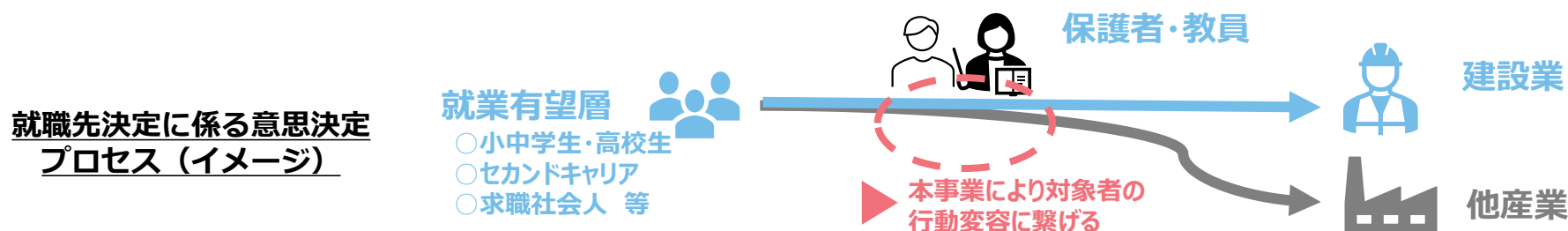
こども霞が関見学デーへの参加

毎年夏、こども向け体験ブースを出展。大工・庭師職人体験、建設機械のバーチャル体験などを通じて、「建設っておもしろい」を伝えています。



建設業への入職促進に向けた魅力発信事業

- 建設業においては、中長期的な担い手の確保が課題であり、特に地域の中小建設業者において、これまで縁故を中心としてきた採用の枠組みの拡大が必要。建設業への入職を広く促す上では、いわゆる「旧3K（きつい、きたない、危険）」や「入職に技術を必要とする」イメージが、工業高校生・求職中の社会人等の「就業有望層」本人や、その保護者・進路指導教員等に広く認識されていることが障壁。
- 建設業への就業有望層に対し、入職障壁の解消、更なる入職促進、就業有望層の拡大に向け、就職先決定に係る意思決定プロセスに着目し、進路決定に影響力を持つ保護者・教員を含めた層に建設業の働き方の実際の姿とその魅力を効果的に情報提供し、国として建設業への入職を後押しする。
 - 入職障壁解消・魅力発信に向けたモデル的取組の実証と、地域の建設業団体等に向けた活用可能な知見としてノウハウ整理を行う。



事業概要

入職障壁解消・魅力発信に向けたモデル的取組の実証

地域建設業団体等に向けた活用可能な知見整理

事業	体験プログラムの提供等	中高生・保護者向けPR	進路指導教員向けPR	業界向けガイド提供
対象	高校生・求職社会人等	中高生・保護者等	高校の進路指導教員	建設業団体、事業者、地方整備局
内容	・就業有望層本人に対し、建設関係訓練校と連携し、短～中期の建設業体験プログラム提供 ・継続的な実施に向けた方法・必要費用等の検討 ・上記で得た知見を整理	・技能者を特集する短編動画等のコンテンツ制作・発信 ・社会貢献度の高さや具体的な技能者の姿をPRし、負のイメージを払拭 ・対象への訴求効果の分析	・教員が建設業界への生徒の就職について抱いているイメージの詳細、高校生の入職意欲に必要な取組に係る事例について調査・整理・資料作成 ・教員向けに、建設業への負のイメージを払拭する周知の実施 ・周知の効果的・継続的な実施手法の検討	・現状の業界の取組の課題分析 ・業界内外の好事例調査（新卒/既卒） ・求職社会人・退職自衛官の確保に向けた取組手法 ・学校への出前講座・インターン等受入れ可企業のリスト化 ・教育委員会との連携方法 ・これら事項をまとめたガイドラインの作成・発信

建設現場における、女性を含めた全ての人が働きやすい環境整備に向けた意識改革等に取り組む。

背景

- 建設産業は、社会資本整備、災害対応など、地域社会に欠かせない重要な存在であり、持続可能な建設産業の実現するためには**女性を含む将来の担い手確保**が必要。
- そのため、建設産業全体（企業のトップである経営層から現場で働く技術者・技能者等の労働者まで全ての主体）における意識改革・理解醸成や、女性等の入職促進・定着に向けた、建設産業の魅力や働きがい効果的に発信することが極めて重要である。

施策の概要

- 令和7年3月に**官民で策定した「建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画」**に基づき、**トップの意識を変え、女性をはじめ全ての人**にとって働きやすい職場、働き続けられる職場としていくため、快適なトイレや更衣室の整備、計画的な休暇取得や朝礼の運営見直し等を通じた柔軟な働き方ができる環境づくりなど、**ハード・ソフトの両面**での取組を推進する。
- 女性を含む多様な人材の入職促進に向け、官民が連携して、**建設産業の戦略的な魅力発信**を行う。

建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画

～**トップの意識**を変えて、**現場**が変わる。担い手確保につなぐ、
全ての人が働きやすく働きがいのある魅力ある建設産業の実現へ～



△国土交通省HP
特設ページ

<計画の主なポイント>

- (1) 建設産業の魅力向上・発信 ～選ばれる建設産業を目指して～
- (2) 働きやすい現場の実現
～現場で働く女性のハード・ソフト両面からの環境整備～
- (3) 女性活躍・定着促進に向けた取組の裾野拡大
～取組の普及・実行計画のフォローアップ～

✓ 毎年度取組状況の確認・課題把握

✓ 計画策定後の官民連携による取組の着実な推進

これまでの事例集（例）



関西鉄筋工業協同組合と
梅花女子大学のコラボ絵本



建設現場における「快適に
利用できるトイレ」に関する
事例集



建設産業における女性・
若者の出産・育児等と仕事
の両立支援パンフレット

- 建設産業における女性活躍・定着促進を図るには、働きやすい現場の実現はもちろん、産業の魅力や、女性のキャリアパス・ロールモデルなどの情報を積極的に発信していくことも重要。
- こうした観点から、建設産業の魅力とともに、これまで国土交通省や関係団体が作成してきた各種の事例集についてSNSで情報発信を行うため、ほくりくアイドル部の皆さんを「令和8年度 女性活躍♪けんせつ産業ナビゲーター」を任命。
- 情報発信は本日(6月25日)以降、順次実施する予定。

令和8年度
女性活躍♪けんせつ産業ナビゲーター
に任命されました！



能登半島地震の
復旧・復興でも活躍！
地域の守り手
建設産業での女性活躍
事例を紹介します！



国土交通省 X ほくりくアイドル部

国土交通省 建設産業の担い手確保に向けた女性・若者等の入職・定着の促進支援業務

建設産業の魅力を発信するとともに、女性がもっと働きやすい建設産業とするため、これまでに国などがとりまとめた様々な事例集を、能登半島地震などで建設産業の活躍を再認識した「ほくりくアイドル部」の皆さんに紹介していただきます。

トップナビゲーターには、ほくりくアイドル部キャプテンの松井祐香里さんを迎え、有松来未さん、土井颯愛さんにもSNSで投稿していただきます。



女性活躍♪けんせつ産業ナビゲーター
トップナビゲーター
松井 祐香里
(ほくりくアイドル部)

建設産業における女性活躍・定着促進に関する事例集

キャリア・働き方



経営者向け

仕事と育児・介護等の両立がしやすい職場環境整備の事例集 (令和7年度)

出産・育児との両立が担い手確保対策に！

- 「出産・育児」と「仕事」を両立した企業の好事例を紹介。
- 「これから制度の整備をしたい」「制度があっても社内の理解・活用が進まない」など、各社の状況に応じて参考にできる事例を収録しています。
- 制度が分かる！「出産・育児に関する助成金・制度」等の一覧も付属しています。

学生・従業員等 向け

女性の就業継続にむけたキャリアパス・ロールモデル集 (令和3年度)



将来への不安や悩みを解消するためのヒントに！

- 自身の今後の働き方やキャリアアップの道筋をイメージできる事例集。
- 技能者・技術者・事務職の計9名の方のキャリアパスや、仕事とプライベートの両立方法を収録しています。

経営者向け

中小建設業の多様な人材確保・定着のための柔軟な働き方事例集 (令和5年度)



人材確保や定着に悩む経営者の方々へのヒントに！

- 社員が働き続けられるための柔軟な働き方に取り組んでいる企業の事例を紹介。
- ①意識不足、②属人化された業務体制、③効率化されていない業務の解決の3カテゴリで構成。

現場環境

発注者（自治体・民間企業）・経営者・現場監督者向け

建設現場における「快適に利用できるトイレ」に関する事例集 (令和6年度)

快適で働きやすい現場づくりで魅力的な職場を実現！

- 働きやすい現場づくりのため、快適なトイレ環境の整備など、ハード面からの環境整備の好事例集。
- 国土交通省による直轄工事の標準仕様のほか、自治体・民間発注工事や小規模現場での好事例や、トイレカーなどを紹介し、各現場での工夫のポイントが分かるように整理しています。

※工夫の例：男女別の表示、サニタリーボックスの装備、臭気対策、スポットクーラーの利用など

事例集から沢山のヒントが得られそうですね！

事例集は他にも！

- 就業履歴の蓄積を活用した復職のモデルケース紹介 女性の就業継続のための建設キャリアアップシステム (令和4年度)
- 建設産業の魅力を発信する建設産業×広報事例集 (令和6年度)
- 女性定着促進に向けたアクションプログラム (令和2年度)
- 建設産業女性活躍ケースブック (平成31年度)
- 女性活躍支援に取り組む地域ネットワーク事例集 (平成28年度)
- 建設業 女性の活躍応援ケースブック (平成27年度)

女性活躍けんせつ産業ナビゲーター
トップナビゲーター
松井 祐香里
(ほくりくアイドル部)

ここからアクセス！





概要

出産・育児との両立が**担い手確保対策**に！

- 「出産・育児」と「仕事」を両立した企業の好事例を紹介。
- 「制度の整備をしたい！」「社内の理解・活用が進まない！」などの状況に応じて参考にできる事例を収録しています。
- 「出産・育児に関する助成金・制度」等の一覧も付属しています。（※ R7年度 時点）

ターゲット

経営者

従業員
(技能者)

従業員
(技術者)

従業員
(その他)

発注者

入職者
(学生等)

分類

キャリア

現場環境
(ハード)

現場環境
(ソフト)

魅力発信



↓ここからアクセス！

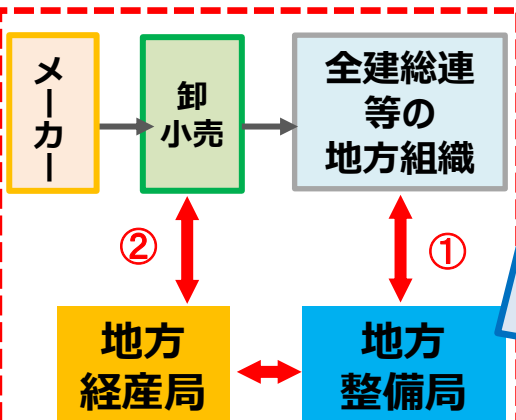


目次

1. 本パンフレット作成に当たって
2. 出産・育児における働き方の課題
3. 出産・育児と仕事の両立の好事例一覧
4. 好事例詳細
5. 参考資料
6. 付録

建設・住宅資材における地方支分部局連携による目詰まり改善の取組状況

- 地方毎に全建総連の一部地方組織に先行的にヒアリング（5月26日～6月8日。本省・地方整備局で東京都連、愛知県連、高知県連、鳥取県連、北海道連、福島県連、兵庫県連、石川県連、熊本県連、沖縄県連に個別にヒアリング）
- 全地方整備局等において、関係団体を通じて一人親方・工務店・中小建設会社等に対してアンケートを実施中。この結果をもとに詳細なヒアリングを行い、目詰まりの改善につなげる。



プッシュ型の情報収集・提供

- ① 一人親方から調達実態の把握、建材設備の供給状況等の情報提供
 - ② 建材設備の供給状況の把握・情報提供
- ⇒ 本省（国交省・経産省）における供給状況の把握、目詰まりの特定・解消への活用

<現時点での先行的に実施した個別ヒアリング概要>

■ 建材・設備の調達状況

- 通常時に比べて調達が難しいとの声が上がっている建材・設備は、主に、ユニットバス、屋根防水下地材、塩ビ管、断熱材、接着剤、シンナー等。
- 調達状況は地域や事業者によって異なり、調達が難しいものであっても、数量に制限はあるが調達できている例、納期は通常よりも長いが調達できている例、必要な時期と数量を具体的に示せば入荷できる例がある。

■ 工事への影響

- 建材・設備を何とか確保して工事を進めているとの声がある一方で、一部に工期の遅れが生じているとの声がある。
- 一部建材について納期が示されないことや今後の値上げの可能性により、新たな着工や工事の受注に躊躇しているとの声がある。

<国からの情報提供>

- 屋根防水下地材メーカーが公表した新規受注再開見通し
- ユニットバスメーカーが公表した通常通りの注文受付及び標準納期での対応の再開
- 業界団体が公表した断熱材、塩ビ管、塗料・シンナーの出荷見通し
- 経済産業省が公表したトルエン等の増産と塗料・シンナーの供給拡大に向けた取組
- 建築主との早期の協議の働きかけ、建設業法に基づく協議の仕組み など

中東情勢の変化を踏まえた建設工事の円滑な施工のための対応

3月27日(金) 国土交通省→建設業団体・民間発注団体

建設業に関し、中東情勢の変化等による原材料・エネルギー価格の上昇を踏まえ、適切な価格転嫁等について中小受託事業者配慮するよう要請するとともに、セーフティネット貸付制度等について周知

○改正建設業法に基づく規定の遵守、活用

- ・通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積りや見積りの変更依頼の禁止
- ・資材価格の高騰など「おそれ情報」を事前に注文者に通知し、契約変更の協議を円滑に行う制度の活用

3月31日(火) 国土交通省・総務省→自治体など公共発注者

中東情勢の変化等による原材料・エネルギーの取引価格を反映した、適正な請負代金の設定、適正な工期の確保について要請

○最新の実勢価格を適切に反映した予定価格の設定

○スライド条項の適切な運用

○契約後の想定外の納期遅延のおそれに対応した工期の延長等

○最新の情勢(供給量、価格)の把握、受注者からの相談対応等

4月8日(水) 国土交通省→建設業団体

溶剤等に関する安定的な調達に関する取組への協力を周知・依頼

4月14日(火) 国土交通省→建設業団体

溶剤等の流通における目詰まり箇所の特定状況を踏まえ、再度溶剤等に関する安定的な調達に関する取り組みへの協力を周知・依頼

4月30日(木) 国土交通省→建設業団体

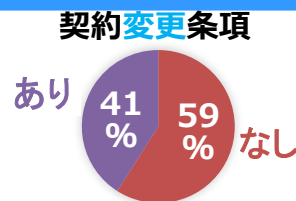
全ての建設資材について、前年同月同量を基本とする発注を行うなど、工事予定に見合った適切な調達要請を行うとともに、相談窓口の活用等について再周知

5月27日(水) ①国土交通省→建設業団体・民間発注団体 ②国土交通省・総務省→自治体など公共発注者

中東情勢を踏まえた価格転嫁・適切な工期設定等について改めて要請

契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書の法定記載事項**として明確化



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**



契約書(イメージ)

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮**する。

注文者

受注者

「資材高騰のおそれあり」

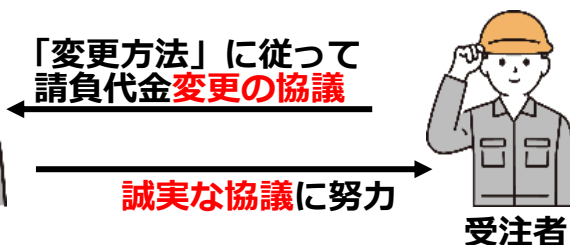
資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議**できる。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



「**変更方法**」に従って
請負代金変更の協議

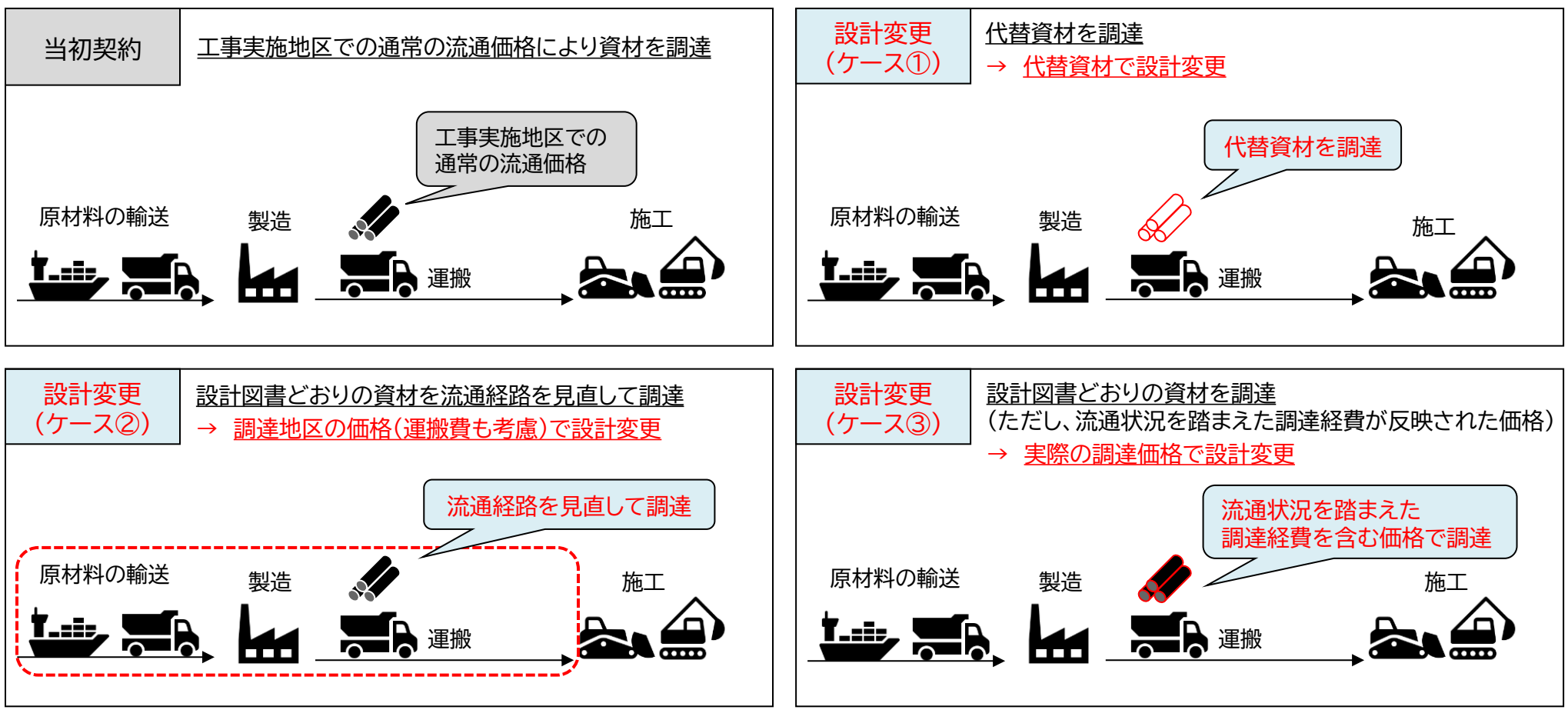
誠実な協議に努力

期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

※おそれ情報が通知されていなかった場合：おそれ情報が通知されていなかったことのみをもって注文者が契約変更協議を拒む理由にはならず、誠実に変更協議に応じることが求められることを法令遵守ガイドラインにおいて示している。

- 国土交通省では、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところ。
- 受注者が安心して受注・施工できる環境を整備する観点から、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を、受発注者間協議の上、設計変更する運用を、直轄工事において導入。



- 国土交通省ホームページに、中東情勢関連対策ワンストップポータルを開設（4月2日）
- 燃料油や石油製品等の供給に関する各分野の相談窓口を開設

ホーム ▶ 国土交通省について ▶ 報道・広報 ▶ 政策・法令・予算 ▶ オープンデータ・統計 ▶ お問い合わせ・申請 ▶

中東情勢関連対策ワンストップポータル

ホーム > 中東情勢関連対策ワンストップポータル

中東情勢関連対策ワンストップポータル



新着・注目情報

- 2026/3/31 [金子大臣が中東情勢に関する関係閣僚会議（第2回）に出席しました](#)

○相談窓口 建設業・住宅産業

建設 （工事契約、建設資材の需給・価格関係）	国土交通本省 不動産・建設経済局建設業課	hqt-kensetsugyouka★ki.mlit.go.jp
住宅 （新築・リフォーム等）	国土交通本省住宅局住宅生産課	hqt-jutakuseisan★gxb.mlit.go.jp
	北海道開発局事業振興部 都市住宅課	hkd-ky-toshi-juutaku★ki.mlit.go.jp
	東北地方整備局建政部 都市・住宅整備課	thr-toshijutaku★mlit.go.jp
	関東地方整備局建政部 住宅整備課	ktr-jyutakugijyutsu★nyb.mlit.go.jp
	北陸地方整備局建政部 都市・住宅整備課	hrr-hokuriku_jyutaku★nyb.mlit.go.jp
	中部地方整備局建政部 住宅整備課	cbr-jyutaku★mlit.go.jp
	近畿地方整備局建政部 住宅整備課	kkrr-jyutaku★mlit.go.jp
	中国地方整備局建政部 都市・住宅整備課	jutakuchisei★cgr.mlit.go.jp
	四国地方整備局建政部 都市・住宅整備課	skr-zyutaku88★ki.mlit.go.jp
	九州地方整備局建政部 住宅整備課	qsr-juutakuseibi★ki.mlit.go.jp
	沖縄総合事務局開発建設部 建設産業・地方整備課	kenchika.kyoyu.f3h★ogb.cao.go.jp

趣 旨

- 将来的な担い手減少、激甚化・頻発化する災害、AI・デジタル技術の進化、スタートアップの隆盛等、建設業は様々な課題や変化に直面している。
- 建設工事の本質を踏まえつつ、直面する課題や変化を乗り越え、さらに発展していくために、今日的な「技術」と「経営」に優れた建設企業とはどのような企業か、建設業を支える人的資源をいかに確保・配置・マネジメントしていくべきか等、我が国の建設業の新たな経営戦略について多様な視点を交え検討することが必要。
- このため、それぞれ異なる視点で建設業と関わる有識者からなる勉強会を設置し、社会経済・国民生活において重要な意義を有する建設業たりうるかという観点から、今後の建設業政策の方向性について検討を実施。

開催概要

- ・第1回(令和7年6月26日)
建設業をとりまく現状等、多角的な視点から捉える建設業
- ・第2回(令和7年9月2日)
我が国の建設業の特性や課題、多角的な視点から捉える建設業の現状、これからの建設業に求められる企業のあり方①
- ・第3回(令和7年10月6日)
我が国の建設業の特性や課題、これからの建設業に求められる企業のあり方②
- ・第4回(令和7年11月5日)
建設業における人的資源のあり方①
- ・第5回(令和7年12月24日)
建設業における人的資源のあり方②
- ・第6回(令和8年2月18日)
建設業以外の産業からのヒアリング、勉強会とりまとめ(案)について
- ・第7回(令和8年3月17日)
勉強会とりまとめ(案)について

委員等構成

青木 由行	(一財)不動産適正取引推進機構理事長
大森 文彦	弁護士・東洋大学名誉教授
木村 駿	(株)日経BP日経アーキテクチャ編集長
櫻井 好美	社会保険労務士法人アスミル・(株)アスミル代表
堀田 昌英	東京大学大学院工学系研究科教授
丸山 優子	(株)山下PMC代表取締役社長
和田 雅彦	(株)日本政策投資銀行都市開発部長

* このほか、各テーマに見識のある実務家を臨時委員として都度委嘱し、必要に応じてテーマに則したヒアリングを実施。

今後の建設業政策のあり方に関する勉強会 とりまとめ(令和8年4月3日公表)

1. はじめに

- 生産年齢人口の減少が、日本全体の総人口の減少を上回るペースで急速に進むことが確実である中、建設業は、災害の激甚化・頻発化、資機材価格等の高騰、AI・デジタル技術の発展、スタートアップの興隆などの環境変化に的確に対応していく必要
- 「建設業が産業として重大な岐路に立っている」という認識を全ての関係者が共有し、持続的な発展に向けた思い切った取組が求められる

2. 建設業の特性と残された課題

「第三次担い手3法」施行を経て、なお建設業に残された構造的課題について整理

(1)産業構造

- ・業務量の繁閑差の存在
⇒経営の安定性を損なうおそれ
- ・重層下請構造
⇒品質管理の低下、中間マージンの発生
- ・中小、零細企業が圧倒的に多い業界構造
⇒DX投資の遅れ、人材育成が困難

(2)契約慣行

- ・請負契約におけるコスト等の不透明性
⇒関係者間での対等な立場でのコミュニケーションや労務費の行き渡りを阻害
- ・口頭契約の慣行が根強い
⇒施工時におけるトラブルの要因、適切な契約変更の支障

(3)働き方

- ・日給制の慣行や不十分な退職金制度
⇒建設業の魅力を損ない入職をためらう要因
- ・天候や現場条件等の影響を受ける勤務環境
⇒女性の登用や週休2日工事の拡大等を阻害
- ・働き方に関する建設業特有の規制等の存在
⇒柔軟な人材配置を制約

特性と課題

3. 建設業の目指すべき方向性

(1)取組に当たっての基本的な視点

視点Ⅰ 「信頼」の確保

建設業界で働く人材はもとより、発注者をはじめとするサプライチェーンにおける取引の相手方、将来の担い手である学生等とその保護者、教育機関等の関係者、ひいては地域社会を含め、幅広く国民・社会に「信頼」される産業であることが重要

視点Ⅱ 生産システムの「高度化・効率化」

建設工事の施工に関する取組(施工自動化等)のみならず、個社の企業経営(人材確保・育成、DX投資、多様な働き方の導入等)や、業界の構造・慣習についても、不断の見直しに取り組み、生産システム全体の高度化・効率化を進めることが重要

(2)目指すべき産業の姿

① 「人を大事にする」産業
⇒労働市場から信頼され、評価され、選ばれる産業へ

② 真に「経営力」のある産業
⇒取引先等ステークホルダーから信頼される産業へ

③ 「未来に続く」産業
⇒成長産業として発展を続ける建設業へ

(3)必要な政策の方向性

※主要なものを抜粋

①「人を大事にする」産業

- 更なる処遇改善
 - ・ 労務費の確保・行き渡りの徹底
 - ・ 月給制への転換
 - ・ 建設業退職金共済制度の充実（複数掛金制度導入、電子ポイントの活用促進等）
 - ・ CCUSの活用の徹底
- 働き方等の見直し
 - ・ 変形労働時間制度等の徹底的な活用
 - ・ より柔軟な働き方や労働力の融通について関係者間での検討の加速
- 人材育成の取組強化
 - ・ 業界全体で人材育成をサポートする体制整備
 - ・ AI時代も見据えたリスキリング等の充実
- 技術者制度について「現場単位での最適化」等の観点からの見直し
- 外国人材の適正な受入れ、地域との共生

②：真に「経営力」のある産業

- 地域建設業の経営力等の強化
 - ・ 経営力強化に資する情報の経営者への発信
 - ・ 各社の経営力向上の取組に対する業界団体のサポート強化
 - ・ 第三次担い手3法の徹底。公共事業予算の安定確保。民間資金を含む柔軟な資金調達
- 規模のメリット（企業統合、ホールディングス化等）
 - ・ 企業統合等に支障となる制度等の見直し
 - ・ 事業承継へのサポート強化（関係機関と連携したマッチング支援等）
- 民間工事も含めた業界全体での生産性向上
 - ・ AI・デジタル技術の積極活用、技術開発・投資の促進
 - ・ 書類事務の簡素・効率化、システム連携等
- 海外への事業展開に取り組む中小事業者等への支援

③：「未来に続く」産業

- 重層下請構造の改善
 - ・ 産業政策として取り得る選択肢の検討
- 業界慣行の不断の見直し
- 女性や若者等への情報発信・イメージ改善
 - ・ DX等により働きやすくなった建設業の実態や魅力、やりがいなどの発信を強化
- 災害時・物価上昇時等におけるコストプラスフィー契約の導入の検討
- 公共発注のあり方の検討
- 民間工事に関する発受注者間のコミュニケーションの充実

【企業評価について】

○経営事項審査などのあり方の検討

- ・ 新たに評価すべき項目の検討（例：成長性、処遇改善の取組、経営に関して必要な能力）
- ・ 評価制度の活用方策の検討（例：民間発注工事における活用、専門工事企業の評価のあり方）

4. おわりに

- ・ 成長産業として、あらゆる人材が将来に希望を見出せる建設業の実現に向け、関係者が一体となり、今後の建設業のあるべき姿や具体的な建設業政策について検討を行う場を立ち上げるべき

建設業における教育訓練体系の 構築に向けた検討

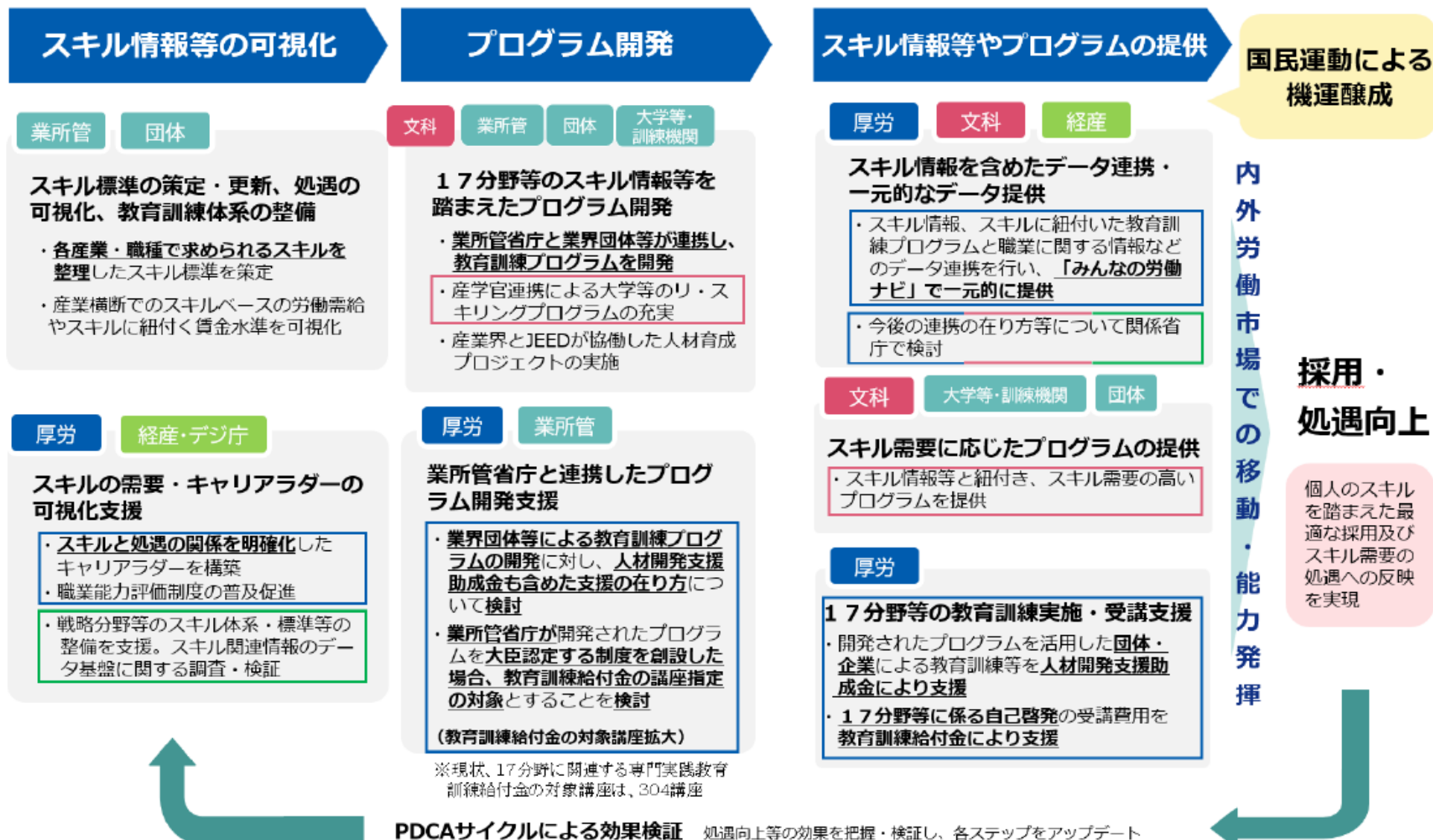
17の戦略分野等におけるリ・スキリング・人材確保に向けた取組

2026年6月16日

内閣官房 日本成長戦略本部事務局

17の戦略分野等におけるリ・スキリング・人材確保に向けた取組

強い経済の実現に向けて、17の戦略分野及びそれを支えるエッセンシャルワーカーを始めとした分野における人材を育成・確保するため、各分野の業所管省庁による主体的な取組と、厚生労働省、経済産業省、文部科学省による支援策とを有機的に連携させることで、スキル標準の可視化から、プログラム開発・提供までスピード感をもって一貫通貫で支援する取組を進める。



国土と経済成長を支える建設産業の供給力強化

「防災・国土強靱化」はもとより、
戦略17分野全ての投資を下支えする建設産業の供給力を向上させることにより、
各分野における設備投資（施設整備）を確実に実現し、我が国の経済成長を後押しする。

- 戦略17分野等への投資を促進し、強い日本経済を実現するためには、各分野における設備投資（施設整備）を支える建設産業において、人材の確保・育成や生産性向上を推進し、供給力の向上を図ることが不可欠。
- このため、公共工事だけでなく、民間工事も対象に、処遇改善と入職促進による担い手の確保、建設人材のリ・スキリングとDX推進による生産性向上に向けた取組みを強化する。

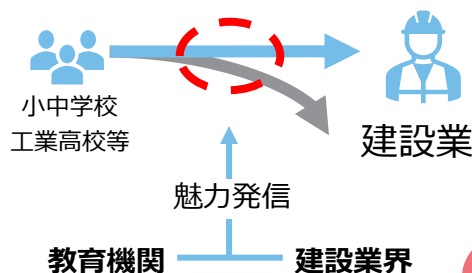
担い手確保

処遇改善・働き方改革

- ✓ 第三次・担い手3法に基づくサプライチェーン全体（発注者・元請・下請）での取引適正化を徹底
- ✓ 変形労働時間制の運用改善などによる働き方改革

入職促進

- ✓ 小中学校段階からの興味関心の醸成
- ✓ 教育機関と建設業界等とが連携した、戦略的な魅力発信



1. 処遇改善

2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

3. 働き方改革・生産性向上

生産性向上

リ・スキリング

- ✓ 資格取得・リスキリングに向けた支援強化
- ✓ 新たな教育訓練体系の構築

DX推進

- ✓ 土木・建築分野において、ICT機器、AIやロボット等の先端技術の導入など、省力化投資を設計から施工まで幅広く促進



3Dプリンター
 (出典：株式会社大林組 HP)

教育訓練給付金や人材開発助成金を活用するなどし、建設技能者のリ・スキリングに向けた教育訓練プログラムの開発等を検討

建設産業における今後の教育訓練の方向性

技能・経験に応じた処遇改善によりキャリアパスの見通しを持てる産業とするため、技能取得・キャリアアップ支援の強化、新たな教育訓練体系の構築に向けた検討を行う。

- 中小企業が多くを占める建設産業では、教育訓練が不十分。
- 担い手確保の観点から、技能・経験に応じた処遇改善を図ることが急務。

現在の職業能力開発の枠組

対 象	責務を負う者	主な訓練の種類（実施主体）
離職者	国・都道府県	公共能力開発施設での教育訓練 (国・都道府県)
在職者等	事業主	認定職業訓練 (事業主・職業訓練法人等) その他の職業訓練 (事業主・一般社団法人等)

建設産業における課題

- ① 教育訓練は、**現場でのOJTが中心**
- ② 教育訓練施設でのOFF-JTは、**新人研修か、高レベルな技能者が中心で中間が希薄**
※初級・中級・職長・高マネジメントレベルのような体系でない

職種・レベルに応じたカリキュラム・
教材が確立されていない

短期の取組

- ・ 現行の枠組を最大限活用しつつ、**建設人材の技能取得・キャリアアップの支援拡充**

中長期の取組

- ・ 業界・職業訓練法人・行政・教育機関等の連携のもと、**新たな教育訓練体系を構築**

